

312
2
63



0004971000

0004971-000

a 3 1 2 - 6 3

日本憲政史論集

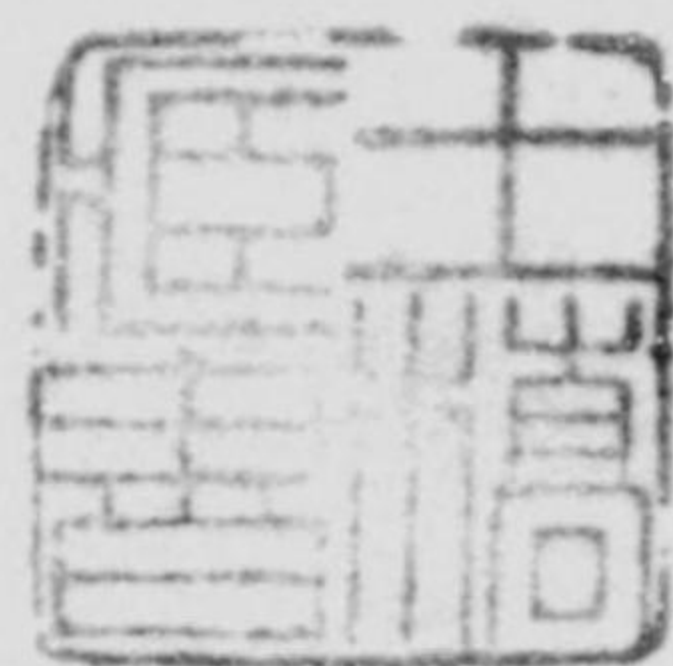
尾佐竹猛・著


育生社

1937

ABC

312
63





法學博士 尾佐竹 猛 著

日本政治・經濟
研究叢書 ■

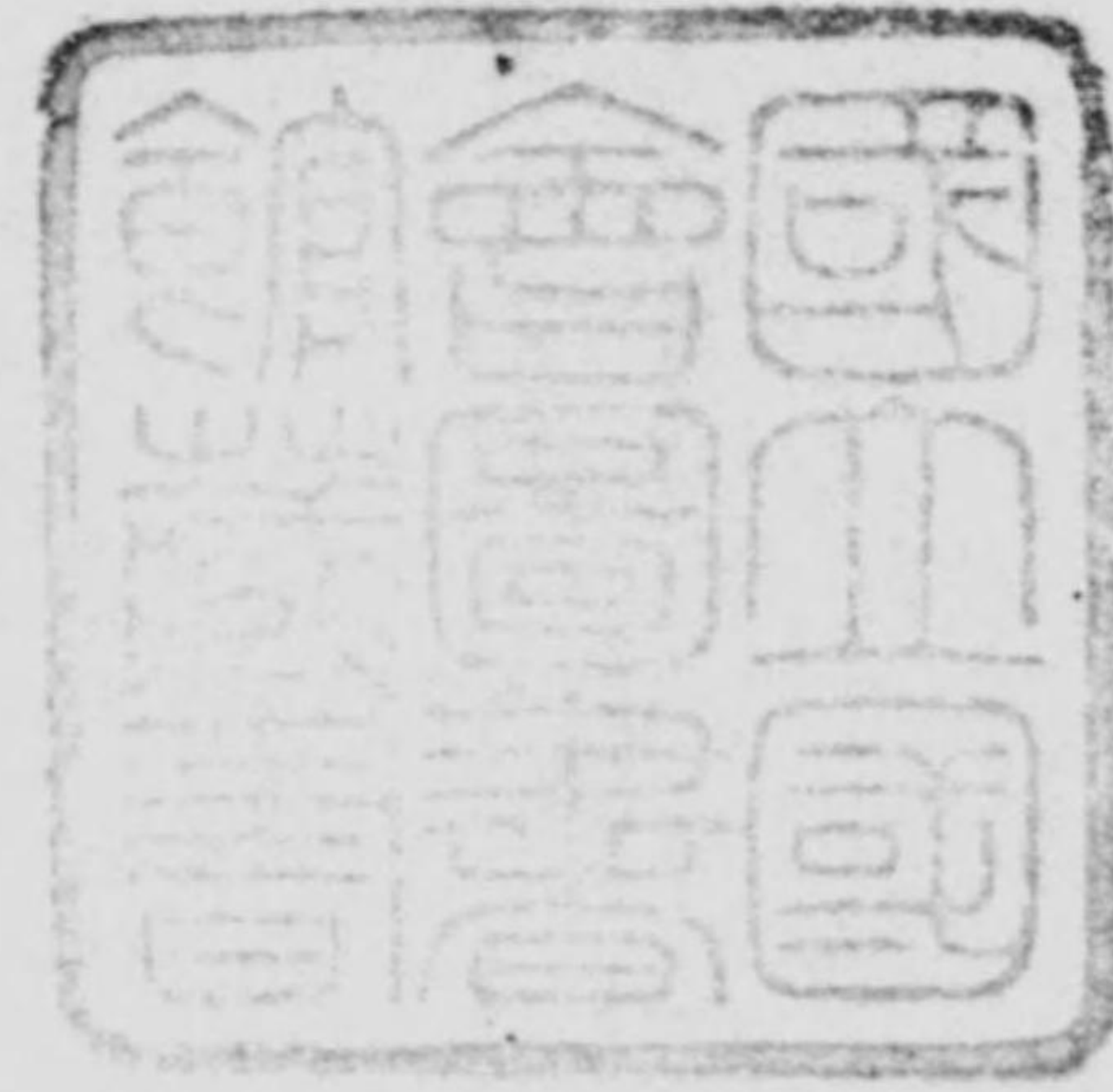
日本憲政史論集

東京 育生社 版

18778

031.2

312
63



27724

私が明治文化に關し多少纏つた著述を、始めて世に問ふたのは舊著『維新前後に於ける立憲思想』であつた。今から顧れば背に汗する愚著ではあつたが、それでも當時としては、どこか取り得があつたと見え、その出版を勧められ、非常に骨を折つて世に出して下さつたのは吉野作造博士であつた。

そして身に餘る推薦の辭を寄せて下さつた末に、最後に私は篤學なる讀書子を代表して著者に數ヶ條の注文を述べておきたい。一は本書の外從來發表せられた諸篇をも全部彙類して近く刊行せられんことである。二は今後とも注意して本書の訂正増補を心掛けられんことである。三は漸次本書の續篇に筆を染められせめて日清戰爭頃までその明治文化史を大成せられん事である。

との、私としては到底その任に堪へぬ荷の勝つた大注文を提出せられたのである。特にこの第三の注文に付ては、徳富蘇峰氏からも

著者の吾人を恵むもの、恐らく本書に止らざる可し、今後更らにより大なる賜物を拜せんことを期待する。といはれ、また内田魯庵氏からも

更に筆を呵して滿幅の蘊蓄を傾ける大著を完成されん事をひたすら囑望する。

序 文

一

といはれ、その他にも二三同様の趣旨をいはれたこともある。惟ふに、その著の不完全なるを指摘するに替へ、將來の發憤を激勵せられたる先輩の難有き忠告であつたのであるが、私はその御趣旨に副ふには、あまりに非力なることを耻づるのみならず、今日まで何等その萬分の一にも値する編著を出さざることに於ての怠慢は、眞に申譯なきの極みである。唯だ強いて誇張して、幾分これに似たるものを出したと、低聲私語することを許さるゝならばそれは『日本憲政史』の一書のみである。しかし、これとて、その書の性質から、時と紙數とを限られたからとの好箇の遁辭を以て、その絶版となりしを幸ひとする程の貧弱なる一小著である。固より世の一瞥をだに値ひせないのである。

即ち非力は到底非力である。如何に怠慢の墮心に鞭つとも吉野博士の第三の希望には應ずるの見込は當分容易に立ちそうもないから、せめて、第一、第二の點だけでも心掛けたのは、從來、機に觸れ出版したる二三の小著である。本書も、またその亞流として、聊か舊著の訂正増補の本流に近きもの數篇を選びて採録したのである。

唯だ表題として『日本憲政史論集』としたのは、我ながら、その大袈裟に驚いたのである。しかも、その内容としても、論集といふよりも、寧ろ史料集である。羊頭狗肉の嘲は甘んじて受くるのである。が、こゝにも勝手なる辯明を許さるゝならば、私は本來史料に重きを置くのである。所謂公式論は研究の新鮮味はありとはいへ、私は必らずしもその流行を欲しないのである。又史學を以て信仰の對照とするが如き觀念論に至つては、最も嫌ふところである。曾ては純正歴史家が史料の運搬夫に過ぎずと嘲られたこともあつた。或は古文書のしわ伸しと

痛罵する論客もある。が私はこれ等の語は歡んで迎へるのである。また同學の士より我等の研究の方法は五反百姓の耕作なりと比喻して他に研究の沃野あるを知らざることを忠告せられたこともある。又近くは、恰も我等の研究を以て邪道であるかの如く眞摯に注意せられた學者もあつた。私は、これ等の好意に對しては一切辯明するの學と識とを有しないのである。嘗て考古學の草創期に於てコロボツクルなる假定説が權威を有して居つたとき、某文士が、余は泥ボツクルなりとて資料の發掘に専念し、學説は他にその人あるべしとて、自ら泥まぶれになつて、幾多貴重なる材料を提供し、爾來斯界の進歩は、遂にコロボツクル説をして一場の夢物語たらしめたる挿話がある。私はこの話に共鳴するものである。近來明治文化の研究は非常に進展したりとはいへ。未だ草創期を脱せざる氣分は多分に存するのである。斯界の泥ボツクルの必要はあるのである。私は喜んで泥まみれとなつて、發掘に従事しつゝあるのである。世の明敏なる學徒の縦横の論議に、資料を供するを得ば、私の望は足るのである。私は寧ろそれが、自分の本分であるとさるゝ自覺するのである。讀者諸君よ何卒私の愚を憐みて、表題の過大に失するを咎め給はざらんことを御願ひするのである。

明治通りの僑居にて

明治七十年盛夏

尾佐竹 猛

識

目次

序

第一章	明治維新の憲政史觀	四
第二章	大政奉還の意義	四
第三章	五箇條の御誓文の成立過程	六
第四章	藩議院と地方民會	六
第一節	藩議院	六
第二節	地方民會	一三
第五章	伊藤案以前の憲法諸案	三六

目次

日本憲政史論集



第一章

明治維新の憲政史観

近來維新史の研究は多方面の角度より論及せられて居りますが、之を大別致しますと、第一の研究方法は倫理的神秘的或は宗教的意味に於て維新史が解せられて居つたのであります。時代が進みまして文化史的の維新史研究となり、更に進んで經濟史觀的研究が盛になり、この三大別したる維新史研究は現代の學界を支配して居るのであります。又この三大別の中に於きましては色々の方面から研究を致されて居るのであります。その一方法と致しまして憲政史より見たる明治維新、斯ういふ觀方もあるのであります。

是は溯つて根本的に申しますといふと、明治維新とは何ぞや、といふ本質的問題にかゝるのであります。隨て又本質論の如何に依つて明治維新は何時から何時迄であるかといふ問題になるのであります。明治維新を漠然と思想的概念的に考へて居るものもありますが、これは歴史的に考へますれば何時から何時迄が、明治維新か、又明治維新の本質如何といふ問題になつて來るのであります。曾ては薩長諸藩出身の元勳元老の手柄話が維新史であつた時代もあつたのであります。又この反動と致しまして、薩長の悪口を言ふことが維新史であつた時代もあつた。その他色々の局限せられたる維新史研究はあつたのであります。これは學問的研究としては採る譯には參らないのであります。茲に於て制度史的にみる、或は風俗史的にみる、或は經濟史的にみる、何れが果して學問的であるかといふ大問題が起つて來るのであります。或は文學的の方面から見ますれば、坪内逍遙先生の「小説神髓」を以て文學的の維新とする人もある。經濟史的に觀察致しまして、産業革命なりや否やの問題に付て、明治維新を二十七八年頃まで持つて來ると

いふ様な説もあるのであります。各独自の研究方法であります。唯私は別の方面から申しまして、今申します通り憲政史より見たる明治維新といふことにしますといふと、封建制度倒れて、立憲制度興るのを以て明治維新と見たいのであります。又隨てこの意味に於て明治維新は封建制度の改善として立憲制度を取容れんとするのスタートを有するものであるとみることが出来るのであります。斯ういふことになるのであります。これを單なる政治情勢の動き、權力の消長分配より政治史的に觀察致しますると、幕府の絶對專制權が幕末の難局に際して大名の參政權に擴張せられるのであります。有力な諸藩の名君と呼ばれるやうな人々の意見を聽いて幕末の難局に當る、これが漸次擴張せられて、更に大名ばかりではいけない、各方面の人材、例へば薩の西郷であるとか、大久保であるとか、長の木戸であるとか、廣澤であるとかいふやうな人々が之に加つて、大名の參政權が士階級の參政權に擴張されて來るのであります。而して更に政局が切迫致すに至つて大名といふやうな形式的な權威よりも藩を背景とする所謂維新の元勳といつた人々が、各藩に於ける下級武士階級が政權に參劃するに至つたのであります。これが更に全國的に結成せられまして、勤王運動となり、開國論となるのであります。政治史的にみますれば、現状打破説と現状維持論とがある。上級武士は常に現状維持の傾きになる、隨てこれは佐幕といふ系統になつて來るのであります。下級武士は現状打破——それが勤王運動となり、攘夷運動となつて、上級武士に反抗する。これは各藩を通じてこの形が現はれて來るのであります。これが全國的に結成して一大運動となつて最上級の幕府が茲に倒れる、而して下級武士が政權を執るべき位置になつて來るのであります。けれども所謂上級と下級の武士階級の間の政權移動であつたのであります。から、まだ一般民衆の政權要求には遠かつたのであります。茲に於て又初期の政黨運動が起つて參るのであります。

曾ての下級武士の上級武士に向つての闘争形式が變りまして、日本の國體の自覺勤王論の擡頭といふことから考へまして、中間に介在する幕府であるとか、或は大名とかいふやうなものを廢して一君萬民の理想政治を行はふといふ意味に於て勤王運動は起つて居つたのであります。而もこの幕府が倒れた後にも中間の勢力として藩閥と稱する封建殘存勢力が政權を壟斷致して居る。これは一君萬民の理想政治に遠ざかるからといふので、この中間の閥族即ち藩閥といふものを攻撃すべく起つたのが所謂初期の政黨運動であります。だから觀方に依りましては幕末の勤王運動の繼續が初期の政黨運動、自由民權運動とみることが出来るのでありますから、當年の自由民權運動、政黨運動が如何に殉國的の熱情に燃えて居つたかといふことが解り得るのであります。今日の政黨運動とはこの意味に於て質を異にするのであります。而して幾多の闘争の結果、議會は開かれたのでありますけれども、最初の第一回の總選舉は極めて局限せられたる所の制限選舉であつたのであります。これが漸次選舉權が擴張せられました、今日の普通選舉運動に至る迄には約半世紀の年月を経て居るのであります。一體幕府の政治といふものは今更言ふ迄もなく絶對專制權でありまして、恐れ乍ら上皇室の御旨も承らぬ。無論下一般民衆の意見を聴くものではない。而も封建制度は嚴重なる階級的の權威を有つて居る。これが封建組織であつたのであります。幕末の内外多端の爲にこの制度は自然に崩れて行つて、政權の移動を來した。即ち絶對專制を本來の趣旨と致して居ります封建制度が漸次崩壊して行つて、言論政治に移る兆候が茲に於て現はれて來るのであります。三百年の長い太平それは殆ど史上に稀なる太平でありまして、殆ど外國の影響を受けずして、日本獨特の文化を發達致して居るのであります。太平と共に學問の普及となり、凡ては

先天的約束の如く考へて居つた所の封建階級制度と我が國體との關係に於て、新に疑惑の念を持つて來るに至つて幕府の組織は自ら崩壊せざるを得なくなるのであります。而も内外多端の國難に際しまして、幕府の獨力にてこの國難に當るに堪へたならばまだこの問題はなかつたのでありませうが、幕府は之に堪ふるの力を十分有しなかつた。斯くして到底國家を背負つて立つの責任と力と手腕とを持つて居ない幕府といふことになつて、國民は奮起せざるを得ないといふ狀況になるのであります。幕府自身も自分の獨力で以て内外の諸問題の處理に當る自信がなくなつて、遂に大名の意見を求め、朝廷に奏上をするといふやうなことになるのであります。これは非常時に際しては當然行はるゝことであつて、決して悪い方法ではないのであります。幕府自身の立場からみますと、自己の絶對專制權を拋棄し言論政治の基礎を開くと云ふことになることを知らなかつたのであります。これが所謂明治維新といふことの起る原因であります。私から言へば所謂封建制度が崩壊して立憲制度が出来る端緒であるといふことになるのであります。そこで幕府の政治が漸次それ自らの權力を崩壊するに至るには、幾多の段階を経て來るのであります。この非常の國難に際しては全國の衆智の力を集めなければいかぬといふ議論は當然起つて來る、幕府自身に於てもこの議論は起きて來るのであります。之を當時の言葉で輿論公議といふ或は公議輿論とも言ひます。どうも全國の意見を聴かなければならぬといふことを知らず識らずに一般民衆も考へて來るのであります。この議論が段々時勢の切迫と共に進んで行きました。輿論公議といひましても、一般民衆の意見は直ちに入つて來るものではないのであります。多年政治上に向つての發言權を禁じて居つた一般民衆の意見は直ちに出るものではありませぬ。當時の政治上の發言權を有するものは所謂大名——藩と稱して兵力・財力を有して封建國家群を成して居る所の藩、大名、これらの者の政治關與が列

藩會議論といふものに具體的に進んで来る。これも最初は國家非常時に對して重大なる問題に關して議して居つたのでありますが、屢々これが會議をして居る間に常設的の會議の色彩を帯びて参るのであります。後には大名の意見を聽かなくては幕府が政治を行へぬといふことになる、これ即ち漸次に幕府の勢力の失墜する所以であります。最初は列藩會議と申しましたが、當時有力な大藩の大名に相談をして居つたが、重大問題なれば二三の大名だけでは專横に流る、惧れがあるから、全國の大名の意見を聽かなくてはならぬ、斯ういふ事になつて参りまして、それが歐米流の思想に彩られました。上下兩院論と結付くのであります。無論當時海外の知識を吸収するには極めて不充分であり、極く少數の識者が或は原書に依り、或は翻譯に依つて歐米の事情をきく、所が歐米諸國には兩院——貴族院と衆議院といふものがある。成程これは大名が寄つて相談するのは貴族院で、大名以下の武士、百姓、町人の人材を集めて相談するのは衆議院だらうと漠然と考へた。質としては列藩會議は上下兩院と違ふのでありますが、上下兩院論が幕末に於て臆氣ながら入つて参ります、時の識者はこれらに付ての意見を述べて居ります。この議論を實際政治に運用して中央政界に活躍致しましたのは、土佐藩の藩論と致しまして大政奉還と結付けた上下兩院論なるのであります。大政奉還は無條件の大政奉還でなく、大政を奉還して直ちに上下兩院を開くといふことが條件であつたのであります。これが幾多の變遷を経まして、條件を切離されてしまふことに於て維新の政變になるのであります。

この故に所謂有名なる萬機公論の御誓文が劈頭に現はれて来るのであります。大政奉還、王政復古の條件としての上下兩院論があるのであります。千古に輝く所の五箇條の御誓文の如き大宣言が突如として、又一二の先覺者の單なる思ひつきで出来るものではありませぬ。當時の時勢の要求が之をして斯の如き大宣言をなさしめた所以である。而

してこれ迄の研究に依ると、御誓文といふが如き、萬機公論といふが如き大宣言が出て居たに拘らず、二十三年の議會が開かれる迄は、それは宣言として出シツ放しにして何も實行せなかつたもの、如く解せられるのであります。當時の當局者は御誓文の趣旨に基いて銳意この實行に注意し、言論府を設けたのであります。併しながら本來は官僚としての、封建イデオロギーを出でない所の言論府でありましたから、一般民衆を背景とする所の議會政治といふものにまだ相當しなかつたのであります。これが日本の明治維新とフランスの革命の本質との異なる所以であります。従來は漠然と幕末の外交問題は世界の大勢である、世界の大勢は即ちフランス革命の影響が世界に及んだ、それが更に東洋の日本へ迄及んだと唱へられて居るのであります。無論この影響を受けて居つたのであります。併しながらフランス革命は御承知の通り、今日は産業革命、ブルジョア革命いふ言葉を用ひて居りますが、少くとも新に勃興したる階級が、自由、平等、博愛の宣言を引提げて起つたあの大革命であります。併しながら日本の明治維新は庶民階級の呼聲に依つて起されたる變革ではありませぬ。固より封建經濟の行詰り、土地經濟が貨幣經濟に替らんとする時代であります。今日の唯物史觀から申しますれば、町人階級の勃興と申します。無論町人階級の勃興はありますけれども、未だこれが政治圈内に入つて政權の分前を要求するに至る迄の積極的な力を持つて居ない。これが所謂フランス革命との本質の異なる所以であります。徳川封建幕府の行詰りに依つて、中央統制力が緩んだのに乘じ、薩長土肥といふやうな矢張り封建國家群が政權の爭奪をせんとした、即ち封建者間の上級階級の權力が下級階級に移動して、大なる封建が倒れて、小なる封建が起きんとする封建者間の政權移動に過ぎないのであります。隨て別の言葉を以て申しますれば、明治維新は破壊運動にして建設運動ではない、フランス革命の如く建設の目標に向つての大改革

ではありません。現状に不満なる者は一致して幕府を倒したけれども、建設の目標がなかつた。茲に於て王政復古といふルネッサンス或は建國の精神に還れといふ今日の言葉に當るのですが、所謂明治維新は王政復古と同様の意味に呼ばれた所以であります。後には王政維新ともいひます、これ等の語が同じ意味に用ひられて居るのは單なる破壊運動に於てのみに於て一致したからであります。建設的目的を有して居りませぬから目標とする幕府が倒れた後には、古と新が兩方に分れて來ます。復古派と維新派の分裂が行はれて來るのであります。建國の精神に還れ、或は王政復古といふ言葉は極めて莊重にして時代の人心を捉ふるに十分の魅力をもつて居るのでありますけれども、實際政治の形態としては建國の初めに還つてはなりません。奈良朝の古へに還つては出來ず、南北朝に還つては出來ないのであります。精神は還るが、政治形態は還る譯に行きませぬ。そこへ以つて來て恰もフランス革命の影響が來たのでありますから、厭でも應でもヨーロッパの議會政治は這入つて來る譯であります。新なる政治形態、新なる目標がないのでありますから、歐米の文化は潮の如く入つて來るのは當然であります。而も本質は先程申す通り封建者間の權力争奪であり、その權力移動であり、武士階級の問題であつたのでありますから、そこに庶民階級に因る議會政治を持つて來たのでありますから、最初から既に歪められた所の政治形態になつて來る。而して一方に於て尙ほ封建イデオロギーが強く、或る意味に於て今日までその滓が残つて居ると見得るのであります。斯ういふ状態に於て幾多の變遷を経て政黨運動となり、或は政黨内閣となるのであります。この初期のこの問題に付ての研究が十分でない、今日の政界の状態、政黨組織の本質論が分らなくなる所以であらうと存じます。そこでこれらの議論をもう少し具體的に申上げますと、先づ輿論公議の説から述べてみなくてはならぬのであります。

斯ういふ議論は何時頃から起つたかと申しますと、幕末は色々近海に外艦が出沒する、勿論ペリーが渡來する以前に於ても日本近海に於て幾多の問題が起るのであります。弘化三年即ち千八百四十六年には、時の名君と謂はれて居りました水戸藩主烈公即ち徳川齊昭、この人が時の幕府の顧問の如き意味に於て、幕府の内閣へ出て政治に參與して居るのであります。これも先程申した通りに幕府本来の制度としては有り得べからざることではありますが、時局多難に際しまして、閣外の人材を招き意見を聴く、これが下手をするとき時でもある内閣以外に於て何々審議會などを設けるなど、それに似たことは何時でもありますが、その結果はいかぬのであります。併し最初は兎に角當時の名望ある所の水戸烈公を幕政に參與せしめて、この時の老中は備後福山の阿部伊勢守——これが中々の政治家であります。幕府の政治家としては有数の政治家であります。阿部伊勢守は一つは徳川齊昭を籠絡する積りでありますが、この難局に際して水戸烈公を幕政に參與させた。この時の齊昭の意見としては、斯ういふ工合に外國——夷狄と言つて居るが——の者どもが來て色々難題を言つては、これは難しくなるから御三家即ち尾張、水戸、紀州の幕府の親藩は勿論、假令外様大名たりとも明才の聞ある者は、それらの意見を聴かれて、さうして俱に力を盡して日本の爲になるやうにした方が宜からう、即ち學國一致の内閣を作らなければならぬといふのやうな意見を幕府の内閣に向つて述べて居る。斯ういふ様な事は阿部伊勢守に於てもさういふ心で居つたやうであります。その中に全國を聳動せしめた嘉永六年(千八百五十三年)にペリーの——これは一寸申して置きますが、ペリリと言つて居りますが、ペリーです。凡て幕府の斯うした言葉は、當時は和蘭語全盛の時勢ですから、和蘭式の發音であります。それでペリーはペリリ、ハリスはハルリスになる——そのペリーが浦賀に來た。この時の驚きは今日からは想像もつかぬのであります

が、恐らくはツエツペリンが倫敦の空に現はれた時よりもまだ喫驚した。この時に阿部勢守は在京の大名小名に總登城を命じて、

この度浦賀表へ参つた所のアメリカの艦より差出したる書面、この和解を皆に示すから、實に國家の一大事であるから、書面の趣旨をよく讀んで、意見のある者は誰彼れとも意見を申出る、

と言つたのが、これが幕府としては破天荒なのであります。所謂當局者以外に意見を求めることは非常時に際しては許すべきことではありませんけれども、別の方面から申しますれば、幕府自ら幕府の憲法を破壊したのであります。さア意見を述べると言つた所が、さう奇想天外の意見は出るものでない。實は滑稽噴飯の意見ばかり出て来たのであります。而して更に斯う云ふ具合に當局者以外に於て政治上の發言權を許した爲に處士横議といふことが出来た。在野黨の無責任なる言論であります。遂に浪人階級が國政を議するに至つて勤王攘夷論が盛になつて來る因を開いたのであります。つまり幕府の封建專制政治の中に言論政治の微光が差した、斯うみて宜しいのであります。斯ういふ時代になつて、是から幾多の政治論が紛々として政局が迫つて來、遂に議論ばかりでなく所謂天誅と稱するテロ、直接行動の頻繁といふやうなことに至つて收拾すべからざるに至るのであります。この時勢は文久の末から益々盛になつて來るのであります。茲に於て幕府に於きましても京都方面の治安を維持する、又全國の治安を維持する意味に於て、會津藩主松平容保を京都守護職に任じて、一面に於ては幕府の勢力を京都に代表せしめ、更に京都市中に於ける直接行動を彈壓したのであります。この時の松平肥後守容保の意見即ち文久三年(千八百六十三年)の時の意見は注意すべきものであります。

この度は凡ての政治を一新すべき場合であるが、輦轂——天皇の御膝元に於て特に天誅と稱して人を殺すことをやる。これは結局言論を鎖して、時の役人にその意見が届かぬからである。宜しく上下情意を貫通して——意思の疏通を致して皇國の爲になることは誰でも構はず意見を述べることゝしたならば、不平を言ふ者はなくして治まるであらう、

といふことを言つて居るのであります。即ち言論の彈壓と直接行動、これが世界各國何れの國にもある弊であります。當時の封建武士の頭に於て無論さういふ理論は知らないにしても實際から考へまして、言論の抑壓は遂に直接行動に移るといふことを述べて、この意味に於ての政治改革を主張して居る。この松平肥後守の意見も當時として勝れた意見と私共は考へて居るのであります。斯くして更に全國の政局は切迫して來るのであります。茲に輿論所謂勤王攘夷といふことが議論は激烈を極めて居つたのでありますけれども、今日の言葉で申せば、これは浪人階級といふ院外團の運動に過ぎないのであります。未だ以て全政局を左右するに足らない。この際に於きまして、薩摩、長州、土佐といふやうな一大勢力、團體勢力が之に介入するに至つて政局は急迫して來るのであります。而もこの浪人階級と稱する院外團的の勢力を先驅と致しまして、更に背後に於ける曾ては實際勢力のなかつた京都を圍繞する所の公卿、この勢力が據頭致して來まして、今日の機構を以て申しますれば貴族院的或は樞密院的の勢力を背景として、中央政界に活躍するに至つて幕府は晏如たる能はざるに至るのであります。斯くしてこの勢力を調節する爲め、幾多の列藩會議論が起り、その意味に於て公武合體といふ言葉が出て來ます。京都と江戸との二大勢力合體即ち今の言葉で言へば妥協する譯であります。何時でも政争は對立化し尖鋭して來ると妥協策といふものが出来る。妥協策では一時の少

康を得るのでありますが、直ちにこれは左右に分裂する。これは分裂して左翼の方が討幕論になり、右翼が佐幕論に變つて行くのであります。斯くして大名の意見を全然無視する譯にいかなくなりまして、先程申しました列藩會議論が起つて、臨時の會議が常設の會議になつて來るのであります。斯ういふ趨勢になつて來て、この時分になつて所謂一方に於て歐米の議會思想といふものが臚氣ながら入つて來たといふことに注意をしなければならぬのであります。

そこで一體歐米の議會思想が一番早く入つて來たのは何時頃であるかといふことを少し考へてみなければならぬが、これは文政十年(千八百二十七年)伊豫の松山の青木林崇——最近伊豫松山に於きましては、科學の先驅者として記念碑が立つて居るのでありますが、私から申しますと日本に於て最も早く議會制度を紹介した第一人者としての青木林崇を注意するのであります。この人は和蘭語が出來まして、幕府の命を受けまして世界地理書を翻譯して居ります。これは出版されて居りませぬ。同名の書が明治三年に出て居りますが之とは違ふのであります。これは「輿地誌略」といひますが、この中に議會制度のことを書いて居ります。恐らく本人は解らなかつたのでありませうが、その中に把爾理馬高門士といふのがある、漢字に當嵌めることも随分難かつたのでありませう、兎に角斯ういふものがある。人民から出て來た者が政治をするとは漢然ながら書いてあるのであります。地理書で政治思想が入るのは妙であります。何時でもさうであります。明治三年に右とは別に内田正雄の「輿地誌略」が出版して、これが全國に普及した。之に依つて初めて日本人が各國の國體、政體を知つた。從來は日本以外の國體政體は解らなかつた。地理書に依つて初めて世界には專制國あり、立憲國あり、未開國あり、開化國あり、色々の國があると覺えたのであります。地理書に依つて初めて世界の政治思想が入つて來るのは必ずしも不思議なことではないのであります。しかし青木の分

は極く一少部分の人で果してどれだけの人がこの本を読んだか解りませぬが、極めて少數であつたのでありませう。然るにその後には於て最も日本の有識者を刺戟したものは支那に於ける阿片戦争であります。英佛聯合軍が北京を攻略致しました時に、時の皇帝が熱河に蒙塵をした。日本人の頭に熱河なる地名が入つたのは阿片戦争であります。日本は外國を夷狄として輕蔑したが、支那だけは聖人君子の國であるとして尊んで居つた。その先進國が、夷狄たる英佛に敗れたといふのは當時の日本人としては非常の驚きであつた。支那に於きましても、當時の有識者はこれではならぬといふので歐米の新しい學說を漢文に翻譯して支那人に讀ませて居つたのであります。これが直ちに日本に入つて參りました。之を先づ取容れたのは漢學者であります。この経路からも外國の知識が入つて來ます。明治の初年——殊に今日に至るまで日本人の歐米觀は支那を通じてみたる歐米の知識といふことを考へなくてはならぬのであります。幕府末期に於ても佐久間象山、橋本左内等の先覺者は澤山ありますが、これらの人々は語學の力と本來は漢學の力と兩方ある。當時入つて來た原書は採鑛冶金とか醫學であるとか軍事であるとか自然科学の本であります。政治、經濟、法制といふやうな本はまだ原書は入つて來ないので、その思想は却つて漢學の——漢文で譯した本が日本に入つて來た。これは日本が幸ひであつたのであります。斯ういふ時代になつて參りますといふと、非常に日本人も世界の事情に注意をし、支那人もこれではならぬと云つて歐米の事情を紹介したのが、日本に直ちに入つて來た。又それに付ては幸なことに歐米人が東洋に於ける所の文化事業と致しまして、上海、香港といふやうな所で極めて漢文に達者な外國人が盛んに漢譯の本を作つて呉れたのは特に助かつたのであります。斯ういふやうな本が阿片戦争以後更に日本に入つて參ります。大體申上げますと、嘉永六年には藤堂藩の荒木春之進が漢文の啖咄喇紀略を翻譯して

居り、之にはバリアメントの説明があります。それから當時支那で作りました阿片戦争の大立物でありました林則徐が作った「海國圖志」といふものがある。これは漢文で出来た世界唯一の世界地理書であります。之にも議會に關する叙述がある。之に日本の有識者が手分けして追々に反譯した。それには上下兩院のことを上廳下廳とか上政省下政省など色々譯して居ります。その外ゼームスレッジが英漢對譯の教科書として書きました「智環啓蒙」といふ簡單な本がある。「植民」「銀行」「陪審」などといふ今日吾々が使つて居る熟字は此本が始めであります。この中に「英吉利の國政論」といふのがあつて、イギリス人が自慢にするイギリス獨特の方法であるといふので議會を書いた。この譯語は——これを支那で譯したのでありますから、貴族院に當るものを「公侯院」と譯した。下院は「百姓院」これは百姓院ではありませぬ。百姓とは庶民のことであります。之を更に明治六年に加賀藩では「貴人院」「平民院」と譯して居りますのは殆ど現今の用例に似て居ります。それからいろ／＼の本に「上院」「下院」といふ風なものも出て來るのであります。又それから幕末になつて參りますと、新聞の翻譯が出来ます。和蘭流の新聞としては「バタビヤ新聞」があり又漢字新聞の翻譯も出て居ますが之にも色々議會の説明があるのであります。斯ういふ具合に紹介しますれば、議會の思想は嘉永の頃から入つて來て居るのであります。所がまだ無論議會といふものは先程申す通り、フランス革命の産物として庶民階級が封建制度に向つての反抗運動としての議會、斯ういふやうな意味がはつきり分つて居ない。唯々「三人寄れば文珠の智慧」で、大勢寄つて相談をしたら宜からうといふ位の考を持つて來た。即ち議決機關と諮問機關との非常なる區別のあることも解しなかつたのであります。故に動もすると今日に於ても議會といふ思想の中に、唯々大勢寄つて相談するのが議會であるかの如く考へて居る、諮問機關であるかの如き考へが一部の

者に殘存して居るのは是れが爲めである。議決機關であり、一般民衆を背景としての參政權を要素とする議會といふことについて十分の理解を持つて居ないのであります。隨て議會がある以上當然の産物である所の政黨政治に付ての理解がないのはこの所以であります。これは當時としては已むを得ぬ、封建武士の頭としては解らぬでも仕方がないと致しましても、今日の如き時勢になりましたらさうであるのは甚だ遺憾であります。扱て、斯くして解らぬ乍らもぼつ／＼歐米の實際の議會を傍聽して來る者も偶にあるやうになつた。何時もこれはよく例に引かれるのであります。初めての日米條約批准交換の爲に萬延元年に新見豊前守の一行をアメリカに派遣致した時、この連中が華盛頓で初めて議會を傍聽した。何が何だかちつとも解らぬ極東封建國の武士が民主國の議會をみたのだ、譯が解らぬ筈であります。やんごとなき國政を議する所であるから、嘸ぞ靜かにいと嚴かにやつて居ると思つた所が大勢で騒いで居る。どうも股引腹掛で以てその中の一人は高い壇上に立つて何か言ふ。皆は騒いで居る。日本橋の魚市場の様に似たりと言つて居る。その後にも議會を見て居る人もある。福澤諭吉先生の如き豫備知識の十分ある人でも、議會のことは解らなかつた。何だか知らぬが敵と味方といひながら一緒に同じテーブルで酒を飲んで居る。何のことかちつとも譯が解らない。こんなやうな話があるのですが、兎に角不完全ながら斯様なことで追々實際を見て來た人が色々あつたのであります。この時節に當りましたら一方政局の本筋をみますと慶應の末になりますといふと、更に切迫致しまして、豫て相反目して居りました薩長の聯合が成りました。將に討幕の軍を起さうといふ時に方しまして、突如として一大運動を起してこの間に割込んで來たのは土佐藩であります。これまでの維新の豪傑は戰爭に、武力による以外には政權爭奪の方法はないと思つて居たのであります。そこへ飛込んで來たのは土佐藩であります。所謂上下兩院論を

條件としたる大政奉還論を提げて入つて来た。之には薩長の豪傑連も驚いた。これは土佐藩の坂本龍馬が後藤象次郎をして各藩の間に運動せしめたのであります。今や武力討伐の軍が起らんとする薩長の鼻先を押へて、待て、幕府に政權を奉還せしめたならば、何も戦さを起す必要はあるまい、暫く待てと言つた。一方佐幕の方に向つては、斯う行詰つた政局ではこれは仕方がない。政權を奉還して上下兩院を開いて、大名の多数決に依つてやれば、徳川氏の聲望に依つて徳川氏が薩長を押へることが出来る。一方徳川中心内閣を組織して、議會の多数に依つて薩長を押へる方が、即ち名を棄て、實を採る方が宜からうといふので、佐幕派を押へた。これは鮮かな政治的手腕である。坂本龍馬の手腕で、一方に於て薩長を同盟せしめ武力討伐の軍を起させながら、一方に於ては大政を奉還せしめて居る。之には佐幕側も討幕側もアツと驚いた。この機會に乗じて大政奉還といふ一大變革が起るのであります。この土佐藩の思想の由來は何所から出て来るかといふと、坂本龍馬の思想を解剖しなければならぬ。土佐藩は長崎との關係がある。當時長崎は海外文化輸入の唯一の入口でありました。長崎に出て居る間に色々のことを研究して居つた土佐の人で今井順正といふのが有る。これが明治になりますと長岡謙吉と稱しましたが、この人は坂本龍馬の秘書官と言つてもいい。これが上下兩院論を話した。土佐に還る船の中で、當時の八大政策を考へた。之を「舟中八策」といふ。この中に上下議政局といふのが有る。この坂本の意見を具體的にみるべきものに『藩論』といふものがある。これは坂本の意見を長岡謙吉が書いたものでこれは近頃まで解らなかつた。パークスに依つてイギリスの外務省に報告されて居る。又ジョンケールホールに依つてジャパンクロニクル紙上に掲出せられ封建武士の頭にも斯様に鋭き意見があるとして紹介して居る。しかし實は原本を見た者は誰もなかつた。恐くは外人の嘘だらうといつて居つたものもあつたの

ですが、私の手に原本が入つた。木版の二百部限定版です。成程鋭い意見がある。この議論から考へて、大政奉還を條件付きの議會論に結付けて、名を棄て、實を採るといふことに於て中央政局に入り込んで来た由來が解るのであります。一方この土佐藩の政治上の情勢には色々な複雑な關係があるのであります。これは略しまして坂本の意見が具體化して、萬機公論となります。慶應三年に土佐の藩論として纏めたものは、上は公卿より下陪臣、庶民に至るまでが選舉に依り、それが下院になる。又公卿諸侯の方は自ら上院議員となり、議事院といつて居ります。これが大政奉還の原動力となり、その後の政治運動となつて「自由は土佐の山間より出づ」といふ言葉が出るのであります。憲政の發祥地たりとの土佐青年の誇りとなるのであります。然らば土佐藩以外に於てもこれだけの意見を持つて居つた者は絶無かと申しますといふとさうではない。幕府の内部にも議會論を唱へた人が二三あります。大久保越中守忠寛、これは後に東京府知事となり大久保一翁と稱しましたが、文久三年に大公議會、小公議會を作るといふ意見を述べて居るのであります。更に西周助は留學生として和蘭のライデン大學に學んで歸つて来て、時の將軍慶喜の最高顧問になつて居るのであります。この人が議題草案即ち憲法草案を作つて、その中には大政奉還直後の政體を考へて、徳川中心内閣を作り上下兩院を作るといふのであります。それから慶應四年になりますといふと加藤弘藏(弘之)後の大學總理、樞密顧問官、男爵、文學博士、法學博士として學界の最高峰に位するのですが、この人も幕臣であり「立憲政體略」といふ本を作つた。これが立憲政體といふ熟語を用ひた始めであります。それから越前藩——ここには松平春嶽といふ名君がある。後に五箇條の御誓文の起草者たる山利公正その他の人があります。個人と致しましても土佐藩主山内容堂と越前藩主松平春嶽とは懇意であります。越前には又橋本左内といふやうな先覺者がある。この人は議

會の意見を述べて居ります。又文久二三年頃の物と思ひますが、松平春嶽自筆の虎豹變革備考といふ政治改革意見書に西洋にはバーリアメント、コンモンズといふものがあつて天下の政治を行ふといふことが書いてある。又松平春嶽の客分で横井小楠の意見が天下と公共の議を行ふといふやうなことを述べて居る。これが越前藩の議會論の先驅であります。

それから近頃段々解つて参りましたが、信州上田の藩士に赤松小三郎といふ人がある。この人の兵學を學んだものゝ内に薩摩の桐野利秋、野津鎮雄、東郷元帥、上原彦之丞大將などがあります。この赤松小三郎は議政局、上局、下局といふことを建議して居ります。それには百三十人の代表を出すといふやうなことを言つて居ります。同じ意見で宮津の嵯峨根良吉といふ人が慶應二年頃に同じ建議を致して居ります。薩摩の方はフランス人のモンブランが来て上下兩院論を述べて居る。この者は頗る曲者ですが、これは別のことになりませんが、幕府維新の政局に於ては東洋に於ける英佛兩國の勢力争ひが、幾多の外交問題になつて居るのであります。フランス公使は幕府を擁立して居る。自然この反對側のイギリス公使は薩長の尻押しをして居る。表面に於ては幕府薩長の争ひ、裏面に於ては英佛の東洋に於ける勢力争ひといふのが大きな問題を成して居るのであります。モンブランはフランス人でありませんが、慶應三年巴里に於て萬國博覽會があつた時分、幕府が之に賛同して徳川昭武を使ひに出した時分、幕府側に近かんとして容れられず反つて薩摩の尻押しをして、結局薩摩に来て居つた。この者の上下兩院論の意見が薩摩の藩士ばかりでなく、其他の諸藩にまで傳つて居るのであります。その外更に特に申上げて置かなければならぬのは、佐賀藩に於ける所の大隈重信、副島次郎の意見であります。佐賀藩は日本に於ける唯一の歐米文化輸入地たる長崎を持つて居る。當時長崎に

行つて勉強するといふことは恰も今日の人が倫敦や巴里や柏林に行く以上に青年研學者の渴仰の地でありました。そこで佐賀に於きましては無論のこと、各地から幾多の人が長崎に行つて居ります。その中に佐賀藩では新知識でありました大隈重信、副島次郎の兩人でありました。大隈侯は長崎に勉強に行つて居る時に、當時アメリカの宣教師として日本の凡ての文化に功勞のありましたフルベツキに就いて西洋の政治及びアメリカの憲法等を研究されて居る。斯ういふ具合で大隈、副島の二人は大に新知識を仕入れて來たのであります。そこで青年血氣のことでありますから脱藩して、京都へ出まして時の幕府の重臣原市之進の所に行つて、堂々と大政奉還論と議會論とを述べた。所が後年の大隈侯なら知らぬ事、一介の書生たるこの時分のことでありますから、怪しからぬ奴といふので佐賀藩に送還されてしまつた。本来ならば藩の許しを得ずして脱藩をすると、それだけでも死刑になる。そこは藩主は流石に鍋島閥であります、さういふ死刑にも當るべき大隈などを嚴罰に處せずして助けて居る。これが佐賀藩の偉大なる所以であります。この議會論と大政奉還論に付ての意見が、大隈、副島のは書生論であつたから直接政局には影響しなかつたが、一方土佐は之を滿論として唱へたから、歴史の表面には浮び出た譯であります。少く共思想の由來としてはどちらが先かといふことははつきりして居りませぬ。世間では土佐藩の大政奉還論ばかり言つて、佐賀藩の書生であつた大隈、副島のは忘れ、坂本龍馬、後藤象次郎ばかりが現はれて居りますが、どちらが早かつたかは疑問であります。殆ど同時であります。我國最初の政黨であります自由黨を組織したのは土佐の板垣退助であり、改進黨を組織したのは佐賀の大隈重信である。此二大政黨の發祥地たる土佐と佐賀より殆ど同時に議會論が發生したといふことは非常に興味あることであります。更に又熊本出身たる横井小楠の議論があり、廣島にも又その議論がある。更に

鹿兒島であつて土佐人の如く扱はれて居る中井弘これらの人々の新しい意見が當時既にあつたのであります。斯ういふやうな議論が各地に起きて居る際に、土佐藩が最も活躍したのであります。

そこで大政奉還論と議會論といふことに付て述べなければならぬのであります。大政奉還とは何ぞや、この事が從來はつきりして居りませぬ。簡単に考へられて居るのでありますが、大政奉還が明治維新であり、王政復古であるかの如く考へて居る。然しよく考へて見ると、

慶應三年十月十四日 大政奉還

同 十月二十四日 征夷大將軍辭退

同 十二月九日 王政復古

明治二年六月十七日 版籍奉還

明治四年七月十四日 廢藩置縣

明治九年三月廿八日 廢刀令

斯ういふやうな事柄に階段があるのであります。政權奉還とは何ぞや。世に幕末の討幕論といふものがある。これは徳川氏を倒すのであるか、幕府を倒すのであるかはつきりして居りませぬ。それから幕府を倒すことと封建制度を破壊することとを別に考へて居る。これは注意しなければならぬ、實際の例をみますると有名な櫻田門外の事件——井伊大老の暗殺——これは倒幕運動の一階段とみられて居つたのでありますが、あの櫻田門の連中の書いた物を見ますといふと、これは討幕論ではない。單なる井伊内閣打倒であります。斯ういふ井伊直弼のやうな者が居つては朝

廷の爲にもならなければ幕府の爲にもならぬ。幕府の爲にも斯ういふ者は殺さなければならぬとあります。併し時の動きとしては、暗々裡に討幕の機運の動いた一端緒となつたのでありますが、刺客の考では幕府を倒し封建制度を破壊する積りではありませぬ。

そこで大政奉還とは何ぞやといふことになる。大政奉還といひますと、今の内閣明渡しに似て居りますけれども、全然違ふ。明渡すべき内閣を持つて居ない。又朝廷に於ても政權奉還を受けても之を受け所の力がない。朝廷には財力もなく、兵力もないのであります。それならば徳川氏の八百萬石を還したら宜からうといふことになりませんが、徳川氏の關東八州八百萬石は還す必要がない。といふのは本來は日本の土地王土でありますけれども、徳川氏の關東八州八百萬石は、これは、豊臣氏から貰つたものであつて、島津氏の薩摩、日向、大隅、毛利氏の長門、周防と同じ性質のものであります。その島津氏等の方は還さないのに、徳川氏だけがその關八州を還さなければならぬといふ譯はないのであります。徳川氏はあれだけの兵力、財力を有して居つたからこそ天下を取つたのであります。然らば征夷大將軍に政權が附いて居るか。征夷大將軍と政權とを同一物視するのは間違であります。一體征夷大將軍は御承知の通り最初置かれたのは坂上田村麿の蝦夷征伐の時でありまして、勿論政權は附いて居ない。其後段々時世が變つて武門、武士の勃興となり、征夷大將軍は恰も統帥權の總攬者の別名の如く思はれて來たのであります。これが故に足利尊氏も自ら征夷大將軍と名乗つたのでありますけれども、征夷大將軍そのものに政權は附いて居ない。結局武力實力に政權は伴うたのであります。關東八州八百萬石、旗本八萬騎と稱する自己の兵力財力を以て徳川氏が日本全國に號令したのであります。例を換へて申しますれば、張作霖が自己の兵力、財力を以て支那の天下を支配し、若くはせんとし

たと同じ性質のものであります。更に又別の例を以てすれば、プロイセンのカイゼルがドイツを支配して居る、斯ういふ傾向であつた。徳川氏が自己の財力及び兵力を以て天下を支配して居たのでありますから、幕末のやうな外交問題、國防問題が起きるといふと徳川氏の力だけで日本全國の國防財政に當らなくてはなりませんから、それで當然行詰つてしまつた譯であります。斯様な譯で政權は實力に伴ふものであります。そこをよく考へなければいかぬのであります。そこで政權奉還をして後で征夷大將軍の職を辭退した。所が朝廷に於ては受取りやうがなかつたから、王政復古の大號令は十二月九日まで遅れて居る。その後明治四年の廢藩置縣になつて初めて名實共に封建制度の打倒朝廷直轄の政治となつたのであります。それ迄は大名即ち藩と稱する封建制度は事實に於て残つて居るのであります。故に若し徳川慶喜にして大政奉還をしますと言つて、黙つて引揚げてしまふこと、恰も張作霖が手兵を纏めて北京を引揚げてしまつたやうにして居つたならば、官軍は手の出しやうがないのであります。しかしさういふ手腕のなかつた上に血氣にはやる部下を押ふる力もなく鳥羽伏見の戦となつて錦旗發砲の汚名を被つたのは慶喜最後の失敗であります。薩長の側としては今日の言葉で申しますれば、徳川といふ絶對多數黨を叩き潰さなければならぬ、何とか言つて之を討伐しなければならぬ、そこで單なる政權奉還といふ空名だけの手は食はぬといふので岩倉具視、大久保利通の連中が、徳川氏の實力を叩き潰さなければといふことになり、茲に戊辰の役が起るのであります。そこで注意すべきは土佐藩の立場であります。元來政治理論から申しますれば、土佐藩の議會論の如きは抑々封建制度の上に議會を開くといふのであつて是は間違つて居る。封建制度を破壊し、次に專制政治となり、さうして立憲政治へと行くべき所を直ちに封建制度の上に議會制度を開かんとしたのが大なる誤謬であるのであります。併しながら日本に於て封建

イデオロギーが強いのであるから、議會の思想に致しましても、封建議會、官僚議會、而して立憲議會といふ經路を經由して今日に至つて居るのであります。封建議會とか、官僚議會といふ言葉は悪いのでありますけれども、さういふ時代は各國とも幾らか經過して居るのであります。日本に於ては特にこの色彩が一番鮮かであります。民衆を背景としない議會政治は要するに形式に過ぎないのであります。この意味に於ての十分の理解がなかつた爲に、土佐藩の議論も實際政治の微妙の動きに對して最初の豫想に反する結果となるのであります。こゝで大政奉還のことを述ぶる必要があります。申す迄もなく大政奉還は慶應三年十月十四日であります。この文句を少し注意しなければならぬのであります。この大政奉還の建白書に依りますと、

臣慶喜謹而皇國時運の沿革を考候に昔王綱紐を解き相家權を執り保平の亂政權武門に移てより祖宗に至り更に寵眷を被り二百餘年子孫相受臣其職を奉ずと雖政刑當を失ふ不_レ少今日の形勢に至候も畢竟薄徳の所致不_レ堪_レ慚惶_レ候況や當今外國の交際日に盛なるにより愈政權一途に出不_レ申候而者綱紀難_レ立候間從來の舊習を改め政權を奉_レ歸政權を奉還するならば奉還するだけで宜しい譯であります。後に斯ういふ文句がある。

政權ヲ奉_レ還廣ク天下ノ公議ヲ盡シ聖斷ヲ仰キ同心協力共ニ皇國ヲ保護云々

これが前來申しました通り所謂條件付きの大政奉還論がこの文句の中に含まれて居るのであります。政權を奉還して、その後で議會を――上下兩院を開くといふ意味がこゝにある。之を從來輕々に看過されて居つたのであります。この廣く天下の公議を盡すといふ文句が、後に出ます萬機公論の文句と同じになります。五箇條の御誓文にあります萬機公論の文句は誰でも知つて居るが、わずか數箇月以前の大政奉還の建白書の中に、これと同じ文句が

出て居る。これに注意しなければならぬのであります。唯一方は新政府の赫々たる宣言であり、一つは滅びんとする幕府の政權奉還であるが故に世人の注意は去つて居るのでありますから、非常な違ひであるやうに考へて居る。萬機公論的の文句は實に既にこの建白書にあるのであります。而もこれは大政奉還は無條件の大政奉還にあらずといふことを明にして居るのであります。この大政奉還の英斷がありますや、この事に付ての大立物であります土佐の後藤象二郎が直ちに坂本龍馬に報告して居る手紙がある。「政權を朝廷に還す所の號令が出た。明後日參内勅許を得て、直ぐ様議事堂を假に設けて上院、下院を開く」と書いてあるのであります。この事に付ての史料考證は長くなりますから結論だけを申し上げますと、今のやうになるのであります。茲までは土佐藩の趣旨は徳川慶喜に依つて實行せられて居るのであります。實際政局の動きは中々豫定通りに參るものではありません。政變は極めて微妙であります。その手を食ふやうな薩長の連中ではない。朝廷の岩倉具視、大久保利通以下の者は之に對して背負ひ投げを食はすのであります。大政奉還までは道伴れをしよう、奉還さすのは宜しい、併しながらそれは無條件の大政奉還であつて、その上、事に托して武力討伐に移らんとするのが薩長並に岩倉等の計畫であります。この事に付きましては政治理論として觀ても土佐藩の立場は政治的破綻を來すので、實際政治の動きは更にそれ以上複雑化して參つたのであります。政權奉還は宜しい、無條件でしなさいといつたが、政權奉還は畢竟空名に屬する、武力を以て討伐しなければならぬと考へたのは岩倉の卓見であります。この際に於て若し徳川慶喜にして政治的手腕が優れて居りまして、前にも一寸例を述べたやうに、例へば近き例に依りますれば、張作霖が形勢非なりと見て、北京に於ける手兵を引揚げて東三省に歸らんとした、あれだけの手腕がありました、血氣には、やる部下佐幕の軍を押へて、關東に引上げてしまつ

たならば、官軍は手を出すことが出来なかつたのであります。それだけの手腕がなかつた爲に、當時の政界は蜂の巢を突ついた如き大紛糾錯雜の中に陥つてしまつた。茲に於て土佐藩は進退兩難に陥つたのであります。土佐藩は佐幕派よりは主家を倒したものと攻撃され、薩長等の討幕派よりは、討幕の邪魔をしたものと批難せられ窮地に陥つた譯であります。嘗ての双方の喝采は、今や双方の反對と變つたのであります。茲に於きまして土佐藩は自己の作戦の誤りから結局は自らの立場を危くし、更に政界を斯の如き紛糾に陥れたる責任からその暗中飛躍は目覺しいものであります。所謂佐幕系統の大名を翕合して、多數決に依つて薩長を押へんとするこの政略に基いて幾多の行動を致して居るのであります。この爲に大政奉還は十月十四日であつたのであります。王政復古の大號令は十二月九日まで約二箇月間、双方の虚々實々の政略が講ぜられるのであります。斯くして土佐藩は有ゆる奮闘を致して居る。併し大勢は時に非にして時に是、形勢は洵に逆睹すべからざるに當つて更に討幕派は陣容を整へまして、突如として十二月九日王政復古の大號令を發したのであります。この時に幕末史上の大議論としての御前會議岩倉具視と土佐藩山内容堂が大議論をなす場面となるのであります。この内容に付いても別に詳しく申す必要はない。歴史上有名なこととありますが、あの際に畏くも明治天皇の御前に於て山内容堂があの通り堂々天に響けとばかりの大議論をなし、岩倉は岩倉で決死の覺悟をして容堂を斃さなければならぬと迄奮起せしめた所の大激論の場面は、今申す通り土佐藩の自己の立場と同時に慶喜に對する責任感からあの活動をなしたのであります。而も幕府の旗本その他の佐幕の軍は、この政治上の微妙なる動きに注意せずして徒に輕舉妄動して遂に鳥羽伏見の戦を起した爲に、朝廷に抗するの賊名を受け徳川慶喜征伐の軍を朝廷よりして向けられるに至つたのであります。この際に於て一步誤れば土佐藩も徳川

慶喜と運命を共にせんとしたのであります。幸にも土佐藩の内情が極めて複雑でありまして、特に板垣退助などの一派は藩としての動きに反して、當時はまだ憲政論者ではありません。彼は當時は武力闘争一點張りの武將であります。坂本龍馬、後藤象二郎一派が平和の言論を以て政權を授受せんとする所の計畫に對して一笑を以て酬いて居る。武力闘争以外に於て未だ曾て政權授受の方法を知らなかつた板垣退助は、藩の意向と異にして薩長諸藩と行動を共にします。鳥羽伏見の戦ひは、本來ならば土佐藩は佐幕側に加はるべき立場にあつたに拘らず、その藩論を無視して板垣一派が薩長と行動を共にした爲に、薩長土三藩と稱せられるやうになり、次第にその立場も好轉して来るのであります。極めて微妙なる政局の動きはこの間に行はれるのであります。斯くなりますといふと、土佐藩なるものは最後まで平和論を以て政權奉還の結果をつけようと苦心して居つたに拘らず、徳川慶喜の部下の輕舉妄動に依つて、朝敵の汚名を帯びたのであるから、土佐藩は徳川氏に對しては責任解除の地位に立つたのであります。

一方徳川慶喜と致しましては政局の行詰りを打開する方法と致して土佐藩の建議を容れて上下兩院の開設を條件とする大政奉還をやつたのであります。事茲に至つては慶喜自身の立場から考へれば、條件付きの如き不純なる若くは政略的大政奉還でなくして單純なる大政奉還であると主張するのが得策であります。況や本來は水戸に於て養成せられました、即ち水戸義公光圀、烈公齊昭以來の尊王の趣旨を奉戴して誠忠より出でたる大政奉還であるといふ立場になるのでありますから、只管恭順の誠を致すのが身を潔くする道であります。飽迄も恭順して佐幕派をして臍甲斐なしと憤慨せしたのである。慶喜の恭順説はこの意味に於て解することが出来るのであります。鳥羽伏見の戦形勢非な

りと見るや、慶喜は江戸に逃げ歸つたのであります。御主君が逃げてしまつたのですから勝てよう筈がない。是はずつと後の西郷隆盛とよく比較されるのであります。鳥羽伏見の戦が慶喜の意思でなかつたと同様に、十年戦争——西南役も西郷の意思ではなかつたのであります。所が慶喜は自ら一身を清うするが爲に江戸に逃れ去つた、隆盛は最後迄薩南の子弟に身を投げ出して城山の露と消えた。これは人君——統率者としての人格の相違であります。話は更に脱線して恐縮ですが、これが後年になつて西郷隆盛の功績を追賞せられまして位階を贈られ、その遺族は侯爵を賜つた聖恩優渥枯骨に及んだのであります。この際に舊幕府の大立物たりし勝海舟はこれは無論結構なことである。併しながら西郷隆盛が十年の役に本意にあらざるの故で追賞せられるならば、鳥羽伏見の戦は慶喜の本意でなかつたのであるからと申して、その爲かどうか知りませぬが、徳川氏は公府になつた。吾々の如き劣等なる考へからすると、随分政治上には掛引があるらしい。併しこれは私の色眼鏡であれば幸であります。

扱て本筋へ戻りまして、有らゆる波瀾重疊を累ねました維新史も政治的的眼光を以てみますといふと、憲政史の動きが常に本筋になつて居るのであります。これは當時の思潮でありまして、明治政府に於きましても新な政治として議會開設の意味を以て、外國に向つて宣言をせんとしたこともあつた位であります。又徳川慶喜は江戸へ逃歸つた際に江戸だけに於ての議會を設けて居るのであります。これは大なる逸聞であります。之を公議所と云つて後に明治政府の封建議會も同様の名稱を用ひますが、徳川慶喜が最初明治元年正月に江戸に於て公議所を作りまして、言論府として此所に於て總ての討論をする譯であつたのであります。しかし間もなく江戸城明渡その他のことの爲に遂にこれは實行されなかつたのであります。或る程度まで準備工作は十分出来て居つたのであります。即ち最初の議會設置を

條件とした大政奉還が失敗に終つても、自己の領分たる江戸に於て議會を設けんとしたといふ一個の事蹟があるのであります。故に徳川慶喜の立場を考へてみますと、單純なる至誠純忠の爲めの大政奉還をしたものとして慶喜自身を顯彰することは無論宜しいが、反面に於て憲政の第一人者として立場を閑却することとなる、最初の大政奉還の條件として議會を設置せんとし、それが思ふ通りに参らなかつた結果、單に江戸だけに於ても大規模の議會を作らうとして居る。この意味に於て憲政の第一人者としてみたいのでありますが、さうするとこれは條件付きの大政奉還論になつて、不純なものになる虞れがあるので、單純なる至誠に基いた大政奉還論者としてみるか、憲政の第一人者としてみるかは茲に大なるデレムマに陥るのであります。

扱てなが／＼と以上に述べたやうな時勢の結果、五箇條の御誓文が茲に煥發せられるのであります。

彼の大文章は決して單なる一時の思付きの宣言ではない。右の如き大なる時勢の背景を考へなければ、御誓文の如き一代の文章の現はれる所以を理解することは出来ないであります。そこでそれをもう少し掘下げてみますと、如何にして五箇條の御誓文が發布されたか。これは普通には、明治新政府劈頭の宣言として見られる。無論それもありませんが、細かく考へてみますといふと、幾多の理由もするのであります。これは第一の理由と致しまして、土佐藩が初めから主張して居りまする議會論の繼續であります。大政奉還の條件としての議會論は形を變へて、切放された別の條件となつて居つても、當時の時勢としては、議會論が必要であるといふ迄に時勢は進んで來たのであります。更に第二の理由として數へられるのは、明治新政府が財政の缺乏を補ふ爲に、施政の方針を確立して、新政府の基礎を鞏固ならしめる——今から考へれば妙な話ですが、政權が回復せられまして、日本固有の國體が輝出したのであ

りますから、明治政府は本來の舊政府でありますけれども、政治の結果から申しますと、封建政治に於ける新政府の如き觀があるのであります。況んやこの新政府は前回申しました通り、兵力も財力もない、公卿と各藩との聯立内閣で、兵力は各藩の兵力であつて直轄の兵力はないのであります。更に最も必要な財力がないのであります。焦眉の急を救ふ爲に、京都、大阪あたりの町人に御用金を仰付ける。今からみると京阪の富豪は迷惑千萬な話で、幕府側も御用金を仰付ける、朝廷側も仰付ける。何れも名前は御用金でありますが、極端に言へば今日の支那みたいにとつちからでも金を取られる。かなはないといふ町人側の考から中々思ふ通り金は集らない。そこへ戦争が盛んになる。軍費の催促が矢の如く來る。そこで新政府成立劈頭の財政の窮乏を補ふ爲に、所謂太政官札と稱する不換紙幣が發行された。この不換紙幣の主唱者が、これが五箇條の御誓文起草者の一人であります。後に子爵由利公正となりますが、當時は越前藩士三岡八郎であります。王政復古直後の財政家として有名な人であります。所が中々この不換紙幣が通用しない。この事は今日から考へますと、政府の紙幣が通用しないなんて想像もつかぬのであります。また天下の形勢が幕府の方に歸するの、朝廷の方に歸するの、か判明して居りませぬ。財界の信用はこの基礎が確立するか、否かのバロメーターでありますから、中々紙幣が通用しない。これではいかぬ。新政府は既に基礎が確立して居て、信用すべきものであるといふことを財界に示さなくてはならぬといふのが、御誓文發布の第二の理由であります。これは近くは支那革命政府でも、ロシアの革命政權でも信用がつかぬといふと軍票が通用しない。斯の如き窮況に明治政府も當面して居つたから、財政上の必要から、どうしても一大宣言をして新政府の信用を財界に持たせるやうにしなければならぬといふのが由利公正の意見であります。

第三にはこれが亦一寸妙なことでありますが、關東征伐の爲に諸侯を結束する必要であります。徳川慶喜は江戸に歸つて居る。愈々東征大總督の官が兵を率ゐて發せられるのでありますが、まだ天下の形勢は佐幕とも勤王とも判然して居ない。又勤王の軍と致しまし、徳川氏を征伐することはいゝが、徳川氏の代りに薩摩長州が政權を執つては何にもならぬといふ考へがある。即ち北條に代るに足利を以てする如く、徳川に代ふるに薩長にする位ならば、勤王の爲に働くのにも一抹の疑惑の念があるのであります。これも當時としては已むを得ぬことであります。前に申しました通り、政權奉還とは何ぞやといふ問題に付て論じた如く、要するに政權は實力に附くのでありますから、徳川氏を倒したものが——薩摩、長州その他の武力が——これがフランス革命の如く新興勢力が舊勢力を打破したのならば又別の形を執るのであります。同じ封建者間に於ての武力闘争であれば、政權は強い武力を有する者に附くのであります。如何に至誠純忠であつても、政權は水の低きに就くか如く移動するのであります。大なる徳川氏が倒れて、之に代るべき最も強い實力を有つて居る薩長が之に代つて將軍職にならんとする虞れがある。これは當時の一部の論であります。左様な疑惑があつては宜しくない。朝廷の思召に従つて關東を征伐するのであるといふことを明かにしなければならぬのであります。茲で話は又少し横にそれますが、幕府が倒れてから後明治四年迄の情勢をよく考へなければならぬのであります。幕府が倒れてもまだ大名といふものは四年間繼續して居るのであります。これも前申しました通り、討幕論は幕府を倒すのか、徳川氏を倒すのかはつきりしない。討幕といふことを各藩即ち大名が居るものといふ前提の下に考へたのであります。故に幕府が倒れた後の中心力としてはこれ亦先程申す通り明治の中央政府は兵力もなければ財力も有して居ない。幕府のある間は微力ながら、形式的と雖も中央統制力があつた。この中央統

制力がなくなつて、之に代るべき新なる中央統制力が發生しない、朝廷には兵力も財力もない。而して之を組織する所の聯立内閣の基礎たる薩長土肥といふやうな諸藩は何れも兵力及び財力を有して居る封建國家群であります。これが明治維新の功に依つて目に餘る行動があるが如く世人の目に映るのであります。中央統制力がないから四年迄の各藩の行動といふものは實に今日から想像のつくものではない。これ故に大元勳である木戸孝允も、廢藩置縣を斷行する際に於て「斯の如き狀況に推移するならば、これは幕府政治よりも悪い。明治維新は我國の大不幸である」と斷言して居るのであります。斯の如き状態では、今日の言葉で申せば中央集權——統一國家としての準備が出来ない。況んや目前に迫つて居る所の徳川氏と一戦を交ゆるに當つて、勤王の諸藩即ち官軍が歩調を合せて行く譯には行かない。宜しくこの際明治天皇の御前に於て、これは薩長その他の爲に働くものではなく、朝廷の爲に働くものであるといふ一大宣言をする必要に迫られたのであります。これらの理由に依りまして愈々五箇條の御誓文が發布せられることになるのであります。

この御誓文を發布するに付きまして色々の意見が出て居つたやうであります。今日吾々の見得る所の草案は由利公正案に福岡孝弟案、それから最後に木戸孝允が筆を加へた案、これが今日存在して居るのであります。第一案は由利公正即ち當時の三岡八郎で、それには「議事の體」と書いてある。「御誓文」とは書いてない。

庶民志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ欲ス

といふ條文を第一に持つて來て居る。之には由利の特別の考へがあるのであります。それが後になると、三番目になる。由利は

萬機公論ニ決シ、私ニ論ズル勿レ

を一番後に書いて居ります。多數に依つて決める、私に論じてはいかぬ、公明正大な議論に依つて決めるといふのであります。この五箇條の條文に付ては色々議論がありますが、「萬機公論」に付いてだけ申しませんが、由利は「議事ノ體」と言つて居りますが、土佐藩から出て居ります福岡孝弟は「會盟」と書いたのであります。これは支那思想の影響であります。それから由利案の上に「官武一途」を加へた。何故「官武」と申したかと申しますと、中央政府の外に大名といふものが居る。これは新に朝廷から任命された地方官でもない。徳川氏から命ぜられたものが徳川氏は滅んでも大名だけは残つて居る。そして實際問題としては一番強い力を有つて居る。全然之を無視する譯には行かぬ――所ではない、非常にその勢力が強いで政府の太政官の官に對して大名即ち武家の武を加へて「官武」と書いた。今日ならば「政府ト政黨ハ」といふやうなことになるでせう。それから福岡は由利案を訂正して

列侯會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スベシ

とした。即ち大名會議である。即ち前來申す通り、當時の政治上の發言權は大名即ち藩であります。政權の中心としての兵力も財力もある封建國家群であります。それで「列侯會議」であつた。それが手を加へられて單に「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スベシ」となつたので、今日では擴張されて婦人參政權に迄も解釋されて居りますが、最初は文字の通り列侯會議であつたのであります。一般武士さへも眼中になかつた。況や百姓町人は眼中になかつた。そこで土佐藩の意見に基いて、この「列侯會議ヲ興シ」を第一條に持つて來たのであります。

この外に色々の文句もありますが、細かい訂正のことに付ては略します。

その中で面白いのは、この中に

舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ

の條文は三岡、福岡の二人の草案ともないのであります。この一條は木戸孝允が恐らく加へたのであらうと私共は想像説を掲げて置いたのであります。幸に近年木戸家の史料の中に、木戸孝允自ら筆を加へて

舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ通義ニ基クベシ

とあるのが發見されました。

この「通義」が後に「公道」に直るのであります。之に付ては色々研究がありますが、「天地ノ通義」「天地ノ公道」とも萬國公法即ち國際法のことであります。斯ういふ案が出て來まして、これで全貌が明かになつたのであります。この誓文はこれが今日考へる程の大宣言にならうとは恐らく起草者も考へて居なかつたでせう。之を岩倉具視とか大久保利通とか廣澤眞臣などいふ元勳に見せても左程重きを置かなかつたが、木戸が最後に筆を加へて堂々たる宣言を發布するといふことになるのであります。

所がこの發布せんとする際に内部から一大反對が出た。第一に「會盟」といふのは支那の思想である。これは春秋時代に周の天子が諸侯を會合して、施政の方針を誓ふといふ形式である。日本に於ては天皇が施政の方針を家來に向つて誓はせられるといふのは國體に反する。是が有力な議論である。そこで木戸孝允がこの間に非常に奔走致しまして、それではその發布の形式を天皇が百官諸侯を率ゐて天神地祇に申上げて誓はせられるといふ事にすることに妥協がつきまして、「御誓文」といふものになるのであります。これは當時の時代思潮であります。今日では國家の重大

な儀式、總ての政治上のことは伊勢神宮並に桃山その他に御奉告になるのでありますが、天神地祇に誓はせられるといふことが明治劈頭の時代思潮であります。これが勤王論、國體論の原動力ともなります。兎に角神祇道所謂神道といふやうなこの思想が復活致しまして、「王政復古」の大スローガンの下に起きたのであります。これを別に單なる法律發布の方面からみますと、如何なる國に於きましても最初の法律は神の意志であります。「モーゼの十誡」「山上の垂訓」みなさうであります。それが進んでは神の指名を受けたる者若くは神の代理者として一國の主權者が宣言することが法律になる。更に今日に於きましては、民衆の總意が法律になるのであります。當時の時代思潮として天神地祇に誓はせられたといふことは當然のことです。この形式の具體案を樹てたのは石州津和野藩主龜井慈監であります。明治元年三月十四日を以て明治天皇が紫宸殿に出御あらせられて、御誓文發布の式が壯嚴に行はれるこれは有名なことでありまして、明治神宮外苑の繪畫館に於てもこの場面が掲げられて居るのであります。明治天皇が天地の神々に誓はせられて御誓文を御發布になる。之に續いて百官諸侯は悉く神前に於て誓ふ。これはこの時ばかりではありません。翌二年に至るまで殆ど例外なく誓はせられるのであります。

斯くして御誓文は發布せられました。翌日關東征伐の爲め大阪行幸御親征といふことになりました。之に依つても諸侯結束のことが分るのであります。大阪にお出でになりました、關東が平定したといふので大阪からお還りになつた。これが本來は大阪還都論が形が變つて大阪御親征となり、更に進んで江戸御東幸となり、都を東京に移されるといふことに色々となるのであります。それは兎に角上に述べました御誓文發布の第三の理由を如實に有力に裏書して居るといふことを十分注意しなければならぬのであります。斯くして御誓文發布といふ堂々たる宣言が出来たのであ

ります。これが今日に於て益々その光輝を發揮して居ります。維新以來法令は雨の如く下つて居りますが、この五箇條の御誓文が年と共にその光りを發する如きものは他にないのであります。併し之を靜に考へてみますと、如何にも堂々たる宣言でありますが、何れもこれは抽象的の宣言で、具體的のことは一つもない。而しこの抽象的の宣言は出し放しにされずに具體的に試みられ具體的の政治が行はれて居つたのであります。従來は明治二十三年に議會開設される迄は何事も試みられなかつたかのやうに考へられて來たのであります。

それに就て御誓文と共に第一に考へなくてはならぬことは『政體』の重要なことでもあります。當時まだ憲法といふ言葉がなかつたのです。昔は『政體』といふのが憲法位の意味であつたでせう。で「御政體書」とも言ひます。これは御誓文以上に重要性を有つものであります。これは矢張り土佐藩の福岡孝弟が建議を致して、副島種臣起草の任に當るのであります。明治元年の閏四月二十一日、御誓文の發布より二箇月經つて『政體』が發布された。これが又途方もない進歩的の意見であります。幕府は倒れたけれどもまだ大名がある。その封建制度の上に堂々たる三權分立を主張した。その文句は

大ニ斯國是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ御誓文ヲ以テ目的トス

天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス即チ政令ニ途ニ出ルノ患ナカラム太政官ノ權力ヲ分テ立法行法司法ノ三權トス
則偏重ノ患無ラシムルナリ

といふのであつて、思切つて時勢に先立つた意見であります。この時は立法、行法、司法といつて居た。行法は今の行政であります。それから又斯ういふ條文がある。

各府、各藩、各縣皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ
即ち萬機公論に基いて輿論公議を行ふ所の言論府を作る。もう一つ驚くべき特別な規定がある。

諸官四年ヲ以テ交替ス、公選入札ノ法ヲ用ユベシ

四年任期であります。實に思切つて進んだ意見である。この頃まだ選挙といふことははつきりしないから公選入札と言つた、一寸品物みたいでありますが……札を入れるのですから慥かに入札であります。首相以下を入札に附した。序ですから選挙といふ言葉に付て一寸申しますと、選挙といふ言葉は古くからあります。これは支那系統の言葉でありまして、古くは大寶令の頃にも現はれて居る。唯々選び上げるのである。官吏に拔擢するといふ意味の言葉です。投票といふ意味はないのであります。そこで投票でやる時には投票といふ言葉がありませんから入札と言つた。入札は酷いといふので投票といふ言葉が出来た。けれども最初は「投票を以て選挙す」と言つた。それが明治十二年以後は選挙と言へば投票と殆ど同義語的に用ひられることになつたのであります。それから太政官を分つて三官とす。議政官、行政官、刑法官——これは今日言ふ司法省であります。議政官とは立法の方を分けて居つても、これは一般民衆の代表者がやるものではない。民衆はまだそこ迄進んで居りませぬ。まだ封建制度が清算されて居ない。まだ大名の力が非常に強いのであります。而して封建議會から官僚議會へと移つて行くのであります。初期の形式がこれでありませぬ。斯ういふ思切つたことを言つて居る。まだ戊辰の戦亂も治らぬ。大名のある時分に進んで三權分立、官吏公選なんて偉いことをやつて居る。これは先程申す通り誰がやつたかと申すと、福岡孝弟なり副島種臣などがやつた。それ

ではこんなえらい思想は何處から出たかと申しますと、なに大したことはない。翻譯の漢書、「聯邦史略」一冊でこれだけが出来た、便利な時代であります。これは米國の事情をブリジメンと云ふ米國人が支那で書いた物、北米合衆國の歴史を書いた物で、甚だ簡単な物であります。之をみてすつかりやつてしまつた。一般民衆がついて來ようが來まいが、理想に向つて突進する。而も翻譯一方でやる愉快な時代であります。これは中央政府ばかりでなく各地方でもこの制度を行つたのであります。當時まだ東京は都にならず鎮將府といつて居た。江戸は今で言へば植民地に當るのであります。今日の滿洲國の新京位の感じであります。三條實美が江戸に來て居る。今日で言へば滿洲國全權大使といつた調子。この江戸の鎮將府にても立法と行政を分けて居る。斯ういふ制度は意外にも各地方にあつたのであります。或は又議政局といつた。又信州の上田藩は議政黨といつた。大和の芝村藩は爲政局、近江の西大路藩は行政館といつたといつた風であります。中央では幾らか解つて居つたのであります。各地方ではさつぱり面喰つて居て解らなかつた。斯ういふ風に立法官はありますが、議會がないのでありますから意味を成さない。民衆を背景としない立法官であるから意味がないのであります。滿洲國の立法院といふところせう。それからこの驚くべき官吏選挙も一度は行はれた。明治二年五月十三日を以て選挙が行はれた。この時に詔が出て居ます。

朕惟ニ治亂安危ノ本ハ任用其人ヲ得ト不得トニアリ故ニ今敬テ列祖ノ靈ニ告テ公選ノ法ヲ設ケ更ニ輔相議定參與ヲ登庸ス神靈降鑑過ナカラシムコトヲ期ス汝衆ソレ斯意ヲ奉セヨ

斯くて明治天皇の御前に於て神聖なる投票が行はれることになつたのであります。神靈降鑑といふこと、選挙といふことが結び付いて居るのであります。そこで愈々これは選挙することに決り、而もそれが明日からやる、實に思切

つたことです。そこで先づ輔相といふ首相から大臣知事級の人が選舉せられる。選舉權、被選舉權の資格に付て申しますと、まだ全然階級制度を清算する譯には参らぬのでありますから、總理大臣級の者及び内閣大臣級の者は公卿、諸侯の中より選舉すべし。選舉資格は三等官以上即ち勅任官以上の者であります。參與、副知事の方は勿論選舉する方は勅任官以上であるが、される方は各藩の人材といふことになるのであります。今日の滿洲國のやうなもので各省の大臣などは皆滿洲國人でありますが、實際の仕事をする次官級の人は腕の立つ日本人であります。これは建國草創の際にはどこにも似たやうな制度があるのであります。

斯くして明治天皇の御前に於て選舉をした。時刻を以て著座し、辨官即ち内閣書記官が詔を讀上げ、入札箱即ち投票函を御前へ持出し、そこへ投票する。無論當時の大禮服でありますから、烏帽子、直垂、衣冠、束帯で天皇がそこに出御遊ばされる、その御前に於て直ちに開票せられ、最高票の者が直ちに其の日に於て首相になる。投票の結果三條實美が一番多くて首相即ち輔相になつた。次が岩倉具視が、これが四十八票。大久保が四十九票で、木戸孝允が四十二票でいづれも參與、大隈は會計官副知事つまり大藏次官で三十六票であります。軍務官即ち陸海軍大臣は小松宮——殿下、次官には軍制の創始者たる大村益次郎がなつた。東京府知事は大木民平であります。この高官の選舉に付ては、當時に於ても反對論が出て居ります。山内容堂が反對して居ります。その理由は苟も國家の大臣たるものは天皇陛下のお眼鏡に依つて決めるべきである。然るに斯様な入札に依つて決めることは反對だ。これは今日の言葉で言へば、大權干犯論である。内閣大臣は天皇の親任し給ふ所である。政黨内閣なんぞは不都合だといふのは此系統である。面白いのは大村益次郎の反對意見であります。左様なことになる、これは共和政體になると心配した。後に政

黨政治が起きた時に、官僚は政黨を彈壓する理由として立憲政治即ち共和政治である。こんなものは亂臣賊子であるといふので彈壓した。もつと後になると社會主義と共產主義と同じもので一緒に危険思想といふことに思つた。大抵さういふ頭の良い人が何時でも居る。これは注意しなければならぬ。兎に角面白いことをやつて居た。明治の時代は面白い時代なんです。兎も角中央政府が斯ういふ意氣込みでありますから、各地方でもそれ〴〵選舉をして居つたことがある。これは殆ど史料が湮滅して居りますが、少し拾つてみると、越後の高田藩では昔の家老、用人といふ藩の重役を選舉した。さうして之を執政、参政といつて居ります。上野の高崎藩では議職、下總の佐倉藩に於きましては執政といつて、三年任期。備中の高梁藩では軍隊の小隊長以上を選舉して居る。これは中々進んで居る。佐賀藩では江藤新平が熱心な主唱者となつて、明治二年の初めに庄屋名主の選舉をやらした。投票はさせたが選舉人名簿がないから、權兵衛、八兵衛が澤山出て来て困つた、どの八兵衛か譯が解らなくなつてしまつた。

それでは萬機公論はどうなつたか、議會の試みに付て第一に申上げます。從來の普通の政治史、政黨史は五箇條の御誓文から二十三年の議會開設まではすつぽ抜かして、唯々官僚は民論を壓迫した、彈壓したと書いてある。實はさうではなかつた。色々やつてみたけれども先程申す通り時勢に伴はなかつた。この間には封建議會から官僚議會、それから立憲議會と移るのであります。兎に角明治元年には上の議事所と下の議事所を作つた。けれどもこの時にはまだ政府と議會との職分の區別がつかへなかつた。が兎も角も上院、下院的のものを作つたのです。この際にこれは普通の歴史にも出て居りますが、各藩から徴士、貢士といふものが出て来る。藩から祿を貰つて政府の役人になつて居るのが徴士で、西郷木戸大久保などはさうであります。貢士は藩の輿論を代表して出て来る所の藩選代議士でありま

す。即ち抑々萬機公論は列侯會議であり大名會議でありますから、大名の意見を代表する者の中央に出て来るべきことは當然であります。徴士は朝廷の役人になる、而も身分は依然として藩士であります。まあ今日で申しますと徴士は政黨から出て出る政務官に當り、貢士は同じく政黨から出て居る代議士に當ると思ひます。何れも藩に出發して居る。貢士は藩選代議士でありますから、百萬石の代表もあれば、一萬石の代表もある、随つて其勢力も違つて来る。無論民衆の代表ではないのであります。

この頃の藩といふものは一種の外國であります。それで貢士の議事規則ともいふべきものは「會盟條約」といふ言葉を使つて居る。漢文で書いてある。この規則が又非常に愉快である。一、六の日に於て議事を議する。それから酒は禁じてない。但し量を過つて喧騒に至る勿れ、とある。藝者の如きは斷じて許さず、斯う書いてある。これは御留守居役の遺風があつた爲めでありませう。斯う云ふ譯で一方に於て政體書に依つて出來た議政官がある、これは上院に當り、この貢士の會合して議する所は下院になる譯であります。斯うなつて來ると次第に個人の色彩が明かになり、又下院の人材が次第に政治的の力を持つやうになつて來るのであります。これが後に公議所となるのであります。各藩から三百四十名の者が出て居ります。議場の形などは今日に似て居ります。この時の中堅はアメリカから歸つて參りました新進の政治家としての森金之丞、後に文部大臣として餘りに急進的な意見の爲に奇禍を買つた森有禮で、これは實際の議長をしたのであります。正式に明治二年から各藩の公議所となつて體裁が整つたのであります。茲で色々な議事が行はれた。議事録を見ると解るのであります。前に申しましたやうに是までは幕府を叩き倒すといふこととに於て復古派も維新派も一致して居つた、舊と新とが一緒になつて同一方向に向つて行動して來たのであります。

倒幕のことも濟んでしまつて、漸く復古派と維新派、左翼と右翼とに分れて來るのであります。この時の狀況が公議所の議案に依つてよく分るのであります。非常に進歩したる思想と極端に反動的な思想が對立したのであります。一番大きな問題は森有禮の意見でありまして廢刀といふ案を出した。所が満場一致否決であつた、武士に向つて刀を廢しろといふ提議をなすのは軍人に向つて軍縮論を主張する以上に難しい。愈々怒つたのは、古來武を以て鳴る薩摩藩から有禮の如き者が出るのは怪しからぬ、斬つてしまへといふので薩摩藩が一番怒つた。それで危いので後に公使となつてアメリカに逃げて行つた。當時切腹禁止を提議した者があつた。これも怪しからぬといふので殺されてしまつた。實に言論の彈壓どころではない。院外に於て責を負ふのだから敵はない。さうかと思ふと、鎮守府將軍置くべきの議、洋服を禁ずるの議、牛肉を食ふを禁ずるの議などもある。兎に角面白いが二年の末から集議院となつた。この時以來次第に言論機關の權威は失墜して來るのであります。議決機關が漸次諮問機關の傾きになつて來るのであります。所が明治四年を以て廢藩置縣となり封建制度を廢して純然たる郡縣制度になつた爲に、基礎的の藩がなくなつたから、この貢士の制度、集議院の制度は自然解消してしまつた。けれども言論政治は漸次重んじなければならぬといふ時勢でありますから、藩がなくなつても必要であるといふので、所謂官僚議會が出来るのであります。

これは正院、左院、右院の三院があります。正院とは中央政府であり、左院は立法官、右院は行政官であり左院が明治八年の改革に依つて元老院となるのであります。議會のない時の立法官といふものは民衆を背景としないから權威がなくなる。それではいかぬといふので、それが色々な形に變りまして、その元老院が樞密院と貴族院とに分れて來るのであります。扱てまた左院の出來た頃から地方に於ては地方民會といふものが出來ました。これは知事縣令が

勤めて作らせた所もあります。明治五六年から七八年、各地に於ける政治熱の勃興に伴つて地方民會が起る。斯くて八年の有名なる立憲政治の基礎を定める詔勅になるのであります。この間の政治情勢は色々動いて來るのであります。一方に於て所謂憲政の根柢を成す所の憲法制定の機運が動いて來るのであります。

憲法制定は伊藤博文一派の手柄になつて居りますけれども、その以前に於て幾多の試みがあつたのであります。而も當時の憲法といふことは單に國家の根本法を必要とする、といふ憲法論と、いや憲法といふ以上は國民の參政權を要素とすべし、それが本當の憲法であるといふ、この二つの思想が妥協し、融合し、或は離れて、同じ憲法制定論に於ても漸進論と急進論とに分れて來るのであります。又議會なるものを大勢寄つて相談する場所に過ぎないといふ諸問機關的の考へと、一方には、民衆を背景とする所の議會、參政權を要件とする所の議會が眞の議會であると云ふ、この殆ど相反する思想が動もすると議會といふ概念の中に包含せんとして居る。斯く憲法といふものと議會といふものとは各其の内に二大思想が對立して居るに拘らず、形に於ては妥協が出来るのであります。兎に角諸問機關であらうが、議決機關であらうが大勢寄つて相談するに付いては宜からう。憲法に於てもその通り。國家の根本法であれば宜しい。參政權であれ兎に角重要な根本法なれば宜しいといふことになる。然るにこの議會思想、憲法思想と殆ど分離すべからざる概念に於て發達すべかりし政黨は、それより遅れて發達したため、政黨なるものに賛成するか反對するかだけであります。形に於て妥協する餘地がないのでありますから、議會制度、憲法制度が漸次發達して來ながらも、之に伴ふ政黨の發達が歪められて發達し、今日の狀態となつたのは、明治維新の政變に於て憲政史的改革が十分に徹底せざるの致す所であらうと考へるのであります。

第二章 大政奉還の意義

日本の歴史のうちで大きな問題は何といつても大政奉還であるが、大政奉還といふことは極めて、解り切つたやうで、その實世間では意外にも解つて居ないのである。甚だしいのは先月の或る大雜誌に出た某老人の實歴談に、幕末の事實は間違ひなく話してあるが江戸城明け渡しを以て大政奉還であるかの如く思つて居るのがあつた。之は途方もない誤りである。こんな誤りは兎も角として、普通の書では十の十までに征夷大將軍辭退と大政奉還とを一緒にして居るのである。嚴密なる歴史としては、大政奉還が慶應三年十月十四日であり、征夷大將軍辭退は慶應三年十月二十四日なのである。徳川慶喜の大政奉還の上奏に曰く

臣慶喜謹而皇國時運の沿革を考候に、昔王綱紐を解き相家權を執り、保平の亂政權武門に移てより祖宗に至り更に寵眷を被り二百餘年子孫相受、臣其職を奉ずと雖、政刑當を失ふ不_レ少今日の形勢に至候も畢竟薄徳の所_レ致不_レ堪_二慚惶_一候、況や當今外國の交際日に盛なるにより愈々政權一途出不_レ申候而者綱紀難_レ立候間從來の舊習を改め政權を奉_レ歸廣く天下の公議を盡し聖斷を仰ぎ同心協力共に皇國を保護仕候得ば必ず海外萬國と可_二並立_一候、臣慶喜國家に所盡不_レ過_レ之と奉_レ存候、乍_レ去猶見込の儀も有_レ之候得者可_二申開_一旨諸藩へ相達置候、依_レ之此段謹で奏聞仕候

以上

とある。その後同月十六日、松平越中守定敬、板倉伊賀守勝靜より江戸の老中への書翰の一節に
御政權は御返上被遊候得共大將軍は空名ながら御返上に不相成候間云々

とある。然るに十月二十四日に至り慶喜は

臣慶喜昨秋相續仕候節將軍職之儀固く御辭退申上、其後厚蒙_二御沙汰_一候に付御請仕奉職罷在候處、今般奏聞仕候次第も有_レ之候間將軍職御辭退奉申上度、此段奏聞仕候 以上

と上奏し、十二月九日に

辭_二將軍職_一之事被_二聞召_一候事

との御聽許があつたのである。この十二月九日といふのは、王政復古の大號令渙發のときであるが、その時にも、

徳川内府從前御委任大政返上、將軍職辭退之兩條今般斷然被聞召候云々

とあり、即ち、大政返上と將軍職辭退とを兩條とあつて別箇の行爲であることが明らかにされて居るのである。そこでそも／＼征夷大將軍とは何ぞやといへば、征夷大將軍とは御承知の如く坂上田村麿が蝦夷征討のときに設けた臨時の官職である。それが武門武士の勃興と共に征夷大將軍は恰も軍隊統帥權の總攬者たるが如き榮職となり、踵いで政權が武門に歸すると共に征夷大將軍と結びつき、政權の在る所に征夷大將軍の任命を見るに至つたのである。それでも北條氏は征夷大將軍でなくして政權を執り、織田氏、豊臣氏また然りである。彼の建武中興の改革に於て、征夷大將軍の職は臣下に委ねず皇族の護良親王が任ぜられたのであるが、實質的の軍隊統帥權を有して居つた足利尊氏が自ら征夷大將軍と僭稱したことに於て建武中興の偉業は崩壊したのである。

政權と征夷大將軍とは本來別の概念であるがその關係は極めて微妙であるのである。次に政權奉還とは如何なるものであるかといへば、今日の内閣明渡しとは意味が異ふ。明け渡すべき内閣もなければ、また朝廷にてはこれを受取

るべき兵力も財力もないのである。大老老中といふ如き幕府のあらゆる役人は徳川氏の役人であつて日本全国の役人ではないのである。故に、大政奉還後に於ても猶ほ江戸には老中その他の役人が在り、また補缺の任命があつたのである。然らば政權奉還と共に徳川氏はその領地たる關東八州を朝廷へ返上すべきかといへば、これは御承知の如く徳川家康が豊臣秀吉から貰つてゐるので、恰も島津氏の日向、大隅、薩摩、毛利氏の長門、周防と同じ關係である。故に徳川氏のみがその領地を返上し、薩長其他の諸藩は領地を返上せずとも宜しいと云ふ譯はない。徳川氏は政權を奉還してもその領地は返上する必要はない本來徳川氏自身が一個の大名である。關東八州八百萬石旗本八萬騎と稱する他の諸大名に優越する兵力、財力を以て天下を支配して居たのである。恰も支那に於て張作霖が東三省の兵力財力を以て四百餘州を支配して居つたと同じ状態である。徳川氏は全國の兵力、全國の財力で支配してゐるのではないのである。それ故に幕末に至り時勢が益々急を告げ、外國の關係に於て全國の力で諸外國に當らねばならなかつたにも不拘、徳川氏丈けの兵力財力で外國にあたらねばならなかつたのが行き詰まれる一原因と見る事が出来るのである。故に若し徳川慶喜が政權を奉還してその儘江戸に歸り、じつとして居つたなら、官軍に於ても手の出し様はなかつたのであるが、策を失し鳥羽、伏見の戦となり、戊辰戦役が起つて徳川氏は叩き潰されてしまつたのである。こゝで少しく述べべきは、幕末の討幕論なるものは、その始めは徳川氏を倒すのか、幕府を倒すのかは不明であつたが、それが幕府を倒すことゝ極つても封建制度破壊と迄は考へて居なかつたのであるから、幕府は滅んでも、大名としての徳川氏は存在するのである。現に政權奉還後に於ても徳川氏は駿河、遠江等で七十萬石の大名として更生し、只今の家達公が藩主となられたのである。また薩長其他の諸藩は賞典祿を賜はつて封建勢力を増大して居ることを注意しなくてはならぬ。

以上述べたのは、大政奉還に付き基本的に注意しなくてはならぬ概念を略述したのであるが、そも／＼大政奉還といふ思想は、いつ頃から發達したかに付て述ぶるの必要がある。

大政奉還の具體的方策としては、朝廷よりの御沙汰に因つて幕府から奉還するか、然らずんば幕府から自發的に奉還するか二途より外はない。朝廷の御沙汰に因るものは、これは奉還でなくて御取り上げである。御取り上げになつるといふことは戰時的方法に由るのが普通で、これは昔からの歴史では失敗に歸して居る。若し平和的に幕府が奉還の御沙汰を奉ずるといふことがありとせば、これは朝廷の背後に戰時的準備の整ふて居る場合か、然らずんば、幕府が自發的に奉還すべき政治状態のあつたときである。結局、大政奉還といふことは幕府の自發的に限る場合を指すのであるが、それでも幕府に説いて奉還せしむべしとの議論の出たこともあるから、これをも順序として述ぶるのである。文久以來、勅勘謹慎し政治の第一線より退き蟄居中でありながら諸藩の有志の囑望する所となつて居つた岩倉友山(具視)が薩藩の小松帶刀、大久保一藏(利通)に示して意見を求めた『叢裡鳴蟲』の一節に

夫ノ大權ヲ收復スルニ至リテハ嚴勅ヲ下スニ非サレハ恐ラクハ事成リ難カラシ

既ニ幕府ヲ廢シ政柄朝廷ニ復歸セハ徳川氏ハ關八州ノ領主タルコト當然ニシテ徳川氏モ耻ツヘキコトニ非ス此論ハ重ネテ之ヲ草セントス

とあつて、幕府に諭して政權を奉還せしむべしとなしてあるが、幕府は廢しても、徳川氏は關東八州を領有する大名なりといふのは注意すべきである。

自今爾後將軍職ヲ乗ルノ制度ヲ更革シ、朕親ヲ萬機ヲ統ヘ文ヲ修メ武ヲ講シ政令一途ニ出テ、以テ天下ノ人心ヲシテ其向フ所ヲ知ラシメント欲ス云々

といへる詔勅案も草して居つたのである。而して更らに千種侍従を以て密奏した一節にも

伏テ願クハ、陛下天運循環還皇室中興ノ時機到來シタルコトヲ御洞察アラセラレ候テ、幕府ハ自今以後、私心ヲ棄テ、公理ニ基キ王政復古ノ上、徳川氏ハ列藩ト共ニ扶翼ノ任ヲ帯フヘキノ旨ヲ御懇諭アラセラレ度。其御懇諭ノ勅書ニハ、私心ヲ棄テ、公理ニ基ツキ政柄ヲ奉還スルノ要ハ、國威ヲ恢張シテ外夷ヲ壓倒スルニ在リ、之ヲ施行スルノ本ハ天下ヲ合同スルニ在リ、天下ヲ合同スルハ政令一ニ歸スルニ在リ、政令一ニ歸スルニハ朝廷ヲ以テ國政施行根軸ノ府ト爲スニ在リ、是レ上ハ神明ノ心ニ從ヒ下ハ億兆ノ望ニ應スルナリ(下略)トノ御趣旨ヲ書キ載セラレ度候。此ノ如ク名分ヲ正シ大義ヲ明カニシテ御沙汰相成候ハ、幕府ニ於テ承伏不レ仕事ハ無レ之ト奉レ存候。古人モ非常ノ時ハ非常ノ事ヲ行フニアラサレハ非常ノ功ヲ成シ難シト論申候、幕府ニ於テモ天下人心既ニ離散スル事ハ最早熟知シ居可レ申候故、勅書ヲ拜載シ政柄ヲ奉還仕候ハ、其祖先ニ對シテ敢テ慙ル所ニ無之、又天下之臣庶ハ一唱三嘆仕候而、徳川氏ノ血食モ出來可申候云々。

といふのである。

また慶應三年の秋に、朝廷へ内建白を爲したものである、その氏名は判明しないが、大體、幕府に説諭して政權を奉還せしむべしといふにありて、前來の説と同系統の説である。

方今幕府之處、御知被レ爲レ在候通之形勢に付、無レ程大樹公大政を天朝に被レ奉レ返候賊。兼而越前宰相及勝安房守

等も辭職勇退之議論御座候趣にも相聞候間、不レ遠其期に及候半賊と奉存候。若不レ然時は薩長土豫因備肥越等之諸侯、被ニ相計ニ候而

王政御恢復に相成候半と奉存候。猶亦不レ然時者、天下之萬徒周旋盡力仕候而成共、是非一大御變革之御時節可ニ押移ニと奉レ存候。

とて、それより討幕の不可を述べて

何分にも諸侯被ニ相計ニ候而、大權朝廷に相歸候様に奉レ願度奉レ存候。因而朝廷より諸侯に被レ爲ニ仰付ニ大樹公之猥に胡服を被レ用、海外之處置に而已從事被レ致候而、國政日々相亂上者、宸襟を被レ奉レ憫。下者萬民を被レ苦候等之罪狀を御糺被レ爲レ遊、就而者得失利害をも能く御説被レ爲レ遊、大樹公にも悔悟服從被レ致候而、治國公平之義を品よく被レ會得ニ速に辭職退隱に被レ及、徳川家之處者數百萬石之地を被レ獻一大諸侯と被レ成候得者、却而徳川氏長久之良策と奉存候。

とて詳細に時勢に就いて述べてある。

これ等の説は議論としては可なるも、實行の段となれば、それは容易なことではない。若し強いて、その可能性を求むるならば、幕府内部に奉還の機運の熟しつゝあつた際に、これを促進することあるべき一方法に過ぎぬ。然らずんば武力を背景として、幕府に臨むときに於てのみ實現性があるのみ。畢竟、机上の空論に過ぎなかつたのである。

次に、幕府が自發的に奉還するにしても、幕府内部から發するものと、外部からの勧誘に因るものとの二種がある。徳川慶喜の大政奉還は、土佐藩の建白に基づくのであるが、その前にも、幕府内部に於ても奉還の思想はあつた

のである。

その最も早きは、文久二年の頃、大目付大久保越中守忠寛——後に一翁、東京府知事、子爵——が、徳川氏は政權を奉還して諸侯の列に加はり、駿河、遠江、三河の舊地を領し居城を駿府（静岡）に定むるが上策だとの意見を述べたのであるが、満座大笑して應ずるものなく甚しきは狂人視したのである。これは松平慶永（春嶽）の政事總裁職のときであり、後年に至り春嶽がその先見の通りになれりとして、その達識を推稱して止まなかつたのである。また此頃、阪本龍馬等が大久保を殺す決心にて往訪したとき、大久保は刺さるゝに覺悟にて、大政奉還論を述べたるに、流石の阪本も、これに頭が下り幕吏中にも、かゝる卓見の士があるかと傾倒したのであつた。

しかし、これは單に議論たるに止まり、實際政局に影響はなかつたのであるが、慶應元年に至り十四代將軍家茂が政權奉還を上奏するといふ一大珍事が起きたのである。

これは將軍家茂が長州處分の爲め大坂城に滞在中、此年九月十六日、英佛米蘭の各國公使は突如軍艦九隻を率ひて兵庫灣に入り來り、條約の期に先ち兵庫大坂の開港を迫つたとき、老中阿部豊後守、松平伊豆守が彼の軍艦に赴き、將にその請を容れんとしたことが朝廷に聞へ、朝廷より、豊後守、伊豆守の官職を剝奪し國許に謹慎すべしとの御沙汰が出たのである。

苟も、幕府の重臣を朝廷から直接に免黜せらるゝといふことは幕府始まつて以來破天荒のことで、これでは、幕府は到底政治を執ることが出来ぬといふので、十月朔日に將軍家茂は上奏して、臣は政權を辭退するから、願くば、慶喜をして相續せしめ政務を譲りたいと、いふのであつた。これは、純然たる大政奉還とは意味が異なるが、少くとも將

軍一身と分離すべからざるものと觀念して居つた政權を分離し、大政奉還の概念に一步を進めたものであつた。

しかし、この時は未だ時勢が切迫して居なかつたから、將軍の辭表却下、條約勅許となつたのである。しかしこの將軍職辭退、慶喜相續といふ説は、この前からあつたので、『徳川慶喜公傳』附録に、水戸藩士豊田亮の手録、國事記の一節があるが、それには

彼（竹本甲斐守）大秘策を舍居候由にて、此段は閣老へも不申出候由。其秘策は如何と察するに、將軍家辭職之上還御と申極意と存候。右之通り御辭職之上は西丸へ御移り、一橋殿御相續、將軍宣下と相成候は、素より一橋殿も滿意之事に候間、前將軍へ御疎意は無之筈ニ候間、當將軍家誠に御安泰ニ被爲レ在候見込之由にてとの策があるとの説である。これ等の説に依つて、前述の將軍職辭退、慶喜へ宣下との上表となつたものとも推測せらるゝが、これは大變なことである、一步を誤れば一大事であるとの反對論も強い。

萬一、右等ノ策被レ行候様にては大變に候、御所より將軍職御脱剝相成候共、八百萬石は御先祖弓矢之御力を以て御所領相成候義ニ候間、假令御所より彼是御減高等、御差引有之候とも、御答之御詞も有之、右之通八百萬石之御力さへ有之候へば、又々御回復之道も有之候得共

幕府の自發的にあらずして朝廷より將軍職を剝奪せらるゝとも、我に八百萬石の實力あり、これを回復する敢て難きにあらざるも

御辭職之義、此方より被レ御許容上、萬一他家へ新將軍被レ命、其上八百萬石御料、御所より御指引有之候ても、思召次第と申ものにて、御防之詞も無之、忽ち御微力に相成、末々之御回復之道絶果、夫迄の事に相成候順序

に候。此等之處へ勘ひなし、無謀之策、萬一被_レ行候様にては大變に候是は前の痴雲の密話と考られ候とある。自分の方より將軍職辭退を願出では、薩長あたりへ將軍職を命ぜられ、その上八百萬石削減の命ありても抗辯の辭はない。途法もない無謀の策だといふものである。これは杞憂ではない、實際、朝廷内部に於ては、近衛内大臣、正親町三條大納言は、將軍自ら其職を辭せんとならば、これを許すべしとの意見を主張したのは注意すべきことである。また別に、文久二年十月八日、松平春嶽が慶喜に對し、

開國の儀若し朝廷に容れられれば、幕府は斷然政權を返上せらるゝに覺悟を定め、さて此覺悟を以て人心を鼓舞することに如何と申されしに、一橋殿大に御同意なり。

といふ意見が出たことあり。更らに、これと相似た考は、文久三年五月朝廷より攘夷期限を決定せしめられたとき、江戸三奉行より老中への上書の一節に

(上略)御職_{御職}御辭退被_レ遊御願候而、江戸表は御本城和宮様天璋院様被_レ爲_レ在、且兼々御願立被_レ遊候上は御謹慎御大切之御事に候間直に御歸城に而御恐縮被_レ爲_レ在寛大之御沙汰被_レ仰出可_レ然様奉_レ存候。といふのがある。蘇峰氏は、これを

三奉行の意見では、征夷大將軍の職を抛ち、實力もて江戸城に龍蟠虎踞し、徐ろに、天下の變を俟たんとするもの、如く、云はゞ此方にて退一步の政策を取つて攘夷派を危地に陥れ、自らは不敗の地を占めて後圖を做さんとするの底意にあるかの如く察せらる。

と評してある。つまり、これ迄の征夷大將軍を辭するといふのは、いづれも積極的政略の意味を有し、萬策盡きて投

げ出すといふのではない。謂はゞ官吏や重役が辭職を以て脅かし、以て自己の地位を確保せんとすると相似た點があるのである。しかも、これは一面に於ては、政權と征夷大將軍とは別物といふ意味が暗に閃いて居る。端的にいへば、實力さへあれば、征夷大將軍の有無の如きは問題でないとの自覺がある。これ等の思想がやがて、幾多の變遷を経、隠見しつゝ絶へざる命脈を以て、大政奉還にまで、たどりつくのである。

扱てまた時勢は進展し前掲岩倉の議論の一大飛躍をなしたのは、慶應二年七月二十日將軍家茂死去して、慶喜がその相續を肯んぜなかつたときである。

そは、當時の情勢から見れば、當然慶喜が相續すべきであつたが、慶喜は徳川家を相續することを承知せず、四圍の勸告に依り、徳川家を相續したが、將軍職は繼がずといひ出したのできる。これは種々の理由もあるが慶喜自身は、信任状を得んとする一種の策動であつたのである。しかし、これは一面に於て、意識すると否とを問はず、政權と徳川家と分離し、やがては政權奉還に一步を進むる階段であつたのである。

此際に於ける岩倉の意見は、實際政治家としての面目躍如たるものがある。

此年九月、岩倉は時務策を井上石見に示して、大久保一藏と熟議せんことを求めた一節に
切ニ思フ、將軍ヲ置キ政柄ヲ委スルハ今日迄ノコトニテ最早宣下ハ止メラレタキモノナリ、實ニ今ヤ得難キノ好機會

一、家茂薨シテ、軍職ト大政ヲ奉還セントスルノ始ヲ開カントハ、實ニ豫期セサル所ナリキ

夫レ器ト名ハ人ニ假スヘカラス。之ヲ收回スルニハ此時ヲ捨テ、復タ何レノ時ヲ期スヘキヤ、所謂天之ヲ與フル者

ナリ。出師ノ準備ハ固ヨリ無カルヘカラス、然レトモ之ヲ恃ンテ事ヲ爲サントスルハ智者ノ取ラサル所ナリ、漢ノ高祖カ韓信ヲ制スルヤ、齊ノ七十餘城ニ據ラシムルトキハ力ヲ勞スルコト多クシテ成功期スヘカラス、故ニ權謀ヲ以テ威力ヲ削リ遂ニ一婦人ノ手ニ死セシメタリ。徳川家康ハ初メ石田三成ヲ庇陰シ彼ヲシテ自ラ亂ヲ起サシメ、遂ニ覇業ノ基ヲ立ツ、其奸謀倣フヘカラスト雖、亦以テ見ルヘキモノアリ。今幕府ヲ離間シ慶喜ヲシテ三成ヲラシムルノ策ナカラシヤ、唯其權變ニ應スル如何ニアルノミ。

一、徳川慶喜軍職固辭并闕下待罪御採納事

徳川中納言ニ優詔ヲ賜フテ其請ヲ允サレ然ルヘキナリ。優詔ニハ云々公私ノ區別ヲ立テテ大ニ褒賞セラレ、駿遠參ノ三州ノ他百萬石許ニ封セラレヘキ歟。

中納言ノ奏請ヲ容レテ處分セラル、トキハ彼レ復タ如何トモスヘカラス、幕府ノ親藩及旗本ノ輩ハ徳川累葉繼承ノ霸權ヲ慶喜ノ一存ニテ拋棄セリ徳川氏ヲ亡スモノハ慶喜ナリトシ、必ス分裂シテ黨ヲ樹テ相争フニ至ラン是又慮ル可キノ重事ナリ、然レトモ奇計ノ又其間ニ施スヘキモノアランカ

とて『權謀術數ヲ用キ大事ヲ爲ス亦怪ムニ足ラサルカ』といふに至つては、寧ろ不快の感さへ生ずるのである。

目的の爲めには手段を選ばざる岩倉は、藤原鎌足以來の公卿界の人材といはれ、維新の大業も公卿間に此傑物あればこそ成功したといはれながらも、力の政治家にして徳の政治家にあらずと稱せらるゝ、所以の全貌が露出して居る。

才の人徳川慶喜は、自己の信任狀獲得に一策を弄したのであるが、朝廷に斯の如き恐るべき政敵の伏在し、此の如き恐るべき意見のあらうとは知らなかつたのである。それは兎に角として事は落着く處に落着いて、此年十二月五日

慶喜は、正二位權大納言に任ぜられ征夷大將軍右近衛大將右馬寮御監源氏長者獎學淳和兩院別當の宣下があり、岩倉の奇策も、時機到らなかつた。

本來、徳川氏と、將軍職と、政權と三位一體、不可分と信ぜられて怪まれなかつた概念が、何時頃より別々のものと考へられたからいふことを考察するの要がある。

文久三年三月、將軍家茂上洛、五日一橋慶喜、名代として參内孝明天皇に拜謁、上奏の一節に

是迄モ都テ御委任之儀ニハ候得共、猶又御委任被ニ成下ニ候儀ニ御座候ハ、天下ヘ號令ヲ下シ外夷ヲ掃除仕度

といふのである。

これに對し畏くも

天皇聞召され「庶政は從來の如く關東へ委任する存慮なり、攘夷の擧は尙出精すべし」と玉音朗に勅し給へり(徳

川慶喜公傳)

然るに、關白鷹司輔熙は

征夷將軍の儀、總べてこれまで通り御委任遊ばさるべし、攘夷の儀精々忠節を盡すべき事

と書して與へた。庶政委任といふことゝ、征夷將軍委任といふことゝの二様の如くでもあり一體の如くでもある、そこで、慶喜は

最初の四文字は勅語中には仰出されざりしかど、大體に於て異なる所なかりければ、今は強ひても異議を唱へ給はず、之を拜受して宮中を退出し、二條城に登りて復命せられたるは六日の曉天なりき。(同上)

こゝに至りて、幕府政治は初めて合法的に、御委任を蒙つたのである。

抑幕府は其創立と同時に、事實上政治を總攬せるものにて、後に稱して庶政御委任といふといへども、鎌倉幕府以來、未だ曾て朝廷より御委任の御沙汰ありしを聞かず、徳川氏政權を掌りてより二百餘年、今にして事新しく庶政御委任の朝旨を請はざるを得ざるは、これ却て覇者の實權を失へるを證明するものにして、幕府が此勅許を得て一時なりとも其地位を固くしたるは、又明に朝威の發展を證明するものなり。(同上)

實際政權の推移は此の如くであるが、根本問題として將軍職と庶政委任とは如何なる關係にあるのであるか、既に右の如く勅旨と關白との意見とに、此點が明確を缺いて居る。そもく將軍職あつての委任か、換言すれば將軍職を其儘にして置いての庶政委任であるのか、または、將軍職を此時更めて委任即ち將軍職任命であるのか、その點は不明である。恐らくは、本來將軍職と庶政委任とは同一概念であつたのが、此時分離の曙光が萌たから、斯る現象を生じたのであらう。

これより先き文久三年二月、一橋慶喜は、近衛關白に向ひ、「此際朝廷より舊の如く庶政を擧げて幕府に御委任あらせらるゝか、又は幕府より將軍職を辭し政權を朝廷に返上するか、いづれにも其一方に決せられれば天下は治るべきにあらず」と主張して居る。將軍職あつても、政權に離れては不可であるから、此兩者を一致せしめられたしとの意嚮である。即ち既に此頃は、將軍職と政權とは分離しつゝあつたのである。

乃ち慶喜は既に將軍職と政權との分離を意識しつゝあつたのである。二個の概念であることを知つたのである。而して、慶喜は十五代將軍となつて、時局打開に苦心しつゝあつたに際し、土佐藩は名を捨て、實を取る手段とし

ての大政奉還を建白したのである。即ち分離し行かんとする政權の方を擱んで、名のみ將軍職を捨てんとしたのである。しかも、表面は政權奉還といふ空名のみ奉還して、將軍職を擱む積りであつたが、その將軍職も政權に離れた以上は、これにも未練は無い。將軍職も政權も名のみは捨てて、實權を獲得せんとしたのである。

そこで考ふべきは、先づ第一に慶喜は政權を奉還した後には、自分の一身は兎も角も、政局はどうなるかと考へたであらうか、自分は至誠純忠の致す所、政權を奉還しても朝廷には、これを受取るゝ丈の兵力も財力もない。政權は水の低きに就くが如く實力ある處へ歸する。自然薩長に歸するであらう。それでは北條に代ふるに足利を以てするものでないかといふのは、佐幕派ばかりの僻みではなく、勤王側でもこの危惧があつた。

そこで土佐藩の建議は、上下兩院制を條件とする大政奉還論である。即ち大政を奉還して、大名を以て上院(貴族院)を組織し、武士町人等の人材で下院(衆議院)を組織し、萬機公論に基づき公平の政治を施すといふのであつた。

即ち公論に基づき薩長をして專横の振舞を爲さざらしむるといふのである。もう一步突込んで政略的にいへば、薩長をして專横を爲さざらしむる爲めの公論政治といふのである。而して佐幕側に對しては曰く、公論政治といへば、從來の閱歷聲望からいつて自然、徳川側の多數決となるから、これ名を棄て、實を採るものなりといふ。(徳川慶喜を首相兼上院議長とし、解散權を有せしむる案もあつた)これは一應尤の如く首肯出来る。そして討幕側に對しては政權を奉還すれば討幕の軍を起さなくてもよからうといふ。これには、またそうかと首を傾ける。朝廷に對しては至誠純忠の誠意を披瀝し、一般民衆に對しては平和に政權を授受して戦争の慘禍を避けるといふ、四方八方丸く收まつてこんな宜い政綱政策はあるまいといふのであつた。然らば慶喜はこの建議通りの腹からかといへば多少の反對論もあ

るが、これに付いての史料は私の舊著『維新前後に於ける立憲思想』また『日本憲政史』に於いて述べて置いたから、御参照を願ふこととし、こゝには省略するが、唯一言すべきは前に述べた大政奉還の上奏文中に

「舊習を改め政權を奉歸廣く天下の公議を盡し聖斷を仰ぎ同心協力共に皇國を保護仕候得ば、必ず海外萬國と可並立候」云々

とある政權奉還の跡仕末として天下の公議といふて居るのに注意を要する。それから此事件の主動者たる後藤象二郎は大いに喜び、退城後首尾如何にと案じてゐる同志の面々へ急報した手紙には

「只今下城、今日の趣、不取敢奉申上候、大樹公政權を朝廷に歸すの號令を示せり。此事を明日奏聞、明後日參内、勅許を得て直様政事堂を假に設け上院下院を創業する事に運び。實に千載の一遇、爲天下萬姓大慶不_レ過_レ之此段不_レ取敢奉_レ申上_レ候

十月十三日

才谷梅太郎殿

(坂本龍馬の變名)

後藤象二郎
匆々頓首

とある。即無條件の大政奉還ではなくて上下兩院が條件附であることが解るのである。

こゝ迄は、土佐派の主張通り行つたのであるが、政局の微妙な動きは註文通りには行かなかつたのである。それに政治理論としても、封建制度の上に議會制度を設けるといふこと自身が不自然である。本來、封建制度滅びて專制政

治となり、それから立憲政治となるのが順序であるのに、一足飛びに、封建制度存立の上に立憲政治を打建てんとすることが無理である。唯だこれには、大名間の勢力均衡といふ情勢に於いてのみ僅かに存立の基礎があり、又議決機關と諮問機關との區別も知らず單に三人寄れば文珠の智慧といふ位の考から漫然賛成されたのみであつたから、理論的にも不可なる計りでなく、土佐派の行動をその儘、指をくわえて傍觀して居る薩長側ではなかつた。始めは土佐藩の新政綱には驚いたが直にその裏をかきて、政權奉還までは道連れはしようがその後の條件は切り離ちである。無條件の大政奉還とし、更らに辭柄を構へて武力討伐に移らんとしたのであつた。

事こゝに至つては、土佐藩は進退兩難の窮境に陥つたのである。即ち討幕側からいへば土佐藩はその邪魔をしたことになり、佐幕派からは、土佐藩が餘計なことをいつた爲めに徳川は滅茶々々になつたとの攻撃であつた。一步を誤れば、土佐藩は双方から軍を向けられさうになつて來たのである。こゝで土佐藩は必死の運動をして公論派の多數を糾合して、薩長側に當らんとした。これが十月十四日の大政奉還より十二月九日の王政復古の大號令迄約二箇月間の双方虚々實々の暗闘となり、愈々大號令渾發となるや、土佐藩は背負投げを食つたのである。これ同日の小御所會議に於いて、土佐藩主山内容堂の大激論となり岩倉具視が一死を賭して、これに當つた所以である。

土佐藩は此の如く徳川氏に對する責任上また自己の立場上苦心して居るに拘はらず、慶喜一派の輕舉妄動に依り鳥羽伏見の戦を起し朝敵となつたのである。これにて土佐藩は徳川氏に對し責任解除となつたのである。特にこの際幸にもなつたのは、その前から藩論と意見を異にした乾(板垣)退助一派が薩長と行動を共にしたのが、薩長土の三藩と並び稱せらるゝに至つて、その立場を回復したのである。事茲に至つては、慶喜は無條件大政奉還として絶対謹慎す

るのはその身を清ふし祖先を顯彰する所以である。これ以後の慶喜はその本来の純眞に歸つたのである。策の人にあらず才の人にあらざるのである。

しかしながら、その進歩的素志である議會設置の念は、これを棄てず、鳥羽伏見の戦敗れて江戸に歸るや、江戸に於いて公議所といへる議會の試みを設けたのであるが、間もなく江戸城明渡となつて、その實行を見るに及ばなかつたのは遺憾であつた。

扱て、この條件附となつた上下兩院論が如何にして我國に發生したかに付いては、これも舊著『維新前後に於ける立憲思想』に於て詳述して置いたから、こゝには、これを省略するが、土佐藩がこれを探り容れて大政奉還の建白を爲すに至るその立場を述ぶる必要があるのである。等しく薩長土と並び稱せられて居るが、薩長二藩と土佐藩とは全然その立場が異つて居るのである。薩長二藩は關ヶ原の戦に徳川氏の爲め酷く遣付けられて居るから、折もあらば徳川氏に一矢を酬ふべしとはその傳統的政策であつた。これに反し土佐藩はその論功行賞として、掛川六萬石から土佐の二十四萬石(その實は百萬石の收入ありと稱せられたる)に榮轉したのであるから、徳川氏の恩顧は忘れないのである。といつて勤王精神は人一倍旺盛であつたのである。

こゝで少しく説明を要するは、幕末には、始めから勤王攘夷討幕と佐幕開港と對立して居つたものと速斷することの誤りである。

その始めに於いては、勤王佐幕攘夷は矛盾して居なかつた。そして、勤王佐幕攘夷と勤王佐幕開港との對立であつた。即ち幕府は朝廷の命を奉じて攘夷すべしとの論が第一期である。この頃は佐幕といふ熟語もなく、奉幕といつ

て、勤王奉幕攘夷であつた。別の辭を以てすれば幕府の存在を前提としての攘夷論と開國論であり、討幕論は起らなかつたのである。それが、幕府は朝廷の命を奉ぜず攘夷せぬのは怪からんといふ議論から、終には、斯る幕府の存在は我國體に反するから倒さざるべからずとの討幕論になるのである。故に薩長とも最初は勤王佐幕開港論であつた。土佐も勤王佐幕攘夷論であつた。その内長州は勤王攘夷討幕の急先鋒となつても、薩と土とはこれに反對し、越前、宇和島と共に公武合體の政局を形造つた。公とは公家即ち朝廷と武とは武家即ち幕府との妥協政治であつた。そのうち、また薩は勤王攘夷討幕となつたが、土佐はどうしても同じく轉向は出来なかつたのである。佐幕的態度は捨てる譯には行かなかつたが、何んとか此立場を打開せなくてはならなかつた。

こゝへ飛び出したのが、阪本龍馬である。一方に薩長聯合討幕の運動に骨を折つて居りながら、一方に土佐藩論として政權奉還の建白を爲さしめたのは、大なる巨腕であつた。即ち徳川氏をして名を棄て實を探らしむると同時に公論で薩長を抑ふるにあつたのである。即ち實質的の勤王佐幕論の換骨脱體であつたのである。

しかしながら時勢の大なる動きは、徳川氏は到底倒れなくてはならなかつたから、この土佐藩の遣り方は、その名は美なるもその目的を達せなかつたのである。

戊辰の戦塵各所に漲り、砲烟四方を蔽ふに至つて、大政奉還も、議會論も吹つ飛んだのであるが、この奉還と議會論とは別々に離れて相互に發達したのは時勢の力であつた。

その初め徳川氏と政權と征夷大將軍とは分離すべからざる概念であつたのが、先づ政權と將軍職とが分離し、これがまた徳川氏と分離するに至り、これを如何にかして徳川氏に把握せんとした間が大政奉還となつて、更らに、その

分離の結論となつたのである。

本来、武力に因つて獲得したる政權を補強するのが征夷大將軍の性質である。故にその初期にあつては征夷大將軍即ち政權の所在であつたのが、政權が固定化すると共に征夷大將軍は、寧ろ形式化するのである。これが徳川氏となつて政權が全く固定化するに至り、世を降るに従つて征夷大將軍は純然たる一の辭令に過ぎなくなつたのである。こゝに於てか、徳川氏即ち政權イコール征夷大將軍となつたのである。然るに、その固定化と見へた政權が動搖し出したのであるから、先づその政權を固めねばならぬ。政權さへあれば、形式的の辭令などはどうでも宜いと考へたのである。しかし、徳川氏の政權が固定して居る間こそ、征夷大將軍は形式でこそあれ、政權が動搖しては、征夷大將軍に形式でなくなるのである。徳川氏が政權に離るゝといふことは、征夷大將軍本来の性質を發揮するのである。これが反對側の手に歸しては政權移動の前提となるのである。故に政權さへ把握すれば可なり、征夷大將軍と別なりと考へたことそれ自身が既に政權に離れつゝあつたのである。しかも、時の大なる流れは、政權も征夷大將軍も押し流さざれば止まなかつたのである。此間に在つて、征夷大將軍を形式として政權を把握せんといふが如きは、眞に一場の兒戯に類するのである。

第三章 五箇條の御誓文の成立過程

御誓文發布は何人の建議に出たものであらうかは、第一に起る問題であるが、これに付て起案者の一人たる福岡孝弟は曰く

元來私ノ考ヘデハ當時我日本ノ國是ヲ如何ニスベキカニ就イテハ、各自私見ヲ抱キ居リ、銘々勝手ニ斯ル草案ヲ持テキタコトト思フ(明治憲政經濟史論)

とある。一般論としては然るべしと思はるゝが、同じく起案者の一人たる由利公正は曰く

正月七日夜、御親征被仰出たるに就ては、其名分天下に御布告あるべく、且又會計の基礎御決定あるべしとの事で、參與たる大久保、廣澤、後藤、福岡、岩下、吾等は岩倉公の出席を乞ひ大に議した事である。何も突然に起つた事なれば、誰とて方針の有様は無く、只岩倉公へお迫り致し曉に至るも決せず、無據其儘にして席を別れたが途中も心安からず、フト思ひ付いたは岩倉公へお迫り申したるもの、萬一吾が方針を命ぜられたらば如何答ふるぞと考へ、岡崎屋敷の小舎へ歸り、石筆を執り、時事の大體を案じて、鼻紙に認めたは五ヶ條なり云々(由利公正傳)といつて居る。然るにまた、草案加筆者の一人たる木戸孝允の傳には

三月遂に朝廷に上書して速に國是の方針を一定あらせられ、天皇親しく公卿諸侯及び百官を率いて之を天地神明に誓ひ給ひ、以て聖旨のある所を汎く天下の衆庶に示諭し給はんことを建白せり(中略)朝議其趣旨を協賛し直に之を

決定して奏上せしかば嘉納あらせられ、議定參與をして國是の條目を上らしめ給ふ、公を始め、議定、參與、各々深考熟慮して其意見を上りたれば親しく之を聖擇し給ひ、參與福岡孝弟、由利公正に命じて誓文起草せしめ給へり。公もまた自ら草り。公もまた自ら草蓋し、議定、參與の建言中より採擇あらせられ、更に參與をして五事の誓文起草せしめ給ひしせるものありも、また公の奏請を納れさせ給へるなり。(松菊木戸公傳)

とある。これでは、由利、福岡、木戸の起草せるといふ外形事實だけに付ては、辻褄は合ふが、右の由利の説とは逕路に於ては到底相容れぬこととなる。それに、この木戸の建言なるものは、後に述べる如く起草後の發布の形式に關するものであるから、當初の建言と見るべきではない。しかし、木戸自身は、その建言(奏議録)に附記して

本書御採用相成、顧問參與數人へ御下命有之、各々及建言、其中ヨリ御採擇被爲在、五事之誓文ヲ被定、國是之一定ヲ天下へ被爲示候事。

といつて居るのであるから、傳記の編輯者は、この史料を基とし、これに、由利、福岡の事跡を結び付けた細工の迹が觀取されるのである。木戸の自記であるから、根本史料ではあるが、それは後年附記したものであるから、記憶違ひのあつたものと思はれる。特に更に甚だしきは久米邦武博士が岩倉大使一行に隨從してワシントンに滞在中、(明治五年四五月頃)一日木戸と談話したる際、御誓文の話が出たとき、木戸は

成程左様な事があつた、其の御誓文を今覺へて居るが

とのことであつたから、博士は行李の中からその寫を取出して、再び寫して木戸に示した。翌日木戸は博士に向へ彼の誓文は昨夜反覆熟讀したが、實に能く出来て居る、此の御主意は決して變改してはならぬ、自分の眼の黒い間

は死を賭しても支持する

と強く云ひ切り、更らに歸朝すれば、五箇條の御誓文と法の番人の事は屹度仕遂げるから、是非出仕して協力せよと勧めたことである。(久米博士九十年回顧録) わづかに四、五年を経た後には全然御誓文のことを忘れて居つたといふのであるから、記憶は、なか／＼に當にならぬのである。

御誓文に關する史料の最初のものとするべきは、伊達宗城日記、慶應四年正月十三日の條に會盟之

主意	數員不定	貢	士	一藩一人無年限
勤務	四年			

勅諭、且議定職以下分職成勤之

等之處置案御示ニ付無別慮御答申上候とある。二十二日の條にも

會盟之詔如件

とある。右の處置案といふのは

一、政體之事

列藩會盟議事之件

一、三職分課之事

軍務、用達、外國、制度、大體四課

一、列侯會盟始之事

期限を立、諸侯召の命嚴敷可被仰付也

一、外國應接之事

國體變換の次第急に布告の事

一、勅使詰問の事

徳川慶喜の所在へ向差立べき也

のことであるが、その三職分課のことは

明治元年正月十七日ニ始メテ事務ヲ七課ニ分タレタガ所謂三職分課デアル私(福岡)モ其ノ立案ニ參與シタ云々

(明治憲政經濟史論)

のである、その列侯會盟とあるのは、福岡は、その前

國體變換 兵庫談判之事

諸侯會議 藩前盟約之事

皇國一體 朝廷條約五國ト被爲結之事

制度改正局之事

議事院建立之事

などの案を持して居つた、

國體變換といふは、幕府を廢して天下一新の帝國の體にするのだから、其次には是非諸侯を會して會議で事を決せねばならん。それから續いて制度改正。簾前盟約といふ事を唱へた、制度改正の方は後に政體書となつて御發布になることとなり、簾前盟約といふ方が御誓文となつたので、詰り、事が二方面に分れて發展したのだ。簾前盟約といふのは御上の出御になつて居る御簾の前で會議をする、即ち御前會議を開いて諸侯が誓約を立て其上にて議を決するといふのである。これはあの十二月九日の大會議の前の事であるが、矢張り由利が出て来るからでも、この考は固よりあつたもので、一番に書いたこの草按にも「議事之體大意」ところ書いて居る。それを私(福岡)は會盟と改めたのぢや、つまり此時は幾度もこういふものを書いて始終握ツつらうと思ふ、其の一ツが會々今日に残つたのぢや。簾前誓約の箇條の積りでこれが出来たのだ、所がとうとう伏見の事が起つて諸侯會議といふ様な平和の手段ではやれなくなつたが、其の事も治まりかけたから、其の精神が再び現はれてとうとう御誓文の草案となつたわけがあります。(子爵福岡孝弟談話筆記)

とありて御誓文の基であることが知らるゝが、右の福岡の箇條書きと相似た由利(三岡八郎)の上書がある。

三 岡 八 郎

乍恐御尋ニ付奉申上候

一、人心之向背御定被遊候に付而者、御大政之初め第一に大赦被仰出、然る上、生民之塗炭を被爲救、且又武備を嚴にし、海外に接するの道を御定被遊候儀何も至急之儀に而、總て皇國一到に相成候儀肝要と奉存候

右の内差當り見込之次第左に奉申上候云々

一、民命之得る處者金穀之多寡並に融通辨利に關係仕候儀云々

右之筋被行候上、人心之開發に應じ、公明至當之御仁惠を以て夫々御取起相成候はば一時に盛大の道被行て、更に世界の上に相進み可申哉に愚考仕候云々

といふのがある。これ等が前掲木戸の所謂

顧問參與數人へ御下命有之、各々及建言云々

とあるのや伊達日記の前掲處置案に當るやうである。それを木戸が直に御誓文のこと、記憶違ひをしたのではなからうかと想像される。

二

扱てまた、此頃、諸侯盟約を主張したものに東久世通禧がある。

(上略)方今之形勢、函嶺以西ハ王師ニ抗候者無之歟ニ候得共、蕭牆之内甚掛念致候、萬々一蹶致候時ハ肥前肥後ヲ始メ、諸藩方向如何相轉可申哉、彌東伐之王師東進トナラバ皇威挽回之勢得ルト失フノ境ニ有之候得者在京諸藩ヲ朝營ニ會シ東伐之儀各藩遵守、自署捺印誓書ヲ獻シ候様有之度ト存候。右ハ癸亥ノ如キ偽勅論ヲ防キ萬全ヲ保護スル爲メニ有之候、且又長州カ朝廷ヲ擁スルトカ薩州カ廟算ヲ運ラストカ云フ他ノ諸藩ノ臆説ヲ預防スル爲メニ有

之候。將又天下之公論後日之確證ト爲スコク旁列藩連判誓盟之上、正々堂々錦旗東下シ罪魁ヲ討伐之實行致度、是ハ公論、決而愚カ一家ノ私説ニ非ス。既ニ大山格之助輩ニ談スルニ不是ト爲サス、此他薩長兩藩人此説ニ同意スル者多シ、閣下此説ヲ如何トス。若シ同意ナラハ急ニ此舉ヲ企ン事ヲ懇祈致候(中略)

前文誓約連判ノ一件、意ニ適セハ急ニ施行セン事ヲ要ス、若シ適セサレハ衆議ヲ是レ仰ク、其餘件々小臣五春秋貴君ト艱苦ヲ同クスルヲ以、敢テ微意ヲ述フル而已、海容是祈候

正月十九日燈下執筆

三條前黃門公

通 禧

(上略)諸藩ハ尊幕不致、眞實勤王貳心無之段ヲ誓ハセ今度東征しなければならぬと申儀を各調印させて證據ヲ取置候儀第一之要務ト存候ニ付、愚存三條殿へも申上置候。木戸準一郎などの説も同様のよし、長人より承候例の偽勅杯の説預防ニ御座候間左様御承知被下度候(下略)

正月二十二日

通 禧

岩倉前中將閣下

福岡説と東久世説とは、同じ諸侯盟約といふとも、其根柢の思想は、二つに分れて居る。即ち福岡説は、幕末の公議輿論説、上下兩院論の繼續であり(拙著『維新前後に於ける立憲思想』並に『日本憲政史』及び『明治維新の全貌』中の『憲政史上より見たる明治維新』参照)稍、抽象論に近いが、東久世は、關東征伐の爲め諸侯結束といふ實際問題から出發して居るのである。

これ等幾多の議論から、御誓文の必要を促されたのであらうが、前掲伊達宗城日記にある正月十三日の『會盟之勅諭』案とは果して如何なるものであつたらうか。これは中山忠能記録に

會 盟

- 一、列侯會議を興し萬機公論ニ決すべし
- 一、官武一途庶民に至る迄各其志を遂ケ人心をして倦まざらしむるを欲す
- 一、上下心を一にし盛に經綸を行ふべし
- 一、知識を世界に求メ大ニ 皇基を振起すべし
- 一、徵士期限を以て賢才ニ讓るべし
- 右等之御趣旨可被 仰出哉 且右會盟相立候處ニテ大赦之令被 仰出哉
- 一、列侯會盟ノ式
- 一、列藩巡見使ノ式

とある、これは由利家現存の福岡の清書したる分と同一である。仍つて由利家の草案に就き検討すれば、由利の第一案は

議事の體大意

- 一、庶民志を遂げ人心をして倦まざらしむるを欲す
- 一、士民心を一にして盛んに經綸を行ふを要す

- 一、智識を世界に求め廣く皇基を振起すべし
 - 一、貢士期限を以て賢才に譲るべし
 - 一、萬機公論に決し私に論するなかれ
- これを、福岡の筆跡で加筆して

會 盟

- 一、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしむるを欲す
 - 一、上下心を一にし盛に經綸を行ふを要す
 - 一、知識を世界に求め皇基を振起すべし
 - 一、徵士期限を以て賢才に譲るべし
 - 一、列侯會議を起し萬機公論に決すべし
- と訂正し、その末尾には由利の筆跡にて
諸侯會盟之御趣意右等之筋に可被仰出哉
とあり、その次に、福岡の筆にて

大 赦 之 事

- 一、列侯會盟ノ式一、列藩巡見使ノ式
- と追書してある。これが全文福岡の筆で清書せられた第二案が右の中山記録に採録せられたものなるを知ることが出

来る。

そこで、その起草の状況に付ては、由利は

正月七日の夜（これより冒頭採用したる記事あり）岡崎屋敷の小舎へ歸り、石筆を執り時事の大體を案じて、鼻紙に認めたは五ヶ條なり。それこれする内、再び出勤すべき時尅に成り、寢る間も無く茶漬を食ひ、村田氏壽に書面を見せ、眠き目で書いた事なれば讀んで呉れと言つたら、村田は一言のいふべきなしと大に感じて、夫より老公の御機嫌を伺ひ、當八日は假太政官移轉の日であり、吾御用係なれば諸向の手配萬端爲事なる故、早朝に出勤したり。それこれ差圖をして居る内、毛受洪が出勤したから、彼の五箇條を取出し假名達も無きかと尋ねたが、相違なしとの事に付懐に入れた云々（由利公正傳）

とあるが、福岡は

由利は岡崎屋敷で議事の大體を案じて鼻紙に書いたといふが自分は何でも三徳——昔の人が懐中に入れて居つた紙入の事で腹をコンナに脹らして居たものだ——に持つて居た小杉原の紙一二枚位に互に書き合ふたが、由利も三徳に入れて居つたかを出して書いたかどうかとも覺へ違ひか分りませぬが、この草案で見ると石筆は合ふて居るが、鼻紙かどうか分らぬ、これは小杉原でもなければ鼻紙でもない。半切ものに相違ない。即ち巻紙の様である。

「せき筆」といふのは「石」の字ではいかぬ、矢張り矢立の筆の事で「關筆」と書きはしないか、それとも「席筆」と書いたか、兎も角も「石」ではない。それ故このものは石筆鼻紙といふには合ふて居る様だが、然し、これが果して九條殿で書いたものかどうか分らぬ、若しこれが矢張り其時のがであるとすると、其席で書いて由利が取つて

行つたものか私は別に書いて居つたに相違ない。(子爵福岡孝弟談話筆記)
といつて居り場所に付ても

私ノ記憶デハ今デモ當時太政官代トナツタ九條邸ノ席ノ上デ矢立ノ筆ヲ以テ由利ト書キ合ツタ様ナ氣ガスル(明治憲政經濟史論)

とあり、月日に付ても

戊辰正月三日鳥羽伏見ニ兵亂ノ起ツタヨリ前ノコトデアルカラ恐ラク慶應三年十二月末日頃ノ事デモアツタラウカト思ハレルガ固ヨリ斷言ハ出來ナイ。由利ノ話デハ鳥羽伏見ノ戰ノ起ツタ後ノ様ニ見エテ居ルガ私ノ記憶デハドウモ其ノ前ノ事デアツタ様ニ思フ(同上)

とあつて、どうも兩者の記憶が食ひ違つて居り、どれをどうとも斷言し兼ねる。それに福岡は、慶應四年(明治元年)閏四月二十一日公布の政體書の草案に

首ニ載スル所ノ御誓文ハ初メ孝弟三岡八郎ト同シク九條殿假太政官ノ筵席上ニ在テ矢立墨ヲ以テ筆削セシモノナリと自記して居るくらいであるから五箇條の御誓文と政體書との記憶が混亂して居るらしい。それにまた、岩倉家にあつた政體書の寫しに、朱字で書入れたものには

上下心旨ヲ同クシテ一ニ人道ヲ致シ窮ルヲ要ス

舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

上下ノ差ナク皆其志ヲ達シ人心ヲシテ同一快悅各其職ヲ十分ニ盡サシメンコトヲ要ス
智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

としたものもあるのであるから、こんなことが、福岡の頭をして、愈々、錯覺を起さしめたのではなからうか。

それにまた、由利の方でも、遺族の談では

明治十八年中、東京赤坂中ノ町なる先考の邸宅にて、余は先考が維新の當時、常用せる懷中物の内に、鉛筆を以て懷紙に認めたる五ヶ條の草稿を、他の重要書類と共に納めるを見し事あり、これ先妣が其手匣中に秘藏したる者たりしが後其所在を失ひたり

とありて他にも一案ありしが如くなるが現在のものに付ては

今之を推測するに、起案の當時太政官代に於て懷紙に書したるものを福岡氏に示すに、鉛筆の跡不明瞭なるに因り、太政官代に在りし卷紙に毛筆を以て轉寫せしならん。又此時福岡氏も先考と同じく制度掛なりしかども先考の専務は會計に在りしを以て制度専務の福岡氏に清書を托し、氏は清書の後、原稿を返戻したるに因り、二通の草稿を我家に傳ふるに至りしならん。(由利公正傳)

とありて、由利の談話と實物との喰ひ違ひに付いて辯明してあるがこれは一の想像説に過ぎない。しかし現存の實物と由利の談話とは一致せず特に現存の草案はその談話にある如く眠き眼にて忽草の際に書いたものとは思はれないのである。

そこで思ひ合すのは、川崎男爵家の所藏に

千里を達するは一步より初まる天下を平治せんと欲せば 朝廷より基礎を正しくせらるべきや

一、萬機 御誠意に出べき事

一、公武一途ニ事業ニ付かせ度事

一、皇國古來之禮法重せられ度事

一、皇國一致之軍備建られ度事

一、上下好惡を一にし同心合力之治道被開度事

といふのである。これが由利家で紛失した一本の寫しではなからうか、五箇條になつて居ることゝいひ又正文 似た字句も多いからどうしても無關係とは考へられない、家人が見て御誓文の草案と思つたのも無理はない、従つて由利が岡崎屋敷に於て認めたといふ草案は、このことで、現存の草案に付ては、由利、福岡共に記憶を逸して居るのではなからうか。兩者の記憶があまりに一致せないから、假定の想像説を提出して置く。

三

扱て、また由利、福岡案の提出に付ては

御誓文の事で喚ばれたのは顧問席の方——總裁室の方であつたらうか、兎も角其席に喚ばれて行つた。總裁宮様は御出での所ではなかつた様だ、後藤が眞つ先きに行て居たかとも思ふ、小松はまだどつたか、私と由利とが箇條の草案を作つて居ることを木戸に知らせたのは全く後藤であつたと思ふて居る。そこで愈々會ふことになると、さて國是といふたが箇條は書いてあるかどうかといふのが問であつた様に思ふ。其場に三徳から出したか、それとも函の様なもの——今日謂ふカバンの様なものに持つて居つたかも知らない。或は又それを自分の室へ取りに歸つた様にも思はれるが、どうも覺へがない、兎も角もこれぢやといふて出した。するとこれは申分がない、こういふものが有つたか、たしかこう云ふ言ひ様でそれならば一ツやらうぢやないかと言はれた丈で、それから後はどうであつたかは覺へにない。(子爵福岡孝弟談話筆記)

とあるが、嵯峨實愛日記、慶應四年正月十一日の分に

一、向九條家萬里並三岡福岡等參會取調書付差出之予持參之歸、參實美へ申入了

とあるのは、なんだか、これに關係があるのではないかといふやうな氣がする。

然るにまた、此頃民間に流布した草按がある。それは慶應四年閏四月江戸發行の『中外新聞』外篇卷之八に

京師會盟の式

上の議事所に於て

皇帝陛下臨御列侯會同三職出座衣冠如例座配議事式の如くす但下の參與の者末席に列座總裁職盟約書を捧げて讀之御諱並に總裁列侯拜聽座に就く。總裁職盟約書讀終り議定諸侯一人中央に進み名印を記し本紙を出す列侯同くす盟名印既に存す

約の式終り列侯退く次日約書の寫を以て天下に布告す

盟約

列侯會議を興し萬機公論に決すべし

官武一途庶民に至る迄各其志を遂げて人心をして倦まざらしむるを欲す

上下心を一にして盛んに經綸を行ふべし

知識を世界に求め大に皇基を振起すべし

徴士期限を以て賢才に讓るべし

右の條々公平簡易に基き朕列侯庶民協力唯我日本を保全するを要とす盟を立つる事如斯背く所ある勿れ

年 月 日

御 諱

總 裁 名 印

議 定 諸 侯 同

列 侯 同

といふのが掲げられて居る。此時は既に御誓文の發布あつた後ではあるが、交通不便なる當時としては、江戸へは未だ達せず反つてその草按が達して居つたものと見へる。

この新聞に出た草按は、木戸家現存のものゝ木戸加筆前のもと同じ。(二三文字の相違はあるが)たゞし木戸家の分は、猶ほ末尾に

一、會同盟約三年一集如式ス盟ヲ重スルナリ但約書條件時ニ因テ損益スヘシ

一、會盟ノ後諸國巡察使ヲ差遣ス列侯盟ヲ踏ムヤ否ヲ察スルナリ尙其巡察ノ件及使人員數ハ臨時量定スヘシ

との二項が加はつて居る。この初めの式の次第書と後記の分共、福岡の文體に似て居るから、同人が上書するとき書き加へたものであらう。

これ迄は會盟といひ、或は盟約といひ、また式の次第書といひて、天神地祇に誓はるゝといふのではなく、天子が施政の方針を文武百官に盟はるゝといふ形式であつた。故に後に五箇條の御誓文發布と同時に國內に宣布せられた萬民安撫の御宸翰にも

朕こゝに百官諸侯と相誓ひ

との一句のあるのもその故である。然るに、これには反對があつた。

拜承候如命三條小子ニも御同様之見込昨夜色々愚考今朝も大久保方へ行向候事ニ候セめてハ御互邊より誓と申邊に至候へハ夫ハよろしくと存候尙今日官代へ午後御來車と存候間萬々可申承候三條ニモ大ニ苦心之様子ニ付尊卿より同卿へも得と御文通可給候三條ニも追々不承知ニ朝來承候事ニ候也

三八

具 視

中 山 殿

とあるのは、此間の消息を語るものである。その事情について福岡の語るところでは

朝廷デハ此ノ草案ヲ公卿諸侯ニ下シテ之ヲ批判討議セシメタガ公卿ノ間ニハ之ニ對シテ盛ンナ反對ガ起ツタ。其ノ

反對シタ理由ハ大政維新ハ神武ノ古ニ復スルモノデアツテ天子ガ日本政治ノ中心トナリ萬機ヲ親裁アラセラルル政治デアラネバナライ從ツテ天子ガ諸侯ヲ召集シ諸侯ト誓ヲ立テルトイフ如キハ支那ノ羈道デアツテ決シテ我王朝ノ國體デナイ。天子ガ諸侯ニ對シ將來此五箇條ノ方針ニヨリ日本ノ政治ヲ行フ事ヲ御誓ヒアラセラルルガ如キハ斷ジテ不可デアルト云フノデアアル。中山大納言岩倉公ナドカ此說ノ熱心ナ主張者デアツタ。ソコデ三條公ハ此間ニ立ツテ餘程苦心サレタト云フコトデアアル。茲ニ於テ木戸ガ其間ニ奔走シテ之ガ調和ニ力メ天子ガ公卿諸侯及百官ヲ率ヒテ確固タル國是ヲ天地神明ニ御誓ヒニナルト云フ建白書ヲ上ツタ(福岡談)

其建白書は

謹而奉建言候舊主毛利敬親父子甲子已來蒙譴責臣亦敬親父子之左右に在り久敷防長に伏在、四境閉塞不奉窺 朝旨之所在。然處先般悉くも臣蒙命列 朝班、情已往之跡を奉恐察候に 先帝既に叡旨あつて各國江被相達候趣も有之、開鎖之國是不問して自ら判然たり。依而維新其條理を被爲遂、己に去月晦日各國公使も奉拜 天顏候次第に有之候處、維新之日尤淺く 御主意未普く通徹不致、諸藩尙方向を異にし、隨而草莽輩も擲身却而國家之禍害を釀成し、屢誤方向候者も現に不少、國家之不幸不容易、且於彼等も憫然之至候。仰き願くは前途之大方向を被爲定至尊親數公卿諸侯及百官を率ひ神明に被爲誓、明に國是之確定ある所をして速に天下之衆庶に被爲示度、不堪至願候。誠恐誠惶頓首再拜

戊辰 三月

木戸 準 一 郎

敬 白

といふのである。

そこで、その發布の形式のみならず内容にも訂正があつた。即ち木戸家現存の草案には、木戸の筆跡で、「盟約」が「誓」となり、また

徵士期限ヲ以テ賢才ニ讓ルヘシ

の一項が削除されて居る。これは天神地祇に誓はるゝとなれば、其體を爲さぬ箇條であるからである。そして、これに替ふるに

舊來ノ陋習ヲ破リ宇内ノ通義ニ從フヘシ

との一項が加はつて居る、これが正文には、「天地ノ公道」となるのであるが、「宇内ノ通義」といひ「天地ノ公道」といふも、同じく、萬國公法(國際法)の意味であることは嘗て屢々述べたところである。(拙著『維新前後に於ける立憲の幕末外交』(物語)参照)

その「舊來ノ陋習」とは鎖國攘夷を指すのであり、これは、右の建白書の前段に、鎖國の非を論じ、開國の爲めに方向を失するものもあるから、大方向を定められたしとあるに、承應するのである。(新舊時代第三年第九冊拙稿『五箇條の御誓文と木戸孝允』参照)

そして、更に各項の順序を變じて、略ぼ正文の如くなつたのである。それより以後、正文に至るまでの經過に付ては明白でないが、恐らくは木戸一派の手で訂正せられたのであらう。そして、御誓文の發布の次第は津和野藩主で神祇輔であつた龜井茲監の案である。

朝六ツ半時御供揃にて白羽二重小袖衣冠にて参内。

全體今日之御神式は神祇局と申内、侍従様(茲藍)重に被蒙仰候譯にて、早め御参内にて夫々御取調神壇等始諸事御世話被遊、不容易御心配被遊候事

紫宸殿にて神祭有之 親王諸官公卿方殿上人諸侯御列座にて御式有之

右御式始る前主上出御 御飯丈は主上御直ニ被遊御供 其他の御供物神祇局にて拜送の事 御祝詞は三條大納言殿副總裁にて被遊勤 經て主上御拜 其れより引續き親王宮總裁輔弼議定職迄相濟 參與以下大臣家始非役の御方官位の順を以、御誓約之御式被爲在候(側用人日記)

とあり、また龜井文書にも

- 一、別紙御次第之儀は總裁輔弼の御方被遊御心得置候而 別段上卿奉行等不被仰付方可宜奉存候
- 一、御供物之内御飯一品乍恐主上御自ら被遊御供其餘之品は可然御方被遊御供 神詞並神於呂志之歌等は總裁輔弼之御方御讀上げ被遊候而 別段祭主等不被仰付方可宜奉存候
- 一、供物並諸品調進之儀は總て高橋へ被仰付候而可宜哉と奉存候御治定之上は申合せ可仕候
- 一、此度之儀は御實意を主とし簡易の御次第に仕 陣中に而も被爲行候様之心に而取調仕候儀に御座候とあるから、これを知ることが出来る。

第四章 藩議院と地方民會

第一節 藩議院

- 高知……浅尾……大垣……津山……松本……高槻……丹南……榑羅……鳥羽……鴨方……秋月……尼崎……
- 芝村……西大路……龍野……宇和島……犬山……吉田……岩村……成羽……明石……長島……三草……郡上……
- ……館林……大津……中村……高松……高崎……福井……岡山……佐倉……久保田……龍岡……加賀……守山……備州……吉田……福岡……三丹州會議……四國會議

明治二三年の交、中央政府に於て封建議會とも稱すべき公議所、集議院の設けられしに承應し、各藩に於ても議院の制度が敷かれたのである。

これより先き、明治元年十月二十八日藩治職制が公布せられて、各藩は法制上中央政府の統制に服することとなつた。別言すれば中央政府の威令が始めて劃一的に各藩に行はるゝことゝなつたのであるが、その一條に大ニ議事ノ制ヲ立ラルヘキニ付キ、藩々ニ於テモ各其制ヲ立ツヘシ

といふのがあり、この趣旨に基づき、早くも其制を建てた藩もあつたが、引續きその大變革たる版籍奉還を機として、各藩は時勢に目覺めて各種の改革を爲したる施設の一として藩議院が各地方に行はるゝに至つたのである。故に、この制度の研究は、憲政の發達史料として逸すべからざるにも拘はらず、殆んど湮滅して世の中より忘れ

れて居るのである。

これは、その他の制度と同じく、明治藩制時代の事柄は、舊文化の一掃と共に遺忘せられたことが、その大なる原因である。明治維新といへる一大變革は、封建制度の破壊といへる大旗の下に、舊物打破、新文化建設といふ輝しき前進であるだけに、明治四年まで各藩が存立して居たといふことは、動もすれば記憶より遠ざからんとし、従つて其間に於ける各藩の新文化を吸収したる幾多の新施設も、藩制の廢止と共に、根柢より覆されて痕跡を留めざるより、これまた始めより其施設なくして、舊文化と共に葬り去られたるものと錯覺するに至り、更らに端的にいへば、今日の新文化の凡ての基礎は、明治新政府の施設に始るものであり、亡びたる封建制度とは相反するものなるかの如き速斷が斯る結果を來たしたのである。

しかも、中央議會といひ、藩議院といひ、いづれも封建制度の上に築かれたるものであり、市民層を基礎としたる立憲議會とは、その本質的に大なる距離があるのであるから、議會といへば立憲議會に限るの常識となつて居る現代人の耳目より遠ざかつて居るのも、これまた已むを得ざる結果である。

然らば、何が故に、斯る不自然なる封建議會が存在したかといへば、その時勢に於ては必要なる制度であつたのである。即ち、當時の政治上の發言權の單位は各藩であり、各藩を無視しては到底圓滿に政治を行ふを得ざる状態であつたから、その勢力を均衡して、政治の運行を謀るには、所謂萬機公論なる議會制度を必要としたからである。然るに、各藩に於ける議院なるものは、斯種の意味をさへも有しなかつたのである。俗に所謂三人寄れば文珠の智慧といへるが如く、單に衆智を集むる良制度としてのみ理解せられ、民の聲を聴くといふことは古來東洋にも存して、善政

とせられて居つたのであるから、此等の意味に於ける制度として歓迎せられたのである。國益を建言するものは之を賞せん、忌憚なく申出でよといふに過ぎないのである。民論を政治に參與せしむるといへる如き概念の存在を容るゝの餘地は無いのである。漸く時勢に目覺めかゝつた各藩が、何かしら新しき試みとして、單に中央政府の制令を奉じて、此制度を設けたといふに止まるので、藩内の輿論に促されたのでもなければ藩當局者が此制度の意義を理解したのでもないのである。中央政府から命ぜられて見れば、成程これは善政だといふ位の考で施行したに過ぎないのである。その結果を得ないのは當然ではある。されど藩當局者は此制度を厄介視して廢滅せしめたかといへばそうでもない。厄介視する程有力なる機關でも無かつたのである。さればとて強いて議事を壓迫し其議決を採用せなかつたかといへばそうでもない。輿論を容るゝ雅量は多少とも有して居つたには相違ない。若し有益奇抜なる議案や建白が出て、一舉して國富を増進する方法でもあれば、勿論採用に吝なるものでは無かつたのである。されどこれ空想にあらずんば、出来ない相談である。元來そんな妙案が一朝にしてあるべきものには無く、また、平素階級を嚴にして下役は上役の施設に嘴を容れしめず、四民は無智ならしめて絶對服従を強ひて居ながら、サア意見を述べろといつたとて、單なる意見をさへ述べ得らるゝものには無い。それを政治上、經濟上の奇案妙法を考へて申出るといつたとて、到底意見のありやうは無いのである。畢竟無用の閑職を設けたといふ結果となり、本來の趣旨は必らずしも悪いことは無かつたのであるが何等の効果を見るに至らなかつたのである。

それでも、藩制が今少し永續したならば、或は曲りなりにも多少の効果が擧り、憲政の發展に多少の貢獻を爲したであらうが、その設けられたのが明治二三年の頃であつたが、明治四年には廢藩の運命となつたのであるから、その

趣旨が、藩内にさへ徹底することなくして、廢滅したのである。謂はゞ、社會的基礎も薄弱なる上に、成果を見るの暇もなき美しき幻影たる盛氣樓にも比すべき存在であつたから、終に世上より遺忘せられたのである。

されども、兎に角、憲政史の一階段として、足跡を印したる珍らしき事柄であるからこれを無視すべきではない。

是れ余輩が、斷簡零墨を漁りて、乏しき史料を公開して世に問はんとする所以である。

今、その乏しき史料に據つて觀るも、その

甲、思想的根據は

第一、五箇條の御誓文を宗とするもの（大垣、加賀、高槻、津山）

これは恐らくは最も普遍的なものであらうが、割合に史料が発見されぬ。

第二、藩治職制が議事の制を立つべく令せるに基づくもの（長島、高松、大垣）

これも相當に多數であつたらうと想はれる。これと相似たものには

第三、中央政府の施設に模倣したるもの。

これも多數であつたらう。一々中央政府の例に依ると明言せざるも、その施設の名稱、組織等に於て中央政府と相似たるものが頗る多いのである。

第四、漠然として言路洞開を主張したもの（丹南、中村等）

これが最も一般的であつた。

第五、には漢學者系統の輿論説に據りたるもの、例へば館林藩が「唐虞三代の隆と雖も既に獻奏以言の事あり、況

や其以下をや、漢に至りて對策射策の設けあり、歷代之に因る、之を要するに、皆言路を啓きて善謀嘉策を來たすに在るなり、今此の議事會を開くる者、蓋し亦た其遺志のみ」とあるの類である。斯る思想は或は多數であつたであらう。名稱だけは西洋流で、その内容は支那的といふのは、當時の文化の性質から考へても然るべきである。

第六、英米流の議會思想を採り容れたるもの。これは最も進歩的である。高知藩が、「西洋諸國上下議事院ノ制其規則法革詳ナル西洋事情、議事院談等見ルベシ」と明言し、當時の流行書たる福澤諭吉の二著書を援けるは、天晴れ新智識である。そして「凡政府、民ノ爲ニ設ル所ニシテ政府ノ爲ニ設ルニ非ルナリ」として人民の自主自由の權を主張せるは、吉田藩が「政府ハ何ノ故ニ設クルヤ人々ヲシテ其生ヲ遂ゲシムル爲ナリ」「政ハ是レ民ノ爲ニ設クルモノニシテ」とあるのと同系統である。淺尾藩の三權鼎立を宣明せるもまた、此範疇に屬す。と見るべきも「藩政ハ天理ノ當然ニ源キ人事ノ宜ニ適センコトヲ要ス」として、封建の絶對性を高唱して居るのも、時勢であるからである。

以上の如きあらゆる思想は、その藩の思想として見るべきであると斷言することは、聊か躊躇するのである。これ等の思想が果して藩全體に徹底して居つたのであらうか、或は藩の當路者のみ、甚しきは一二のもの、もつと極端なものは起草者のみの新智識であつたものも、あつたであらう。

し、議決機關

殆んで凡てが諮問機關以上に出でざるに、ひとり、大垣藩は「たとへ公慮(藩主の意見)」に出るものと雖三局中に異論

丙、組織

あれば施行ふ事を得ざるなり」と規定せるは異彩を放てるが、これが果して實行せられたるや否やは疑問である。多くは藩廳の吏員を以て組織し、議長は藩吏がこれを兼ねるを普通とするが、中には庶民級を加ふるものもある。しかも、それは、單に庶民と雖意見あらば、出席して述べて可なりといふ程度のもが多い。その庶民を、選舉するものは(淺尾、大垣、明石、郡上、吉田)であるが、これも村吏員の中より選舉するもの多く、また選舉するも、その進退は議長が當ることが普通である。民衆の參政權の思想などは勿論發達して居らなかつたのである。

史料

○高知藩(土佐山内土佐守)

凡政府、民ノ爲ニ設ル所ニシテ 政府ノ爲ニ設ルニ非ナリ。唯人民自主自由ノ權ヲ有シ、各其所ヲ得、其業ヲ遂ルハ政府ノ保護裁判ノ宜ヲ得ルニアリ。政府ノ保護裁判ノ宜ヲ得ルハ、官民一致上下合議ノ旨ヲ執ルニ非レハ、壅蔽阻隔シテ、動モスレハ争亂ヲ生シ、國家ノ敗覆ヲ致スモノ鮮カナラス、是其政府ニ於テ、議事院ヲ建テ衆議ヲ採リ、公論ニ基ク所以ナリ。

西洋諸國、上下議事院ノ制、其規則法革、詳ナル西洋事情、議事院談等見ルヘシ。今ヤ當藩 朝裁ヲ經テ大改革ノ令ヲ發行シ、人民平均、士族常職ヲ解キ、人々各其自主自由ノ權ヲ得テ、生計活業ヲ營マシム。此際ニ當リテ、却

テ上下ノ意阻隔シ、食貨ノ道壅蔽シ、或ハ奸智者此機ニ乘シ、種々巧黠術計ヲ爲シ、或ハ舊習ヲ去ラサル者、新得ヲ妨ケ諸民ノ活業忽チ之カ爲ニ支吾スルヲ恐ル。故ニ議事ヲ開キ民情ヲ洞徹ス、先ツ下院ヨリ始ムヘシ、抑議事ニ上下ノ二院ヲ設ルハ、上ハ貴族(貴族ハ藩士族ナリ)事情アリ各事情ヲ遂ントス、或ハ齟齬相軋ルノ争訴生シ、公共和平ノ理ヲ失フ。於是、一院各其議事權ヲ分ツ、上下分權ノ宜ヲ得ハ、自然調和シテ其事全ク成就スヘシ。爾レトモ、今日先ツ下院ヲ急トシ、假ニ之ヲ始ルハ、諸民ノ活業一日モ闕クヘカラス。金穀流通、物價平準ノ道ヲ議シ、猶此改革ノ隆、勤勉曉諭ヲ加ヘ、官民相得テ、如上ノ奸曲妨害勿ラシメント欲ルナリ。尋テ上院ノ開クニ至ラハ、又其上下議事分權ノ制ヲ詳ニスヘキノミ。

一、上院 議員 諸族長及ヒ撰定ノ士族

一、下院 議長 判任官ヲ之ニ任ス

議員

防長郷長防長ハ庶民ノ老總頭一防一村一組ノ惣代ト心得ベシ

但シ平民ト雖撰定シ常員ニ充テ或ハ時ニヨリ名刺ヲ以テ召ス事ハ此限ニ非ス

一、毎月二七日日小會議トス十日大會議トス右ノ日會議スル事件ハ來ル何日何等ノ事件ヲ議ス或ハ何ノ事件ヲ議スルヲ許ス豫メ掛札ニテ揭示スヘシ

庚午(明治三年)十二月

淺尾藩

(備中 時田相模守)

人ハ是レ萬物ノ靈生シテ天地ノ間ニ在リ、造化ニ因リ、萬物ニ資テ生活スレハ、心力ヲ盡シ智識ヲ開キ、造化ヲ贊

シ萬物ヲ育センコト、人ノ人タル所以ナリ。
皇國ハ正統

天子連綿相受ケテ統御シタマヘリ。蓋シ天命シテ億兆ノ君主トナシ、以テ此民ヲ教化シ、人ノ人タル所以ヲ盡サシムルナリ。苟モ民トナリテ

皇土ニ在ル者、各其心力ヲ盡シ、智識ヲ開キ、人タル所以ヲ盡シテ以テ

至尊君主ノ意ニ副シ奉ランコトヲ要ス。人タル所以ヲ盡サンニハ、人各其業ヲ分チ、一途專任シテ、心力ヲ盡シ、智識ヲ開カサル可カラス。於是四民ノ別アリ、農ハ穀ヲ生シ、工ハ器械ヲ製シ、商ハ有無ヲ通シ、士ハ之ヲ治メ之ヲ護シ、本末相因リ輕重相制シテ、人タル所以ヲ盡ス。之ヲ一視同稱シテ國民ト謂フ。

天子之ヲ統御シ之ヲ教化シ、之ヲシテ人タル所以ヲ盡サシム。之ヲ太政ト謂フ。太政ノ出ツル所、之ヲ太政官ト謂フ而モ皇土ノ廣キ、國民ノ衆キ、一太政官ノ力、能ク及フ所ニ非ス。是ニ於テ。府藩縣ノ制アリ。各其一地方ノ政ヲ分掌ス、藩政ハ其一ナリ、故ニ太政官ノ意旨ヲ受ケテ四民ヲ順理シ、之ヲ教エ之ヲ給シ、之ヲ護シ之ヲ督シテ、國民タル所以ヲ盡サシムル者、之ヲ藩政ト謂フ。故ニ藩政ハ天理ノ當然ニ源キ、人事ノ宜ニ適センコトヲ要ス。天理ニ源キ人事ニ適シテ確定不拔ノ法、之ヲ憲法ト云フ。憲法ハ上下四民、則ラサルコトヲ得サル者。也皇土全州ノ憲法ハ、太政官當サニ議定スヘキ所、藩政ハ之ヲ受ケ之ニ則トリ、推シテ細事ニ及ホス、所謂憲法是ナリ。之ヲ議スル者、議政權ト云ヒ、之ヲ行フ行政權ト云ヒ、之ヲ執守シテ之ヲ律スル者執法權ト云フ、三權鼎立シテ偏倚スルコトナキトキハ、四民各其事業ニ安シ、其方向ヲ知り、其知力ヲ盡スニ至リ、藩政ノ標的自ラ達ス、議政執法ノ二權

ハ公議局司法局是レナリ。公議局上下二院ヲ分チ、上院ハ上參事其議員ヲ兼ネ、憲法ヲ議シ政刑ヲ論シ、大參事其議長ヲ兼ネ、議事ヲ納レ可否ヲ按シテ知事ノ裁決ヲ仰ク。下院ハ里正市正ノ中ニ就テ入札公撰シテ議員ニ任シ、下情ヲ通シ論策ヲ建テシメ下局議長其可否ヲ按シ、之ヲ上局議長ニ質シ知事ノ裁決ヲ仰ク。裁決シテ一定セル者、即憲法ナリ。(中略)分科シテ各局ニ隔離スルトキハ、情實隔絶シテ約束一致セス、故ニ議局議員ハ各科ノ少參事之ヲ兼ネ、日ヲ期シテ合議シ、各其長スル所ヲ以テ熟議密論シテ約束ヲ一ニス。大參事之カ議長トナリ、其可否ヲ按スルモ亦情實ヲ通スル所以ナリ。(中略)

夫レ政ハ人ニ因テ行ハル、人ナキトキハ法アリト雖用ヲナサス、政教相因リ相成ス、之ヲ教エ之ヲ用ヒ之ヲ化シ、之ヲ化スルニ一廳三局ヲ設ケ、三權鼎立、並施シテ人タル所以ヲ盡サシムル者、藩政ノ標的ナリ、亦太政ノ意旨ナリ。

庚午(明治三年)七月

職員表

民 藩	正五位	從六位
政 廳	公議局議長	下局議長
	大參事兼之	公議局議長
		少參事兼之

○議局

上 局	議長	掌納議事可否
	議員	掌議憲法論各科之政務
下 局	議長	掌上局議長
	議員	掌受事議得失通下情情建論策

○大垣藩(美濃 戸田采女正)

封内布告書

評定局之事

一、御政道御一新之折柄、樞要之事件、政治局一局之定議にては、もしくは其當を失ふの事もあらんが爲に此局を御創立ありて公論を遂ぐべきとの御趣意に候。何事によらず異なりたる建議あらば、先づ其議を起したる局にて議論を起さしめ、許を得て施行すべし。たとへ公慮に出る事と雖ども、三局中に異論あれば施行ふ事を得ざるなり。又三局中に異議あつて決定に至らざる時ハ、同議三分の二に出る方に隨ふべし。

上下兩局規則

但事柄により上局一局限りの決議を以て政法局へ申出る事あるべし。

一、上局は特に御政道重大之事件を議し、重き御賞罰専ら此局に關係するなり。

左之役々の黜陟、必此局の議に關候事。

御家老 御城代 軍事奉行 御年寄 御近習頭 御用人 生産奉行
會計奉行 武官銃隊之長 寺社奉行 大目付 郡奉行 御側役 御徒目付 諸藝術師役

毎年上局之役々年末に會合、一藩諸役員之内、名義と職掌之立と不立とを撰み、賞罰定議之上、其調書を政法局へ差出、又軍事局も同様政法局へ差出、政法に於ても大小監察より見込書爲出、乃照し合せ評議を決して、尙又軍事と評定の二局へ廻し、三局一定之上、公聽に達し、罰は其年内に行ひ、賞は翌春正月十五日可被仰出候事。

但軍事局にて右議に關る面々は軍事總裁と軍事奉行に限り候事。

一、下局ハ生産興利錢穀出納等之儀と、庶民の御賞罰を専ら議する事。

但産物并錢穀を掌る事ハ生産局會計局にありと雖ども其事の可否を議するは此局に關係するなり。

村々名主役、町方年寄之義、黜陟とも郡奉行より政法局へ申出、夫より此下局之定議を経て政法局より下知するなり。

町在とも賞罰之儀、其奉行にて功罪之次第を書取り賞罰之見込を添へて政法局へ差出、夫より前條に同じ。

公事出入の儀初訴狀の出し時ハ裁判詰の兩廉、此局に廻し議せしむるなり。

下局役々も年末會合、農事商業之情情に隨ひ議定し、政法局へ可申立事。

一、上局役員

惣裁一人 惣裁副一人 評定役人十人 此内には書記方兼

右諸士以上にて専ら撰擧之事

一、下局役員

惣裁一人 惣裁副一人 評定方五人 書記方兼 町奉行より出役十人

右惣裁、同副之外、御徒士以下にて専ら撰擧之事。

但出役ハ御領分十筋之内、一筋より三四人づゝ撰出、町方よりも三四人撰出、其内より評定局にて撰定し、平生ハ村方罷在御用之緩急を見計ひ可相勤、しかしながら毎月定日に三度ハ必出席可致候、尤程遠き者は必しも三度と不相限候事。

兩局役員在職三年を限りとす。然るに職掌不相立、或は病氣にて不時退職の者可有故、毎年正月朔日を定、御家中を始、町在其外僧侶に至迄才徳ありて治國の任に堪ゆべきを見込たる者を目安箱へ成書にして申立、人撰之大會を開き其撰名を記帳し置、缺員に撰任すべし。

附たり、町在の俊秀なる者は、平生に其筋より貢擧學館に入れ學ばしめ、駢と其方を試み、右出役缺員の節、尙又一同に公議を経て撰任する事あるべし。

御政道筋見込有之者貴賤之差別なく、評定局對談所へ罷出可致建白候。

兩局共出席一ヶ月に九日づゝ之事

四 七十 八時出勤

一、兩局役員格式左に記す

上局惣裁 御年寄役同等の心得
上局惣裁副 同

上局評定役 御用人役同等の心得

下局惣裁 御年寄役同等並の心得

下局惣裁副 御用人同等の心得

下局評定方 士格に準ず

下局出役

右席列惣裁同副之外長幼を以順席とす。

但役金税を高辻割にて封内よりも出さしむる事。

御預所村々之者共御領所中之事件を此局に建白し公議を請候事苦からず。是に依て出役中へ御預所中之者を撰舉する事もあるべし。

以上

慶應三年十一月下濤

(明治二年四月八日發行
官准内外新報第四號)

藩 治 大 本

一、藩ノ本トスルハ何ゾ、藩主是ナリ。主ニシテ政權ヲ執ラズンバ何ヲ以テ乎治ムベキヤ。故ニ治ト不治トハ政權ノ主ニ在ルト臣ノ手ニ墮ルトノ二ツニ出ルナリ。藩主毎日政府ニ出、百事ヲ議決シテ情タルコトナク、諸有司其旨ヲ奉體シテ裁判宜シキヲ得ル時ハ、百廢振起シテ何事カ成ラザラン。是レ乃チ藩治ノ大本ナリ。此度更始ノ御政體御創立ニ付、府藩縣一致ノ御趣旨ヲ以テ藩治職制ノ儀ヲ朝廷ヨリ仰セ出サレ候。右ノ御趣旨ヲ體認シ奉ルニハ、第一御誓文ノ五箇條ト御高札御定書三箇條ノ大基本ヲ、上ミ藩主ヲ始メ下モ民庶ニ至ルマデ、能能相心得罷在ルベキ事肝要ニ候。然ルニ末末ニ至リ文字ニ疎キ者ナド御趣旨ヲ汲違ヒ候テハ、動モスレバ罪ナキ罪ヲ負モノモ有ンガ爲メ右ノ御誓文ト御定書ヲ更ニ和解シテ、之ヲ家毎ニ分チ下サル、日日夜夜ニ拜讀シテ須臾モ忘ルルコト勿レ。此御趣旨ヲ能ク守ル者ハ賞シ背クモノハ罰スル也。

明治二年己巳正月

大垣藩

政 治 官

職 制 (抄)

第一等職 高千石
並ノ者七百五十石

議 長

執 政

第四章 藩議院と地方民會

第二等職 高七百五十石
並五百石

議官

參政

第七等職 高五十石四人扶持
並七人扶持

議事所調方

治體

藩治ノ體裁ヲ議事政治軍務ノ三ツニ分ツト雖、決議ノ全權ヲ議事所ニ歸シ、政本ヲシテ合一ナラシムルヲ要ス

議事所 政道ノ得失法制禁令ノ可否及諸官員ノ黜陟等博ク公議スル所ナリ。

議長

議事ヲ管轄シ決議ヲ藩主ト謀リ然ル後政治官ニ移シテ執政之ヲ施行スルナリ。

議官

三等以上ノ職員總テ此職ヲ兼任ス

但右二職ヲ議事所上局ノ員トス

議員

藩士ヨリ庶民僧侶ニ至ルマデ凡才智アル者ヲ遍ク公舉シ此ヲ下局ノ員トス今度更ニ選舉スル者六十八名

27724

議事規則

議長議スベキ事件ヲ以テ議員ニ達ス。各議員所見ヲ封書ニシ次ノ會日持參シテ議長ニ達ス、議長之ヲ開封シ番號ヲ付ケ議官ヘ廻シテ可否ヲ問フ、議官熟考シテ可トスル者ハ其表ノ右角ニ〇ノ中ニ名ノ一字ヲ書シ、否トスル者ハ其左角ニ△ノ中ニ同ク一字ヲ書シテ議長ヘ返ス。議長其決答ヲ點檢シ、同議三分ノ二ニ出ルヲ探リ、再議シテ主聽ニ達シ之ヲ裁決ス。

但可否半分ニ出ル時ハ之ヲ決スルノ權、藩主ト議長トニ在リ。

一、三等職以上ノ黜陟ハ藩主必ス三等職以上ニ同ノ入札ヲ集メ、更ニ議長ト議シテ之ヲ決ス。

一、諸隊長諸局知事其職事ニ關係スルノ所見アラバ先ヅ同局議論ヲ盡シ、然後、議長ニ建白シテ公議裁決ヲ受クベシ。

一、聽訟斷獄其決シ難キモノ必ズ議事ニ掛クベシ、議事モ亦決シ難キ時ハ、議長先ヅ二三案ヲ立、其可否ヲ議官議員ニ議セシメ、入札ヲ集メ同議三分ノ二ニ出ルヲ探テ裁決ス。

一、目安箱ノ訴狀盡ク議事所ヘ出シテ公議スベシ、印形ナキハ取捨ノ事。

一、議員在職三年ヲ以テ限トシ、一年毎ニ三分ノ一ヲ進退ス。其進退ハ諸議員ノ入札ヲ以テ公選スベシ。

一、毎年正月十五日局長隊長等諸吏兵卒ノ人才ヲ公舉シ選書ヲ出サシメ、其選名ヲ記帳シ置キ、諸職關ル時更ニ公議シ逐次選任スベシ。

附里正ハ村高五百石迄ハ一人、千石迄ハ二人、右以上ハ三人ト定メ、在職四年ヲ限リ二人以上ノ村ハ二年毎ニ半

ヲ改選スベシ、選舉ノ法、入札ヲ以テ知事ヘ達シ更ニ公議シ任撰ス組頭モ此ニ準ス。

但持高少ナキ者及筆算ニ疎キ者ハ落札タリトモ除クベシ。

- 市長ハ一町ニ二人ト定メ在職選舉等ノ法右ニ同ジ。
- 一、治道ノ要務政治ノ得失等建言セント欲スル者ハ貴賤ノ別ナク對談所ニ出テ議長ニ建白スベシ。
- 一、毎月諸議員中交選シテ幹事二三員ヲ定ムベシ、幹事ノ外ハ每會出頭スルヲ必ズトセズ。
- 一、毎月議事定日 第十日出頭

藩主出坐 五日 此日政治官附諸局知事議事官ニ非スト雖別ニ出頭ス

同上 十日 此日軍務官判事當官附諸局知事及諸隊長右ニ同シ

藩主不時出坐 十五日

同上 二十日

同上 二十五日

但至急ニ議スベキ事件アレバ定日ニ非ズト雖臨時ニ會議ス。

三等職以上列名

第一等職

議長

小野崎 藏男

○津山藩(美作松平三河守)

明治二年十月(五箇條ノ御誓文ヲ掲ケ)大ニ議事ノ制ヲ立テ、一利一害知テ言ハザル無ク、言ヲ盡サザルナク、面從後言無キヲ要トス。

議事局

議長一人 三等

副議長一人 四等

右二官律法ヲ定ムルヲ以テ第一要務トス。其餘議事議員ノ上ツル所ヲ粗酌定シ以テ政事廳ニ移スナリ。

議長令スル事件ヲ議員ニ達シ、議員上ル事件ヲ熟考可否シテ議長ニ達スベシ。

屬史

議員 不論等位

士族以下庶人僧侶ニ至ルマデヲ公選スト雖モ、専ラ議長ノ定見ヲ以テ其員ヲ進退スベシ。若夫レ議事ノ規則ハ別冊ニ載ス。

○松本藩(信濃戸田丹波守)

議事局分上下二局

議長 二人 掌探藩論公議匡救藩政通上下情

副議長 二人

議員 十人

書記

筆生

○高槻藩(攝津 永井日向守)

大ニ議事ノ制ヲ建テ正論公議ヲ以テ庶政ヲ行ヒ百事 御誓約ノ條々ニ基クベシトノ 勅意ニ付左ノ件々ニ職制ヲ變正セシメ候(中略)

議長

議員

各司席ヨリ撰舉シ惣テ 朝命ニ基キ奉リ藩政ノ可否富國強兵人民繁育等ヲ討論シ大事件決シ難キコトアルニ當テハ

正議公論スルヲ掌ル

○丹南藩(河内 高木主水正)

議事所規則

一、議事所ハ廣ク衆議ヲ諮詢シ上下協同政教一途方向ヲ定メ閭藩治安ノ綱目トス故ニ衆員心力ヲ盡シ言路洞通壅塞ノ弊ナク抱負ヲ盡スノ場所也總テ至重ノ政刑法律ハ衆議ヲ盡シ公ケニ決シ然テ後設施事

但臨時非常ノ事件ハ不有此制

一、議案ハ議長ヨリ達スヘシ下ヨリ立ル議案ハ幹事ヲ以テ議長ニ達斟酌之上衆議ニ附スヘシ

但士族卒族トモ建言セント欲スル者ハ本文ニ准シ幹事ニ出スヘシ

一、會議討論ハ惣テ虚心易氣ヲ旨トシ議案ノ旨趣條理明分ヲ正シ設施ノ緩急ヲ可論事

但異論之旨詰問スル時ハ一名ツ、可罷出事

一、會議ノ席ニ於テ議員位次惣テ同等ト可相心得事

但毎月闈ヲ採テ可定番號ヲ極テ席次評論ノ順序ト爲スヘシ

一、議員ハ在職無職ノ士族中ヨリ選出スヘキ事

一、議員職ヲ脱スル時ハ速ニ代員選出若シ病氣等ニテ七會ヲ脱スル者ハ是又同斷之事

一、毎月一ノ日ヲ以會議ノ定日トシ朝辰ノ刻議事ヲ初ムヘシ

但議事不終時ハ翌日ヲ期シテ再議スヘシ議事ナキ時ハ定日ト雖モ休スヘシ

一、每會次會ノ議案ヲ頒ツテ幹事ニ達ス各員持歸テ評論ヲ加ヘ次會臺上ニ於テ讀上ケ異同ヲ討論シ畢テ於席上熟考シテ可決可否事

但可トスル者ハ議案ノ右角ニ可ノ字ヲ朱書シ否トスル者左角ニ否字ヲ朱書シ甲條ヲ可トシ乙條ヲ否トスル義ハ

各條ノ上ニ可否ヲ誌シ議案ノ前ニ姓名ヲ表シ幹事ニ渡スヘシ

一、闈席ノ議員ハ評論並可否トモ他一員ニ託スヘシ但託ヲ受タル者欠席ノ者ノ評論ヲ讀上ヘシ右一員ニテ二員ノ託

ヲ受クヘカラス

- 一、可否トモ三分ノ二ニ至ラサル時ハ他日ノ會議ニ附ス即決セント欲スル者三分ニ至レハ又再議スヘシ
 - 一、議員半減欠席ノ日ハ評論ヲ休スヘシ
 - 一、在職無職トモ議員外ノ者モ參聽ヲ許ス議事ニ加ルモ妨ナシ
- 但可否ヲ決スルヲ許サス

○櫛羅藩(大和永井信濃守)は

藩 議 院

- 議 長 一人 一等
 - 幹 事 二人 三等
 - 議 員 八人 四等
 - 院 掌 九等
- 上等
中等
下等

○鳥羽藩(志摩稻垣對馬守)にては

藩 議 院

- 議 長 一人 權大參事兼任
 - 副 長 一人 正權少參事兼任
- 藩内ノ法制及事務ヲ議員ニ議シテ公平ヲ取り藩政廳ノ諸官ト共ニ可否ヲ定ムルコトヲ掌ル

議員幹事

議員ノ内ヨリ公選シテコレニ充ツ

議 員

諸局職員ヲ舉テコレヲ兼ネシム

議 民 長 一人 正權少參事兼任

支配地内ノ利害ヲ議民ニ議シテ藩政ヲ裨益スルコトヲ掌ル

議 民

各村農商ヨリ取テコレニ充ツ

筆 生 三人

を制定した。『議員』は上院で『議民』は下院の積りである。

○鴨方藩(備中池田滿次郎)は

議事所督事

議事所幹事

○秋月藩(筑前黒田甲斐守)は

議 事

掌大參事ノ意ヲ繼述シ藩政ヲ商議シ賞罰ヲ明ニシ黜陟ヲ公ニシ庶事ニ關セサルコトナシ

副議事

掌 同上

書記

掌庶事ヲ記シ秘記ヲ編輯ス

○尼崎藩(攝津 櫻井遠江守)にては

議事所

議長 權大參事兼之

一人

議事人

十二人

政事堂

議事人

掌承執參命請求得失條陳意見

○芝村藩(大和 織田攝津守)は藩廳を『爲政局』といひ之に對して

集議所

議長

凡重大之事件及嫌疑ノ難決ノ條ハ衆議ヲ採擇シテ務メテ公平ニ歸スル事ヲ司ル

議員

○西大路藩(近江 市橋下總守)は藩廳を『行政館』といひ、之に對して

會議堂

議長 一員

掌一藩公議事務

次官

大判事

判事

筆生

○龍野藩(播磨 脇坂淡路守)は

議事局

議長 (權大參事兼之當 分大參事兼之)

一人

幹事

二人

同補

一人

議員

無定員

撰諸官員及藩士循良方正者兼任之

同補 同斷

史生

一人

第四章 藩議院と地方民會

局 掌

一人

○宇和島藩(伊豫伊達遠江守)は明治二年九月藩政を改革し告森周藏を議事監察とし、鈴木震吉を衆議掛とし衆議院 衆議ヲ容レ輿論ヲ取ルヲ司ル

少參事

幹 事

筆 生

院 掌

使 部

の制を設けた衆議院といへる名稱は此藩のみである偶然とはいひながら名稱に於て憲政の先驅者となつたのである。

○大山藩(尾張成瀬準人正)は

議事方

議 長

衆議ヲ斟酌シ是非ヲ定ムルコトヲ掌ル

議事生

問題ノ條目ヲ熟議シ可否ヲ論スルコトヲ掌ル

書 記

議案ヲ草シ議事ヲ録スルコトヲ掌ル

○吉田藩(伊豫伊達締之助)にては

集議局

議 長

掌聽納衆議裁判局務

幹 事

掌補翼上官調理局務

議 員

掌校訂可否聞達事情

○岩村藩(美濃大給能登守)は『學校』が『管議事』て居り

議 長

掌總判議事

副 長

掌 同上

幹 事

掌關議事庶務

議員

受事制度及ヒ凡百ノ事件ヲ細議シ可否ヲ決スルヲ掌ル

○成羽藩(備中山崎志摩守)は

議事所

議長

藩内ノ大政並ニ決シ難キ事件議員ノ公論雜議ヲ聽可否ヲ論定スルヲ掌ル假ニ大參事兼之

議員

權大參事、少參事、權少參事、辨事、大監察、外交方、社寺尹、市事中正、郡事中正、度支司、小監察、右諸官人ヲ議員トス

○明石藩(播磨松平從四位侍從)にては

衆議所

議長 一人 一等 下

副議長 二人 三等 上

輿論ヲ取り議案ヲ下シ獻議ヲ納レ可否得失ヲ參酌シ以テ之ヲ明石藩廳ニ以聞スルヲ任トス
議員

士族以下庶人僧侶ニ至ル迄ヲ公選ス都テ議長ノ進退ニ任ス

書記 二人 四等 下

筆生 二人 六等 上

使令 七等 下

公議所(公議所を集議所と改めたるか)

一、督議 三人

一、議員 五人

一、書記 二人

一、筆生 二人

一、使部 三人

明治三庚午正月

○長島藩(伊勢増山備中守)は

議事所

權大參事

議長 一員

右

朝政ヲ奉體シテ藩治政體ヲ糾止シ萬事ノ樞機ヲ公決シ明カニ賞罰ヲ論シ一藩ノ建言ヲ裁シ市農ヨリノ上
書國事ニ關係シテ條理昭明ナラサレハ當局ヘ廻達セシメテ涉評決議ス
權少參事

議官

右議長ノ副官ニシテ共ニ是非ヲ公論ス

無等

議生

○三草藩(播磨丹羽長門守)は『講文局』中に『衆議局』を設け

長吏 一員

議長ヲ兼ネ

掌トル所後進ヲ作率シ及衆議ヲ納ル

副議長 文學ノ教授是ヲ兼ヌ

○郡上藩(美濃青山大膳亮)は

議事所

藩議長

治道之要務政事ノ得失法制禁令ノ可否等博ク公議スルヲ掌ル

副藩議長

掌本官ニ同シ

判事

局務ヲ糾判スルヲ掌ル

議員

藩士ノ凡ソ才智議論アル者ヲ遍ク公選シ此ヲ上局ノ員トス

但權大屬以上ノ職員總テ此職ヲ兼務ス

議事者

藩内庶民僧侶ノ凡ソ才智議論アル者ヲ公舉シ之ノ下局ノ員トス

と規定した。議員を『上局』とし議事者を『下局』としたので、明かに上下兩院制を採つて居る。

○館林藩(上野秋元但馬守)

明治二年正月、議事院を藩學校内に置き、左の教書を下し、規則を頒つた。

藩政一新に付ては、百揆の公事至當に歸せんことを欲し、我等并參事、夜に日に思を焦し、慮を苦しむると雖も、固より治むる所の境内、戸數、口算、衆夥なれば、事故も亦た從て鮮からず、故に遺失の弊免かるゝこと能はず、治及の功、關くること易し、以より後は、文學校を兼ね、議事院を設け置き、古の獻奏以言、或は獻策建議等のことに倣はんと欲す、毎月二次の會は題を設け出す、二等官より以下の議員宜しく之に對ふへし、不時下

問下議のことは、一藩に之を公議せしめんと欲す、庶くは別紙規則の通相心得、聊か諱憚する所なく、心腹腎腸を献して、國家を憂ふるの誠を献納せんことを、若し徒に誹謗罵嘲のことに涉らは、恐らくは唯に益なき而已に非ず、翻て人心を蠱惑するの害を生ぜん、敢て望む所に非ず、敢て望む所に非ず。

知事(禮朝)

議事會規則 原漢文

- 一、毎月二會、朔日十六日を以て期となす
- 一、每會二題を出す、一は則ち、富國強兵等の事を面課し、一は則ち除弊獻美等の事を後課す
- 一、議事は對策の法に倣ふと雖も、亦た敢て拘泥せず、専ら文義條暢事理明哲を以て主となす
- 一、皇文漢文を限らず、眞字、行字を限らず、但し洋字、洋文を用ゐるを禁す
- 一、議事既に成る者、之を會贊に呈し、會贊之を會正に呈す、會正之を一閱し、若し誤事、誤文あれば、之を還へして改正せしめ、而して後ち、之を會宗に呈す會宗、會長と同じく之を一閱し、而して後之を大參事に獻じ、大參事之を一閱し、而して、之を知事公に獻す
- 一、誤字誤文を改めんと欲する者、日晨き昇移り、淨書に暇あらざるときは、紙片貼上、寫に換ふると雖も可なり
- 一、事を操り思を構ふるに臨みては、坐する一に其身思の安する所に任す
- 一、每會已を以て集り、申を以て散す、若し疾病事故あれば、其由を會贊に告げ會贊之を會宗に告ぐ
- 一、下問下議等の事、期に遠ければ則ち、別に日を刻し、期に近ければ則ち、期を遅くして之を廢す

一、下問下議は一藩之を共にす、其對へ且つ言ふあらんと欲する者、身賤しく、官閑なりと雖も、宜く赴きて之に會すべし、會せざるも亦た何ぞ咎めん

一、其對其說ある者、封事之を上つる、其他の規則は前の如し
右輔理唐虞三代の隆と雖も、既に獻奏以言の事あり、況や其以下をや、漢に至りて、對策射策の設けあり、歴代之に因る、之を要するに、皆言路を啓きて、善謀嘉策を來たすに在るなり、今此の議事會を開くる者、蓋し亦た其遺意のみ、宜しく各其心腹腎腸を獻じて、國家の弊を議し、國家の美を詢るへし、若し或は、苟も罵詈誶毀に涉らは、恐らくは反て無用の事に涉らん、庶くは規則に照らして愆る勿れ、(尾曳之跡)

○大津縣は疾く明治元年十二月に官等職制を定め

議事 定(自三等至六等) 員(七等八等)

等の官を置いた(滋賀縣沿革略誌)

○中村藩(磐城相馬因幡守)は

會議を起し上は參事より下は庶民に至るまで進んで政治の得失を言はしめ大に言論の道を開きぬ斯くして建議する者あれば説の可否を問はず藩主自ら忠誠の文字を書きたる扇を與へて之れを賞し云々(大僧正慈隆)

○高松藩(讃岐松平從四位少將)は

十一月十二日(明治二年)高松藩々治職制を改定シ議政施行ノ二堂ヲ設ク(玉藻略史)

○高崎藩(上野大河内右京亮)は

五月二十三日議職、議郎ヲ置ク乃チ供小性以上ノ者ヲシテ之ヲ選舉セシメ其投票ノ多數ヲ以テ、津田佛ヲ議職ニ、上村安選ヲ議職補ニ、永井英順、長坂正郎、大島忠藏、松井寛十郎、大沼綱正、外山友善、天野猪十郎、内海庄之助、大島亨、山田則明ヲ議郎ニ爲ス、大島亨其父子相責ルヲ論シテ辭職ス、因テ齋藤義一ヲ以テ之ヲ補ヒ供小性以下被選舉共ニ得ズ、屢會議ヲ開キ政務參謀等其席ニ列シテ問題ヲ討論ス云々(高崎藩近世史略)とある、議郎は議員で議職は議長、議職補は副議長である。其會議に政務參謀等の出席せるは、政府委員的職分であつたのであらう。

○福井藩(越前松平越前守)は三岡八郎(由利公正)が『政體職制』を三條輔相に建議した一節に

市在總會所並ニ組合會所編伍ノ法制

- 一、總代ヲ選ムハ市在組合會所ノ入札タルヘシ
 - 一、元締市在人傑良實ナル者ヲ選ンデ總代ノ外ニ列シ趣法ノ可否ヲ判斷スヘシ云々
 - 一、常事ハ豫メ評議シタリトモ粹ニ之ヲ施スヘカラス必ス鄉議ニ下シ人情開達ヲ得テ行フヘシ
- とあり明治二年十一月に同藩は總會所を設立し民政局の管轄に屬せしめた

○岡山藩(備前池田侍從)は

明治元年二月初廷職制の更定あり六月備前藩亦これに倣ひ藩制改革の布令あり政事堂も内山下評定所に設け先づ言路洞開の趣旨を以て『爲國家言上致度者は格式を不論政事堂へ罷出可申候御直に御聞上可有之事』の發令あり、毎日午前十時より正午迄諸願票の受付を爲さしめ、七月更に政事堂出座役人を側用人、郡代、作廻方、理判(以上毎日勤務)と

定め用老僉議役、大目付亦定日を以て列席せしむ。但し政事堂に於て受付くへき諸願票は町奉行、寺社奉行、等諸奉行諸頭を経て來る重要願票にして町人其他の通常諸願は從來の如く町會所、郡役所等に於て受付くるものとす(池田家文書)市史三年四月十二日集議院の制に倣ひ一藩の議事院を開く蓋し明治二年三月煥發の勅旨を奉戴し弘く衆議を採りて藩政に資補せん欲するなり其の規則左の如し

議事院規則

- 一、議事院ハ廣ク衆議ヲ採擇シ藩治ヲ輔翼スル所ナリ故ニ政廳ト心志ヲ合シ專ラ政體ヲ體認シ普ク時務ニ涉リ藩内氣脉睽離セサルヲ要ス
 - 一、議案ハ政廳ヨリ下スヘシ當院ヨリ立ツル議案ハ政廳ニ向ツテ公議ニ付スヘシ
 - 一、議事院ニ關係ノ議事アル節ハ議事大屬同少屬幹事トモ政廳ニ參預可致事
 - 一、會議ノ席ニ於テハ議員位次總テ同等タルヘキ事
 - 一、各員移任或ハ退職スル者ハ速ニ代員ヲ選フヘシ
 - 一、若病アツテ十日ニ滿ル者之ニ準ス
 - 一、毎月十四日ヲ以テ定日トシ辰ノ刻辰ノ半刻議事ヲ始ムヘシ
- 但議事終ラサレハ翌日再會ス議事ナケレハ定日ナリトモ休ムヘシ若シ國事繁多至急ノ事件アレハ定日ノ外タリトモ會議スヘシ

一、郷市議事ノ殿最當院ニ會議スルモノ春秋兩度トス(三月二十四日八月二十四日)

但其法前以議案ヲ各郡並ニ市井ノ議頭ニ配布シ議頭ヨリ各村各街ノ議者ニ附與ス議者評論ヲ作り各郡並ニ市井ノ議所ニ會議シ議頭、議頭補、是ヲ採擇折衷シ一定ノ評論ヲ作りテ右期日ニ議事院ニ會シテ討論シ更ニ熟思ノ上可
否ヲ記シ翌日又議事院ニ會ス

一、期宜ニヨリテハ仕官ノ議員ト郷市ノ議頭等ト會議スルコトモアルヘシ

一、毎月圖ヲ採テ番號ヲ定メ評論ノ順序トス

一、評論ノ體裁簡易明瞭ヲ主トシ忠厚ノ意ニ基クヲ要ス

一、每會議案ヲ煩チ各員受テ歸リ評論ヲ加ヘ次回机上ニテ之ヲ讀ミ異同ヲ討論シ第三會ニ至リ熟考可否ヲ決スヘシ
但討論ハ虚心易氣ヲ旨トシ務メテ條晰洞悉センヲ要ス尤評論ノ次第ニヨリ議案ヲ改正シ再三公議ニ付スヘシ

一、凡ソ可否ハ目今行フト否トニ就テ之ヲ決スヘシ

一、議案ニ全ク同意及異論コレナキ者ハ評論ノ節其由ヲ別記シ少屬幹事等ニ出スヘシ

一、議長議員ノ決答ヲ集テ之ヲ點檢シ可トスル者五分三以上ナレハ衆ニ告テ可ト決シ否トスル者五分三以上ナレハ衆ニ告テ否ト決シ並ニ天裁ヲ仰ク

但可トスル者ハ議案ノ右角ニ可字ヲ朱書シ否トスル者左角ニ否字ヲ朱書シ甲條ヲ可トシ乙條ヲ否トスル者各條上ニ可否ヲ朱書シ議案ノ前ニ姓名ヲ表ス

一、議員闕席ノ者ハ評論並可否他ノ一員ニ託スヘシ

但託ヲ受ケタル者關員ノ評論ヲ讀ムヘシ

一、一員ニテ二員ノ託ヲ受クルヲ禁ス

一、可否トモ五分ノ三ニ至ラサルトキハ他日ノ會議ニ付ス若五分ノ三ニ至ラハ直ニ再議スヘシ

一、議員五分ノ二闕席ノ日ハ評論ヲ休ムヘシ

一、議事參聽ヲ欲スル者は當院立關ニ願ヒ出許可ヲ受クヘシ

但每會三人ヲ許ス

一、臨時ノ規則ハ議長ノ酌定ニヨルヘシ

一、今般議事院被開卑賤ノ者ニ至ルマテ御爲筋之儀獻言可致様御布令相成候ニ付追々存付申出候就テハ重大之事件
ハ上裁ヲ經夫々御取捨相成候得共各局限ニテ可否決定可相成候程ノ事件申出候族ハ議事院ニ於テ一應尋問ノ上
爲證據院記ヲ押其局々へ向當人差越書面爲差出候間其事ノ可否得失ニヨリ取捨可致ハ勿論假令即今採用難相成儀
申出候トモ懇切ニ説諭ヲ加ヘ言路洞開下情壅蔽無之様トノ御旨趣致貫徹候様可取計旨被 仰出候事

四 月

岡 山 藩 廳

院記ヲ受諸局へ罷出候節萬一不都合之次第有之候ハ、不及爭論猶又當院へ可伺出事
但建白書差出候向ハ大意並姓名月日共表出シ差出スヘシ

四 月

議 事 院

以上は、中央政府の上局と、待詔院とに倣ひたるものにて、縣會ともいふべく、別に、集議院即ち下院に模し市
町村會の性質を帯びしめたる制度をも設けた。

議事下院規則

議長 二員(登庸庶士人
材以充之)

國內ノ議院ヲ總轄ス

議員幹事 二員(議頭議頭補
毎月交番兼之)

議員議院ノ諸務ヲ督ス

議頭 十二員(選議者中人
材以充之)

一員一郡ノ議事ヲ總ヘ三員舉市之議事ヲ督ス

議頭補 十二員(同上)

議頭ノ掌ヲ補翼シ議頭關ルトキハ代而議事ヲ督ス

議員 無定員(選舉諸士四等以下
及太夫家士以充之)

以上城下ノ議院ニ會ス

鄉市議者(舉各村各等
一員或三員)

右各入簡ヲ以究之

鄉市議者即ち町村議員のことで、入簡を以て定むとあるは入札の語を雅ならずとして新に熟語を造りたるものなるべし、選舉史上の一異彩である。

一、會議ハ律法ヲ以テ第一要務トス其餘ノ事ハ議長ノ酌定ニ依ル臨時非常ノ事ニ至テハ會議ノ關ル所ニ非ス

一、諸議員ノ年限ヲ四年トシ二年毎ニ其半ヲ改選ス退職スル者ヲモ直ニ再舉ス然ルトキハ復新舊ノ別ナシ但初次改選ノ節ハ關取ニテ半數ノ退職ヲ定ム

一、議員ハ年齢二十五以上ノ者ヲ用ユ

一、若移任或ハ退職ノ員アレハ速ニ代員ヲ選舉ス

一、議員中建言セント欲スル者ハ議案ヲ作りテ之ヲ議長ニ渡ス

一、議員ニ非ルモノ若シ議事所ニ建言セント欲セハ議長若クハ議員ニ議案ヲ托ス

一、議案ノ體裁ハ簡易明白ニシテ根據アルヲ要ス

一、城下ノ議員毎月八日一郡及舉市ノ議日五日一村一町ノ議日二日トス國事繁多ナルトキハ中旬下旬ニ五八ノ日ヲ用ユ至急ノ事件ハ此制ニ拘ハラス

但各村各巷ノ議日ハ議者之ヲ總フ各郡舉市ノ議日ハ議頭議頭補之ヲ督ス議長モ亦一歲間一回各議院ニ臨ム

一、會議定日ニハ朝第九字ニ出席ス

一、議院ノ列席ハ着到ノ遲速ニ從ヒ之ヲ序ス

一、會議ノ法毎會一議案ヲ書シテ之ヲ各議員ニ渡ス

一、各議員議案ヲ受取ラハ携歸リ衆議ヲ經次ノ議日ニ持參ス衆中ニテ之ヲ讀上ク但右ノ節質問スル者アラハ之ニ答フ

一、讀上質問等席ノ順序ニ從フ

- 一、第二次議案ヲ評論スル發言數定ナシ他ハ皆一次ニ過キス
 - 一、諸議員五ニ衆説ヲ聽キ退テ再考シ可否ノ二端ヲ決シ第三次ノ會ニ持參シテ之ヲ議長ニ渡ス
 - 一、右議長ニ渡ス紙面ハ最初受取りタル議案ヲ用ヒ可トスルモノハ其表ノ右角ニ可字ヲ朱書シ否トスルモノ左角ニ否ノ字ヲ朱書ス
 - 一、議長諸議員ノ決答ヲ悉ク集メテ點檢シ可トスルモノ五分三以上ナレハ衆ニ告ケ可ト決シ直ニ政府ノ裁斷ヲ乞フ
 - 一、否トスル者五分三以上ナレハ衆ニ告ケ否ト決シ直ニ之ヲ廢ス
 - 一、若シ五分三ニ三人マデ不足スルトキハ之ヲ決スルノ權議長ニアリ
 - 一、可否共五分三ニ至ラサルトキハ一歳ヲ經テ再議ス
 - 一、每會ノ所爲ヲ三事トス第一ハ前々會ニ受取タル議案ノ可否ヲ決スルナリ第二ハ前會ノ議案ヲ評スルナリ第三ハ新議案ヲ受取ルナリ之ヲ定例トス
 - 但定例ノ如クスルコト能ハサルトキハ議長ノ指圖ニ任ス
 - 一、會議中政府ニ質問スヘキ廉アラハ其議ヲ次回マデ延引シ以テ政府ノ出席ヲ乞フ
 - 一、政府出席ノ節ハ議院幹事之ト應接ス
- 所々に政府といふ語が散見するが、これは當時の用例としては藩廳のことである。中央政府は大政府と呼んだのである。今日でも大阪では俗に府廳のことを政府と呼んで居るのは此用例の遺風である。
- 一、右應接ノ節ハ議長之ニ附添居リ双方ノ情實ヲ貫徹シ不都合ナカラシム

- 一、諸議案並其評論書可否ノ多少免許ノ有無總テ布告ス
 - 一、會議中議長ノ傍ニテ木版ヲ打タハ席上一統默ス
 - 一、議員故アリテ闕席ノ節ハ他ノ一員へ頼ミ置ク
 - 一、頼ヲ受タル者ハ其人ニ代テ可否ヲ決ス
 - 一、一員ニテ二員ノ頼ヲ受クルコトナシ
 - 一、議員五分ノ二闕席ノ日ニハ可否ヲ決スルコトナシ
 - 一、議事中言ノ差謬アルトキハ議長之ヲ糺スヘシ議長糺サ、レハ他ノ議員ヨリ議長ニ促ス
 - 一、議事中新聞紙及ヒ道路ノ流言ヲ援引スルコトヲ禁ス
- 佐倉藩(下總 堀田相模守)

議事所用成徳館

議長二人 參政爲之、一人兼公議人
 議員未定 假爲十八人

- 兵曹 二人 民曹 二人 財曹 二人
 - 法曹 二人 教曹 二人 家務局 二人
 - 四等以上無職 二人 城衛士 二人
 - 散士 二人
- 以上各局公選出之、用年三十以上者。

一、議事所ヲ取立ルハ下情壅塞之患ナカラシメンカ爲也、意見アル者ハ忌諱ナク議事所へ差出スヘシ、執政参政へ直ニ差出ス事ヲ禁ス

一、家士俸祿ノ儀ニ付テハ存スル旨モアレハ議事所之公論採用ノ上追而申出スコトアルヘシ(御家政御變革帳)

○久保田藩(羽後秋田 佐竹宰相)

一、會議所を設け藩主親臨諸官參集政事の重行を商議裁決す、庶人と雖持論あるものは其議に預り所見を盡すことを得べし

一、政事の得失を建白する者は貴賤を選ばず書載を會議所に出すべし、或は事機密に涉り封書密白する者は監察を介して親達すへし、又投書匣を設けて衆庶をして各其言ふ所を盡さしむ、大に言路を開く所以なり。(北羽發達史)

○龍岡藩(信濃 大給縫殿頭)

版籍奉還あるや、深く既往に鑑み、將來を慮り、一藩の方針を確定し、庶政を料理するには會議法に若かすと爲し、駁議職を置き、各局より一人選舉せしめ、左記十二名を得たり。藩内の元凱と謂ふべし

田原 直助(要)重 浦 碧 鈴木 鳴遠 東 條 保 内藤初右衛門 伊豫田勇助
水野 春齋 高 橋 亘 鷹野 周作 榊原友之進 池田 庫太 阿部 海六

但田原直助幹事を命せられ議長の務を取る

問題は、藩主を始め廣く各局より提出せしめ、夜間之を討議せり、蓋し晝間は各本務の有るを以てなり。是れ全く藩侯(伯爵 大給恒)の新案に出でし他藩に比類なき所なり。時に此年六月四日にして藩知事特命前の事に屬す、固より西洋

の代議政體に基きたるものなるも、之を此際に開設したるは實に時機適切の處置とこそ云ふへけれ。(大給龜屋公傳)

○加賀藩(加賀 前田加賀守)

十四日(明治元年 六月)には會議所を金澤に設け、馬廻定番馬廻組外の各組頭を三九の日こゝに會してその事務を執らしめ且つ士卒陪隸農商の徒に至るまで、苟くも意見あるものは、出で、之を陳述するを得しめしのみならず。或は封事を藩侯に上つり、或は直接に謁見を請ふが如き、毫も忌憚する所なかるべきを諭し、二十一日藩士が他藩の士と交際するを禁じたる舊制を撤したる如きは、皆 天皇御誓文の趣旨に則り、衆民をして齊しくその志を遂げしめ、公論に基づきたる經綸を行はんとしたるものにして、頗る施設の時宜に適するものありしを見るべし。……

會議局 議長 議衆 書吏
會議局 議長 議衆 書吏

(石川縣史)

會議局 議長 議衆 書吏
の諸官を置き、又

會議所を設けて上藩士より下庶民に至るまで出て、意見を陳述することを得せしめ云々(加能紀要)

抵京邸爲議事員兼文學遂爲貢士云々明治二年從藩知事抵東京爲議衆兼授讀云々(犀川井口濟先生墓銘)

更に翌年七月、藩廳の組織を更定し

議長 集議掛

掌論撰衆議、裁判條理、及策試士族、受納四民建言

の諸官を設けた。

余等(小川清太、陸原慎太郎、永山平太)の京都に達するや、建仁寺に於ける藩廳(加賀藩)内に議場を設け、安井和介、丹羽十兵衛、井口嘉一郎等議長の席に着き、藩士等の意見あるものをして自由に此處に來り評議せしむるの制あるを見たり。依て余等三人は各建議を提出せり、陸原は政治のことを云ひ、永山は文學教育のことを云ひ、余が建議は一、劍炮兩術の外を用ひさること二、外交即ち他藩付合のこと三、武藝の他流試合のことは是也。此三條は當時皆藩禁たりしか故議場に反對者多く紛議起りしかと余亦た持説を固守し下らさき云々(藩末見聞録)

○守山藩(常陸松平大學頭)

職制 三局

政務局

右一局立行二法の權を執る

會計局

軍事局

右二局行法の權を分執す。

○備州藩

明治二年二月藩制改革

議長 國中衆庶ノ公議ヲ採リ上下壅滯セザルヲ要ス

其志ヲ遂ゲシメ下情上達セシムルヲ要ス。

○吉田藩(前出)

藩政改革告示

政府ハ何ノ故ニ設クルヤ人々ヲシテ其生ヲ遂ケシムル爲ナリ人ハ是萬物ノ靈生シテ天地ノ間ニ在リ造花ニ因リ萬物ニ資テ生活スレハ各其安ス所ヲ行ヒ好ム所ヲ修メ心力ヲ盡シ知識ヲ開キ造化ヲ贊ケ萬物ヲ育シテ人ノ人タル所以ヲ盡サ、ル可カラス然レトモ氣質ノ同シカラサルコト有レハ智識ノ開ク亦自ラ遲速アリテ嗜慾亦同シキコト能ハス嗜慾同カラサルノ人相聚リ群ヲナセハ各其慾ヲ肆ニシテ必相争ニ至ル争テ已マサレハ智識盡ス能ハスシテ生活愈苦ム故ニ必ス法ヲ制シ律ヲ設ケ其智ヲ開キ其慾ヲ制シ以テ各人ヲシテ自由ヲ達セシメサル可カラス是ニ於テ君長政府ナルモノアリ公理ヲ盡シ人事ニ適シ以テ四民ヲ順理シ學校以テ之ヲ教育シ兵備以テ之ヲ保護シ賞罰以テ之ヲ勸懲シ人々ヲシテ智識ヲ開テ人タル所以ヲ盡サシムルモノ之ヲ政ト云是ニ由リ之ヲ觀レハ政ハ是レ民ノ爲ニ設クルモノニシテ其之ヲ設クルヤ必費用ナキコト能ハス是ニ於テ庶民均シク租稅ヲ出シテ其費用ヲ辨ス然リ而シテ皇國ハ天孫降臨國土ヲ開闢シ之カ君主トナリ之カ政府ヲ立テ

列聖相承ケ政ヲ出シ教ヲ敷キタマフ之ヲ稱シテ太政官ト云固ヨリ外國共和政府ノ類ニ非スト雖モ其政ヲ設クルノ意ハ異ルコト有ルナシ然ルニ皇土ノ廣キ生民ノ衆キ一太政官ノ力能ク及フ所ニアラス是ニ於テ府藩縣ノ制アリ各其一方地方ノ政ヲ分掌ス藩政ハ其一ナリ故ニ知事大少參事大少屬アリ以テ管内ノ政ヲ爲ス是ヲ以テ太政官ノ意旨ヲ奉シ反覆詳議政體ヲ改革シ行議ノ權ヲ分チ議政ハ法制ヲ議シ行政ハ事務ヲ行ヒ以テ偏重ノ弊無ラシム而シテ議政ノ事ハ上下ニ分チ上議ハ少參事之ヲ掌リ法制ヲ議シ政務ノ當否官員ノ得失ヲ論シ大參事其議事ヲ納レ可否ヲ按シテ知事ノ裁

決ヲ仰ク下議ハ廣ク四民ヲ入札公撰シテ之ヲ掌ラシメ庶民ニ代リ事ヲ受ケテ得失ヲ議シ租稅費用ノ増減ヲ論シ及ヒ民情ヲ通シ論策ヲ建ツ少參事其可否ヲ判シテ知事ノ裁決ヲ仰ク而シテ少參事ハ又事務出納軍事學校ノ四目ヲ分ツテ參判ス其目殊ナリト雖モ同シク藩廳ニ並坐シテ俱ニ公議ヲ盡シ事務ヲ參判ス行政ノ事ハ大屬以下ノ專務スル所ニシテ其事多端一科ノ能ク盡ス所ニアラス是以テ數科ヲ分ツテ專掌ス其科ハ庶務掛聽訟掛司法掛歲入掛歲出掛殖産掛軍務掛校務掛ナリ少屬ノ分科ハ更ニ細別シテ分掌ス此クノ如クニシテ議官着實ニ事ヲ議シ行官之ヲ受ケテ之ヲ施ス之ヲ議シ之ヲ行ヒ以テ智識ヲ進メ公理ヲ盡シ行議並ヒ舉レハ四民各其業ニ安シ其方向ヲ知り其智力ヲ盡スニ至ツテ藩政自ラ成ル文武諸教授及兵官ハ此外ニ在ツテ文科ハ學校ニ屬シ武科ハ軍事ニ屬ス夫レ政ハ人ニ因テ行ハル人無キトキハ法有リト雖モ用ヲナス政教相因リ相成ス之ヲ教ヘ之ヲ用ヒ之ヲ化スルニ一廳二局ヲ設ケ行議並ヒ施シテ人タル所以ヲ盡サシムルモノ藩政ノ標的ナリ亦太政官ノ意旨ナリ

○福岡藩(筑前 黒田美濃守)

明治二年四月福岡藩議事所取建に關する參政中の達を見ても

天下の勢屢變遷實に累卵之御時體(中略)區々之議を執り日々徒に動止天下之體勢熟察する事不能して失大義(中略)今日衆人の凌侮を受け實以恐懼の至り就ては元御席を以議事所に取建規則等相立日々廣く會議し是非曲直相互討論私見を去り 公議を採り御政體は勿論存寄之儀は無覆臆吐露仕輔翼之任不辱様仕度志願に御坐候とあつて其規則にも

一、參政局江朝第九字ヨリ十二時マテ出席十二字ヨリ議事所出頭五字頃マテノ事

但十二字ヨリ兩員宛參政局ニ交番ニテ相殘今日之急務ヲ裁斷ス

一、評事副評事書記議事所出頭右ニ準

但十二字ヨリ三員宛交番參政局ニ相殘リ今日之急務ヲ議シ文案淨書等司トル

一、天下ノ體勢等熟察シ大ニ會議シ井蛙管見ノ僻論ヲ去リ是非曲直相互ニ討論シ公議ニ決スヘシ

一、會議ノ上建言スヘキ事アラハ執政ニ出席ヲ乞又ハ書面ニテ申出ヘシ

一、外局之者若シ議事所ニ建言セント欲セハ簡易明白ニ議案ヲ作りテサシ出スヘシ

一、議事中道路ノ流言雜話ヲ許サス

一、諸局有司議事中十二字ヨリ五字比マデ局中江入事ヲ許サス

とある。(日本憲法 制定史)

○三丹州會議

明治二三年頃には、各藩の議院の外に、數藩聯合して會議を開くことが行はれた。例へば四國の諸藩が琴平に會合し、四國會議また俗に金比羅會議または琴陵會議と呼ばれ、山陰道の各藩が會合した三丹州會議などが、就中有名であつた。これ等は藩議院とは少しく趣を異にし、謂はば聯合府縣會ともいふよりも多分に政治的意味を含蓄して居つたのであつたが本質からいへば藩議院と同型に論すべき議會思想の發達の資料であるから、序を以て、こゝに採録するを可とするのである。三丹州とは丹波、丹後、但馬を總稱する俗稱であるが、こゝに封を有せる出石、柏原、綾部、園部、峯山、宮津、福知山、篠山、豊岡、邨岡、山家、龜山等各藩の代表者が明治二年三月二十一日、丹後の久

美濱縣に會合したときの議事の一節を左に掲ぐ

茲ニ三日三丹ノ諸藩之有司久美ノ縣廳ニ參集シテ會議ヲ採ルノ要ハ
朝廷ノ御政體ヲ體認シ三治一定ノ綱ヲ立ント公議ス是縣ノ旨趣ナリ退廳シテ熟評ヲ得ンカタメ各藩ノ有司再集シテ
論辯別ヲ移セトモ決議定リカタシ仍テ藩々ノ卓見紙表ニ述テ三集ノ後管轄之ヲシテ縣ニ達センコトヲ約ス弊藩ニ於
テ他論更ニナシ其所以如何トナレハ版籍奉還ノ上ハ秋毫ノ末モ私意無之義ナリ私意無之トキハ一定ノ綱不立コトナ
キノ理ナリ此名實卓立シテ後何事カ行レサランヤ此本ヲ末ニシテ牧民商法其他事トモ一定セント欲セハ諸君ノ賢教
ヲ希フ

三月

宮津藩
龜山藩

凡牧民之事府縣之爲ス所ニ倣ヒ各藩ニ於テモ其制ヲ立ツヘシ依テハ今般當御縣一定ノ規則ヲ見テ便否ヲ辯明シ各藩
公議之上同轡ノ良規ヲ立ツヘキ事

右之通見込ニ御座候

三月

笹山藩
福智山藩
柏原藩

三丹之爲藩各處相分ルト雖モ着眼一定スレハ一定之規模相立可申着眼之一定者 奉戴 明詔立政體ニ在リ 上下心

ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ 簡易實略ノ 思召ヲ以テ 御國體御更張被爲在度トノ御事 舊習因循ヲ打破シ賢
才ヲ擧ケ國政ヲ革スルニ在リ 右奉戴 明詔不拘門閥ニシテ賢才ヲ擧ケ鄭重之風ヲ除キ華靡之弊ヲ去リ上下心ヲ一
ニシ藩々厚ク信義ヲ結ヒ藩鎮之任ヲ盡是即三丹一定ノ着眼即一定之規模相立之基礎ト奉存候且商法之本ハ有ヲ以テ
無ニ易ルニ在リ有ノ本ハ品物ヲ殖ニ在リ品物ヲ殖ハ他力ヲ盡ニ在リ他力ヲ盡スハ惰農游民ニ至迄競勸シテ業ヲ勤シ
ムルニ在リト奉存候其大綱目相立ハ細目ニ至テハ其風土之宜ニ從ツテ可乎御公議ノ末座ニ列シ候ニ付固陋之贅言ヲ
不憚御相談申上候

三月

出石藩
豐岡藩
峯山藩

一、遵奉

朝命速ニ藩政ヲ改正スルハ勿論ニ候得トモ若區々相成時ハ人心方向ヲ失ヒ候間藩々厚申合候事

一、禁博奕若有犯者ハ至テ重者ハ流刑輕者ハ徒刑

一、禁華靡游惰之風犯者ハ或徒刑或過料其餘ノ刑律モ大同小異之事

一、米價不鈞合無之事

一、金相場同上之事

一、饑歲ニ至テハ米穀互ニ通シ合候事

一、商法之道已ニ開ケ候藩々ハ一集シテ異方ノ貨財ヲ來スヲ要トス假令未開藩タリトモ苟不蓄ハ終身不得トモ御座候者今日ヨリ別テ殖産ニ力ヲ可盡事

右之件々モ御叱正ヲ奉希候 以上

去舊弊乾新善 省費用通用 報
皇恩以忠誠延及下民

右三事ヲ主トシ昨年來御布令之條件厚遵奉仕候者勿論之事猶又良法御揭示有之候得者附驥尾精々勉強可仕尤版籍返上者仕候得共 御沙汰御座候迄者從來之封内一致奉公仕度儀寡君之宿志ニ御座候

三月

園 部 藩

三治一定之規模相立諸道ニ先ンシ候大事件ハ謗劣之管見差當リ存シ付無御座候只公明之天詔ヲ遵奉仕藩政ヲ改メ牧民ニ力ヲ盡シ候儀者勿論既ニ此度當縣ニ於テ三丹ノ各藩集會シ自今四時會議シ赤心ヲ吐露シ討論セハ各藩之至情モ相通ジ自ラ三治一定之基ニ可立至歟猶仰御高論ヲ而已

三月

綾 部 藩

山 家 藩

大政御一新自來 朝廷ヨリ追々御規則被 仰出之御條理ニ基キ藩治從テ改政可仕者素ヨリノ儀全州同心一致ノ境ニ可立至儀ト奉存候諸道ニ先チ基本可相成程ノ規律不智淺陋ノ者見込無御座況版籍奉還 朝裁伺中ノ儀毫釐モ私意無

之各藩ノ高案拜承至當公平ノ論ニ共和仕度候 以上

三月

郵 岡 藩

一、三丹會議スルハ各藩其情實ヲ通徹シ可否ヲ討論シ三治一致之公法ニ符ハンコトヲ欲スルナレハ各藩施行スル所區々ナラサルヲ要ス故ニ將ニ施行ハント欲スル事ハ勿論或ハ從前施行スル所ト雖モ他ニ異ナル者ハ無大小會議シテ公論ヲ採擇スルヲ旨トス

一、會期ヲ不待臨時議セント欲スル事有リ議事案廻達セハ各可否ヲ錄シ其藩縣ノ名ヲ記スヘシ
右之通規則相立候事

己三月

久 美 濱 縣

議 事 案

一、常社會之例ニ倣ヒ凶荒預防之備ヲナス可シ然レトモ多クハ其名アリテ其實ナシ如何セハ名實相符ヒ永久ス可キ

一、小學校ヲ設ケ專ラ書學素讀算數ヲ習ハシメ各其用ヲ缺サラシム爲也其法如何セハ可ナラン

一、府藩縣徒刑人之體裁ヲ殊ニセント欲セハ事煩雜ニ涉リ各國不同ヲ欲スルモ得難シ故ニ三丹ハ當縣徒罪之體裁ニ倣ヒ其本府印シノ如キハ鐵輪或者法被ニ記セハ太夕簡ニシテ其要ヲ得ヘシ各藩之所見如何

己三月

久 美 濱 縣

第 一

一、部内生産開鎖之權

第二

一、物價低昂之權

第三

一、商籍興奪之權

第一節

一、部内何物カ土宜有餘何物カ不足トヲ檢覈其概算ヲ立ヘシ

同 二節

一、部内各地便利之所ヲトシ商館ヲ置ヘシ一郡一館二郡一館其廣狹便宜ニ應スヘシ

同 三節

一、部内之商賈各部之人民與私ニ貿易スルヲ禁ス商賈欲賣物貨ハ館ニ投スヘシ換物ヲ欲セハ館ニ請ヘシ

同 四節

一、商賈欲賣シテ不能者ハ館ニ典シ館錢ヲ貸スヲ許ス弘ク融通ヲ助クルナリ

同 五節

一、甲乙商館貿易之物貨各商館之符ヲ要ス符ナキハ密賣トス禁スヘシ

同 六節

一、彼此之商賈爭訟有ル者館符無キハ不取符アレハ檢査之上館ヨリ償ヘシ

同 七節

一、甲乙商館物貨現在之數ヲ錄シ一月中課日期シ報知ス以テ貿易之便利ニ備也

右久美濱縣書記淺田泰治見込草案

○四國會議

明治元年三月高知藩は率先して四國の各藩に檄を傳へ、四國の各藩同盟して相共に協心戮力、私を去り公に就き、新政府に貢獻せんことを標榜し、同意を求めたるに、四國の各藩響應して、成立するものは四國會議なり。此會議は期を定めて讃岐國琴平に開催せしかは、これを稱して金陵會議ともいへり。明治三年八月二十八日高知藩の公用人と共に辨官に呼出されて、辨官よりは、此頃戰爭も止み先づ平定となつたる以上は、右會議は自然取消され度、此の儘にありては各地にも起り中には如何の事を議すやも計り難し、且東京に議院も設置せらるゝに於ては、朝廷へ盡すことは、當地にて如何様とも出来申すべく、此段は屹度ならず口達に及ぶとあつて、四國會議は中止の悲運に遭遇し、九月二十七日兩藩の公用人よりこれを各藩に廻達しぬ。(土佐史談第三十六號福島成行氏)
(の「高知藩學校の變遷」の一節)

四國周旋方會議といふものを、琴平の町に召集して新政に關する打ち合せをした。委細は明でないが、兎に角、土佐が主唱して四國十三藩が之を賛成して、各藩から代表者を琴平に派遣し、日を定めて之の代議員が新政のことに就て協議したものらしい。而して之は豫て坂本龍馬、長岡謙吉兩先生が長崎に在られた節、海援隊から出版をせられた「藩論」といふ書籍の精神によつたものらしい、そして宮地(彦三郎)の時代には好成績を挙げつゝあつたが、其の後に小森盛太郎が此の會議に出張して會議を開いた、議が仲々まとまらずして、遂に本山茂任(只一郎と稱す)

が此の會に加つて時機早尙との理由の許に、一先づ閉會することになつて、夫れ切り再開せらるゝことはなかつたが、此れは定めし、長岡先生(謙吉)が藩へ建議して、此の會議を開くことになつたであらうが、而して其の方法が當を得なかつた爲か、時機がよくなかつた爲か、終に不始末に終つたのは實に残念である。(土佐史壇第十六號宮地美長岡謙吉の活動の一節)

第二節 地方民會

- 愛知……宇都宮……滋賀……大津……奈良……千葉……木更津……印旛……山口……兵庫……名東……埼玉
- 熊谷……山形……置賜……石川……足羽……敦賀……濱松……静岡……島根……讚岐……高松……尾の道……
- 濱田……山梨……飛騨……新潟……對馬……筑摩……鳥取……愛媛……青森……磐前……福島……小田……
- 佐渡……東京……大阪……大分……熊本……福岡……足柄……群馬……神奈川……和歌山……高知……函館
- ……等々

藩議院は明治四年の廢藩置縣と共に、根抵より廢滅に歸した。しかし發達しつゝあつた憲政思想の本流は、五箇條の御誓文の擴張解釋としての官僚議會たる左院が此年に設けられたのであるから、各地方に於ても、その機運が醸成したのであつた。此時勢に際し、新進氣鋭大革新の風雲に乗じ地方官となり、新知識を標榜して一般民衆を率ひんと

したる牧民子は、競ふて地方民會の實施を試み、以て其功に誇らんとし、また地方民よりも進んでこれが設置を建議するに至つたのである。

更に中央にては民選議院の設立建白の烽火が揚り、官僚議會の一種たる地方官會議に、始めて各地方有志の傍聴が許され、言論機關たる新聞雜誌が各地に勃興したのであるから、中央政府の命を俟つまでもなく、各地方には民會が興起したのである。

明治六年刊の『見競表』といへる世相を描いた印刷物に

パアリアメントの擬物

といふ一項があり、當時流行の一つとしてある。パアリアメントといひ、擬物といひ時勢相を痛罵してあるのであるがそれ文け時代の寵兒であつたのである。

明治八年の第一回地方官會議は議會の試みとして注目せられたが、議長木戸孝允は

今全國府縣ノ區會ヲ開クモノ七縣、區戶長會ヲ開クモノ一府二十二縣云々、近來、間々地方長官ノ意ヲ以テ、或ハ民會ノ端ヲ開ク者アリト雖モ、未タ全國ノ通法アラス云々

として、多くの民會の設置あるを述べ、これを議題とする程、政治的に重要性を帯びて來たのであるが、議事の進行遅々として、容易に民會論に入らざるや、促進の聲起り、

昨六日地方官會議休日に付き、島根、酒田、岡山、岐阜、千葉、熊谷、磐前、名東、高知、廣島、足柄、筑摩、栃木等十三縣の傍聴人が銀座二丁目幸福安全社へ集りて小會議を開らきたり。その大略を聞に、此たびの會議御問題

のうち民會の事が人々の尤も渴望する所なれども、會議の日限すでに半を過たるに、未だ其條に至らざるを以て、今七日には各々其縣々の議員へ書付を差し出して、早く民會の仕法を議定あらんことを催促する積りなりと云ふ、今その書面の寫しを得たり。

不肖某輩辱ク政府ノ允許ヲ蒙リ遠ク海岳ヲ越ヘ輦下議院ニ陪昇シ公議議論ヲ傍聽スルヲ得ル、何ノ幸福カ之レニ加カン。然而シテ越俎ノ罪ヲ忘レ敢言スルモノハ、往日以降各議員ノ勉力ニヨリ地方警察道路橋梁等ノ如キ議事序ヲ逐ヒ法則實ヲ占ム。某輩ノ歎喜ニ堪ヘザル所ニシテ固ヨリ某等ノ一言間然ス可キアルニ非ズ。而シテ逐日御垂問ノ條件決議ニ至ル所ノ景況ヲ拜察スル、此會ノ開場定テ二十日ヲ期セラル。然ルニ今已ニ大半ヲ經過シ漸ヤク二件ヲ議決シ了ル。某輩等竊ニ考ルニ、恐クハ餘ノ三條ヲ以テ僅カニ七日間ニ能ク全ク議定シ了ルヲ得ザランコトヲ。某輩ノ尤も矚目渴望スル所ハ御垂問五事内ニ於テ只民會ヲ開クノ一事ニ在リ、是一般人民モ亦齊シク屬目シテ、某輩等ノ歸村ヲ待ツ所ナリ。何トナレバ國家憲法コレヨリ以テ確立スベク、人民權利コレヨリ以テ振起スベシ。故ニ云フ民會ナルモノハ尤も其論ノ鄭重確實ナランコトヲ要ス。萬一今年ノ會議ニ此大眼目タル民會ノ一事ヲ不問ニ置カル、ニ至ラバ某輩ノ失望何ゾ極ラン。仰冀クハ各議員某輩ノ衷情ヲ洞察セラレ、是ヲ議長ニ乞ヒ速ニ討論決議セラレンコトヲ。終會ノ期既ニ迫ルヲ以テ、越俎ノ罪ヲ顧ミルニ暇アラス、敢テ心志ヲ吐露シテ以テ上言ス。(明治八年七月七日東京日々新聞)

の上書の出る程であつたから、會期を延長して議題としたのであるが、公選民會案は否決せられ、官選案となるや、神奈川、三潞、兵庫、愛媛、山形、置賜、三重、岐阜、鳥取其他六七縣ノ如キハ、從來公選民會ヲ仕來リタレバ此

節ノ會議ノ爲メ破却セラレテハ迷惑ナルヲ以テ、此旨ヲ元老院ニ達シ、公選民會ヲ維持センコトヲ云々(明治八年七月新聞、郵便報知新聞)

との世論となり

曾テ聞ク、兵庫、神奈川、滋賀、高知、千葉、山梨、名東縣ノ如キ業已ニ民會ヲ起シ、或ハ區戸長ヲ公選ニ取ル云々。彼ノ數縣民會設立ノ原因ヲ聞クニ縣官誘導シテ之ヲ起スアリ、或ハ縣下人民中二三ノ有志該廳ニ建言シ人民ヲ鼓舞シテ起スモノナリト云々(明治八年十月石川縣中學建校白ノ一節)

との意見あり、また日本の平民に示す文に擬す

若 江 舜 吉

(上略)此大議院を跡廻しに致し、差向き一小區一大區の民會たる合議所から始めて、一縣の縣會に及ぼし是ならば宜しいといふ時節に至り右の大議院を建つる方が然るべしと、我輩は思ひ込みたるなり、又それならば政府に於ても決して御差支の筋は無き事と存する也。此民會は是れ程に結構なる事なるに、手慣れぬ故か、日本平民は兎角これを等閑に思ひ、既に東京などでは無用の物と心得るは、扱々嘆かはしき次第なり。勿論、山口、兵庫、千葉、新潟、小田等の諸縣では、徐々に民會を初めた様子なれども、初めぬ國が多い故に、前に申した卑屈といふ肩書を返上いたす事が出来ぬには非ざるか。(下略)(明治八年四月十三日東京日々新聞)

と嘆息するの徒もあつたのである。明治十年には、『民會參考論』と題する雑誌が、京都に於て、刊行されて居る。しかし、斯る盛況は、地方民會といひ、自發的のものとはいひ條、多分に官僚議會的の色彩がある。新知識を誇る

ものが、新奇なる制度として、或は好奇的に施設したものとさへある。市民層の聲としての地方議會としては、まだ多くの距離があるのである。唯だ藩議院の如き封建議會にあらざる點に於て、稍一段の進歩を見るのみである。やがては來るべき立憲議會に地歩を譲るべき使命を帯びて居るとはいへ、過渡期の施設として、憲政史上に忽ち附すべからざる事柄である。

然れども、本來の立憲議會にあらざることに於て世人の記憶より逸し去り、更らに時勢は一方に於ては武力闘争に因る政權争奪が主流となつて幾多の暴動内亂が行はれて居つたのであるから、地方民會の如きは影の薄き存在として、殆んど忘れられて居るのである。しかしながら、斯る素地があつたればこそ、自由民權の叫び聲が所在に揚り、政治熱は高潮に達したのである。これ余輩がこの史料の蒐集に努むる所以である。

こゝには史料としては、明治四五年の頃から明治十二年の府縣會實施に至るまでの間のものを蒐集したのであるが、此期間は急激に歐米文化の入り來つたときであるから、同じ地方でもその前期と後期とに依つて差があるが、更らにこれを前節の藩議院から見ると際立つて進歩的である。

その趣意書に於て西洋議院の制に倣ふと明言せる(愛知、東京、大阪)ものあれば、「泰西國法論」(慶應四年津)に曰くと一節を援用するものあり、(鳥取)その名稱の如きも、議事筵(群馬、濱田)といふもあれば、「パルリメント」(筑摩)といふ如き新しがつた呼方もある。

大體の思想に於て一定の型がある。これは福澤諭吉の著書類に據つたらしいが、或る一縣にて規定したのを他縣で模したものらしい。(愛知、大津、千葉、木更津、石川、鳥取)の如きは、殆んど同一の粉本といつても然るべきであ

る。そして、これ等は、筆を揃へて、「縣廳の爲めに人民在るにあらず、人民の爲めに縣廳在るなり」と天晴れた民權振りを見せては居るが、その實は官僚獨善の善政押賣り主義であり恰も貴族が平民主義と唱へて相手方を同等に扱ふが、しかも、その相手に於て自己を同等に扱ふを欲せざると、同じ心理状態である。

その規定も整ひ、種類も大區會といひ小區會といひ、いづれも府縣會、郡市町村會の原始的なものが備つて居るが、その始めは布令の速達を旨とし傍ら土地の利害の事を公議するものあり(奈良)、また集會談話所から(木更津)官民協同會議(千葉)に進み、縣會は縣官の誘掖に創まり(千葉)規則は縣廳代つて編制(大分)し、議員を「代議人」と呼ぶのが普通であるが、官撰議員を主とし、これに民撰議員を加ふるのが一般である。然るに、その民撰議員も、大阪府が

文明ノ運未ダ遍カラザル府下(明治六年)

と公言せるくらいであるから、東京府でも、三井八郎右衛門等名だゝる豪商連が「卑賤ノ私共」「冥加至極難有仕合ニ奉存候」といふ用例を用ゐて居るときであるから

始め東京府より會議所を立てよと差圖し市中にて指折りの町人等に出席を命じたるに此町人等はこゝぞ奮發すべき時節なりと心附かず三井、小野、島田等の豪家は勿論、その外とても、先づ店内にて頭の禿た年寄りの番頭の隠居仕事にその代任を申付る故、此番頭達が集會しても、何れも皆々の主家の手落にならぬ様にと大切に思ふより、何事でも相談の節は、御尤千萬、御多分には洩れましますまいといふ一語を以て、代人の座右の銘と守り、果ては東京府廳の小吏に指揮せられ唯々として之を奉ずるに至れり。

といふ状況であり

其理を推して譲る時は、此人みな其分を悉さずと雖ども、母の胎内に在る時より、町人はヘイ／＼と云ふべき者と教育せられたるに付き、今日俄かに其風を脱し能はざるは又至當の事なり

と日報記者が憤慨した如くであるから、その他の地方の如きは猶更らで

其ノ初メ人民議事ノ何物タルヲ知ラサルノミナラズ、縣民ノ代議人ナルモノハ事務ヲ議スルニ慣レザルニ付キ決議スルコトヲ得ズ、故ニ各掛ノ縣吏十一等以下ノ者ヨリ一人宛ヲ出シ議事ノ法則等ヲ慣習セシム。然ルニ若シ此縣吏ニ能辯者アリテ一ノ奇辟ノ議ヲ發シ敷衍明辯スレハ、衆員忽チ之ニ雷同シ復異議ヲ容ル、者ナシ、是ヲ以テ通常決議ノ外一種ノ命令決議ナル者ヲ並ビ行ヒ以テ其弊ヲ拯ヒ僅ニ議事ノ體裁ヲ爲セリ。

といふ千葉縣の例の如きは比々皆然であつたのである。そして官民共に諮問機關以上に考へず、官僚は善政と自負して居つたのであるから、自發的のものであるのは、縣當局はこれを喜ばずして、こゝに解消を要求して官民の争ひとなり（名東）更らに進んで民撰を主として縣廳と衝突し（熊本）議事の内容に於て縣廳の政策を討議するに至つて正面衝突（高知）を來すに至つて、稍本格的の議會意識の發達を見るに至つたのである。がしかしこれとても、士族級の運動であつて、市民層の自覺には、猶多くの時を要するのである。これは即ち維新の變革は、市民層の封建勢力に對する挑戦でなかつたからである。

唯だこゝに少しく、注意すべきは、その昔、堺の市が自由都市的面影を有したことは單に史上の一談柄に止まつて居るが、幕末の町人都市に於ては、稍これと相似て自治的に行政を實施し、市民の積立金は、官僚以外に獨立してそ

の干渉を受けなかつたのである、然るに、維新の變革と共に、これ等は官廳に引繼がれたのであるが、横濱の如きは後年に至るまで、永く市民側と縣廳側と相争つたのである。しかも、終に統一せられたのであるが、唯だ新開地たる北海道に於ては、今猶ほ法制上「地方費」なる自治體が存在して居る。これは單なる會計上の名稱でなくして、一の法人である。その始めは道廳に關係なく、地方民が費用を醸出して、道路橋梁等の修繕開發等に盡くしたのが基であり、この金員に付ては醸出の地方民より議員を選出し、豫算決算を議して居る。道廳の豫算と關係なく、またその干渉を受けないのである。これは法制上認められた制度であり、他の地方に於ける法制の認めざる町會、區會と異つて居るのである。これ即ち市民層が、官僚に對し對立的地位を有する唯一の實例である。惟ふに斯る制度がより大に、より有力に發達し、封建制に向つて挑戦したならば、維新史は幾多書替へらるべきであつたらう。地方民會の發達の不完全なるに關聯し、この一齣を追加するのである。

史料

○愛知縣 明治五年に左の布達をなした。

夫れ四民の權利を保護し利益を興さんこと西洋各國議事院の制に倣ひ上隔なく建言合議せしむるにあり、既に朝廷に於ては左院を御開き言路洞開の御設あり、縣々に議事所設立の所ある由方今の急務かく可かざる事に付當縣に於ても議事所を相立別紙條例相渡候間戸長始め頭立候面々並に富家の者又は士族卒神職僧侶其餘小家の百姓町人等縣

内有益の爲に志ある者は差別なく左の割を以罷り出べき事

但頭立候者の外士族卒神職僧侶等當日出席議事に預る者十五人を限事

日割 毎月初末三ノ日朝八字より 名古屋市中

同中ノ日朝同斷 七郡中

但市中郡村の日割時に寄り繰り替候儀可有之事

八日十三日開議の事 但し議事所の名稱は頗る美大に候得共高遠の議論をなし學術を辯駁致し候儀にては決してこれなく俗言正話を以て懇切に熟義致し候義に候條この旨相心得出席致すべき事

議事條例

夫れ政を爲すの要旨は億兆の人民をして 朝旨を奉戴し各其所を得自主の權を以て各業を勉勵せしめ、其家を富まし、其身を護り老を養ひ幼を慈しみて相犯し奪ふ事なからしむるにあり、然るに庸劣無知の者に至りては一己の利を謀りて他をかへりみず、或冥頑にして禁を犯し、律を破り、億兆の妨害を爲す者も亦無きにあらず、爰を以て府縣に廳を置き官吏を差して彼を保護し、是を懲艾しますく公益衆利を増長し合せて全國の盛大富強を致すに歸す、然りといへども徒らに習俗に拘泥してこの大旨に達せざれば、政令梗塞上下隔離の患と成りやすし、故に官吏と人民と親しく議せざるを得ず、然れども管下四十餘萬の人民戸毎に議し人毎に論する是れ日も足らず、故に戸長副戸長を始め頭立たるもの又は許多の財本を貯蓄せるものを先んじ議事所に集合し權令參事初め閫廔の官員代るべく出席し相互に肝膈を吐露し文明の域に進歩せしめんと欲す其條例左に示す。

一、名古屋三の丸元成瀬從五位邸を以て假に議事所を設候事

一、議者は權令參事初戸長副戸長或は郡中頭立もの等並に地方富家の者を専らと定め候事

但小民は勿論或は士族卒神職僧侶等身分違ひの者たりとも見込ある者出席苦しからず尤當日十五人まで限り候事

一、毎月三ノ日と相定名古屋市中は初末三ノ日郡ハ中ノ日朝第八字より夕第四字迄と相定候事

但戸長初事故ありて出席せざる者は前日に届出べく一區一郡の内一員は出席を缺くべからざる事

一、毎月三の日を定日とすと雖も朝廷大禮御祭典或は節句等は翌日を以て代日とすべき事

但七月十三日十二月二十三日は休日たるべき事

一、臨時議すべき事あれば何時にても届出候はば議事所に出席すべき事

一、土地を開く事

一、道路を修築する事

一、水利を通し運漕の便を興す事

一、物産を興隆する事

一、人民に業を勤むる事

一、牛羊等を牧畜する事

一、工場を興す事

一、授産法を設る事

一、窮民助成の方法を立る事

- 一、社會等を建てる事
- 一、諸會社を立てる事
- 一、病院を建てる事
- 一、學校を建てる事

一、縣廳より出る所の布令和解し難き事或は人心に適せざる儀等は忌憚なく建議すべき事但し議事所を除の外私に議すべからざる事

- 一、當縣諸官員より理解等申達候義も同前の事但同斷
- 一、太政官より出る所の政體上の事は中に及ばず諸省の事を議すべからざる事
- 一、都て空論虚唱の事を議すべからざる事
- 一、一箇の利益一人の私欲の筋を議すべからざる事
- 一、當日建議を以て事の決定と心得べからず都て決議事を施すは改めて縣廳の許可受事
- 一、議事所は辨當並に茶烟草火鉢を用ふるの外飲食類一切用ふべからざる事
- 一、事宜によりては臨時に議事所を開又は廢止し定日を變ずる事あるべき事

明治五年九月愛知縣區劃章程

第十三條

毎大區土地ノ辨利ニ隨ヒ集會所ヲ建設シ、兼テ區長副ノ詰所トス。區長ハ常詰、副ハ交番、兩三人宛コ、ニ詰合セ區内一切ノ公務ヲ辨ズ。若シ縣廳ノ命ニヨリ或ハ士民ノ建議ヲ以テ區内一般ニ關係スル議事アル時ハ、戶長副乃至

士民ノ其議ニアツカル者皆コ、ニ會同スルヲ得ベシ。

但當分元組合會所或ハ最寄寺院ヲ以テ集會所トスルモ妨ナシ。

今般本縣第一區二番邸ニ議事所ヲ設ケラレ、本月十三日ヨリ開局アリ。其大意ハ四民ノ權利ヲ保護シ利益ヲ興サンニハ西洋議事院ノ制ニ倣ヒ、上下ノ隔ナク建言合議セシムルニ在リ。既ニ朝廷ニ於テハ左院ヲ開テ言路ヲ洞開セラレ、縣々ニモ議事所ノ設アリ、方今ノ急務缺ベカラザル事ニ付、本縣於テモ議事所ヲ建テ、戶長初、頭立タル面々並ニ富家又ハ士族卒、神職僧侶其余小家百姓町人ニ至ルマテ、縣内ノ爲、志アル者ハ條例ノ趣ヲ體シ日割ノ通出頭スベシトナリ。別紙條例略ス。

(明治五年八月發行)
(愛知新聞第二十二號)

○宇都宮縣

宇都宮縣廳に於て新に議事を設け毎月兩度集會をなし縣治の得失民間の利害を討議せしめ出席の官員は、長官、典事、庶務、議事掛及び諸課長各一名、議員は每區正副戸長の間一名、議事の條目大概左の如し(明治五年二月新開雜誌第八十號)

- 一、風俗を正し共義を旨として困難を相助る事
- 一、學校を盛大にする事
- 一、病院を建てる事
- 一、開墾方法及び地利に隨ひ物産を蓄殖する事
- 一、水理を通し運輸を便にする事
- 一、諸工藝を開く諸器械製造及使用の事

- 一、諸礦を聞く事
- 一、社會義倉の事
- 一、人種を殖す事
- 一、村落市街整備の事
- 一、國立銀行及び諸會社を結ぶ見込の事
- 一、牧畜養蠶の事

○滋賀縣 明治五年正月に『議事所を大津南町願證寺に開き、議事大意條例を定め、管内總年寄、組合總代、郡中取締、郡中總代、中年寄、里正其他有志者を召集し、公利公益を謀る爲め意見ある者は陳述せしめ、縣令親しく之を聽き其利害得失を判別す、是れ松田縣令下情を知るの第一着とす』(滋賀縣志)

明治七年一月縣令松田道之、縣治所見を公にす、堂々たる施政方針で一世に喧傳したものである。其一節に

一、先ツ縣會議事ヲ興シ次ニ區會次ニ町村會ト順次ニ興シ務メテ人民ニ權ヲ與ヘ本分ノ義務ヲ任セシムル事

此件ハ先ツ町村會ヨリ區會縣會ニ至ルベキ處當縣下人民ノ開明進歩ノ程度ヲ量リ緩急順序最モ注意セサルヘカラス故ニ先ツ試ミニ縣會ヲ興シテ其體裁ト章程トヲ熟知セシメ、其議事ノ人民ニ便ナルヲ覺ヘシメテ後、其景況ニ依リ區會町村會ヲ興スヲ以テ當縣下人民ノ度ニ適スルモノト爲ス、而シテ議事ノ體裁及ヒ章程モ亦方今吾邦ノ政體ト當縣下人民開明ノ程度トニ依テ折衷取捨シ其宜シキニ適スルモノニアラサレハ議事會ノ弊害防グベカラザルニ至ル謹シマズンバアルベカラズ。

○大津縣

此に政を爲すの本意を考ふるに、抑も億兆の人民集つて國をなし、其公益を長し衆利を増す爲めに共に政府を戴き、其政令に服従し、政府は其億兆の人民を統合し、其條理を正し政令を理め、其權利を保護して國益民福を増加するを務めるなり。是則政府を立て政をなすの本意の大略なり、是を以て見るときは、縣廳は即ち縣内人民の權利を保護し、其福益を増加すべき爲に建て置れたれば、縣廳の官吏は即ち縣内人民に代つて政令を司り、其事は即ち縣内人民の事にして、之を縣内人民の總代といふも可なり。然らば縣廳の爲めに縣内人民あるにあらず縣内人民の爲めに縣廳あると知るべし。此故に所謂權利を保護し國益民福を増加するの本意に従ひ、前途縣内人民の大利益を興さんとするに、縣廳官吏と縣内人民と親しく議すべきの理あり、而して縣内人民幾萬を知らず、人毎に之を議する是れ日も足らず、然れば縣内人民に代つて議すべき者あり、即ち大里正、中里正なり。又一種の議すべき者あり、巨多の財本を儲蓄し若干の田園を所有する者あり、此二種の者は世の爲、地方人民の爲め力を盡すべきの責免るべからず。依而自分縣内に一つの議事所を設け、令參事、前の數輩と親しく議し、以て縣内の公益民福を増加し人民をして文明開化の域に進歩せしめん事を欲す、議事の大意條例左に示す。

明治五年壬申正月

議事大意條例

大津縣令從五位 松田道之 識

第一條 縣内に一つの議事所を設くべし

第二條 議者は令參事大里正中里正井に地方の富有大家の者と定むべし

大里正中里正とは總年寄組合總代郡中取締郡中總代中年寄戸長等をいふなり但小民は勿論或は士族卒神職僧侶等身分違ひの者たりとも見込ある者は出席苦しからず尤當日五人以下に限るべし

第三條 毎月六日二十一日と相定め滋賀栗太野洲の三郡は六日甲賀蒲生神崎の三郡は二十一日朝第九時より晚第四時迄に相定むべし

但大里正中里正は事故ありて出席せざる者は前日に届け出づべし

第四條 臨時に議すべき事あれば何時にても縣廳内の假議事所に出席すべし

第五條 縣内の公益人民の福利總て世に有益のことは何に依らず議すべし大凡の簡目左の如し

一、土地を開くこと

一、道路を修築すること

一、水利を通し運漕の便を起す事

一、物産を興隆する事

一、人民に業を勸むる事

一、投産所を設くる事

一、窮村助成の仕法を立つる事

一、社倉等を建つる事

一、諸會社を建つる事

一、學校を建つる事

一、病院を建つる事

第六條 太政官の事を議すべからず

第七條 諸省の事を議すべからず

第八條 都て政體のことを誹謗すべからず

第九條 風儀を亂り或は開化を妨ぐることを議すべからず

第十條 都て空論虛唱の事を議すべからず

第十一條 一個の利益一人の私欲の事を議すべからず

第十二條 當日建議を以て事の決定と心得べからず都て決議事を施すは改めて縣廳の許可を受くべき事と知るべし

第十三條 出席中は辨當并に茶烟草火鉢を用ふるの外飲食類一切用ゆべからず

第十四條 事宜に依ては縣廳に於て臨時に議事所を閉又は廢止する事あるべし

右之條例固く可相守事

明治五年壬申正月

○奈良縣

大津縣廳

今般會議所創立ニ付別紙ノ通告諭致シ候條小前末々迄無_レ洩可_ニ申達_ニ最位置割合方ハ實地施行之便宜ニ仍テ追々變

第四章 藩議院と地方民會

換致候條得^ニ其意^ニ官員出張検査之節可申出乍^レ併全國之便利ヲ起ス事ナレハ僅^ニ一村^ニ一村^ニ之利不利ヲ主張致^シ候儀不^レ相成^ニ此段豫テ相達置者也

壬申

十一月

別紙

奈良縣令 四條隆平

告諭

夫衆庶ハ政府ノ法憲ヲ守リ、各自主ノ權利ヲ立テ政府ハ其權利ヲ保護シ、ツトメテ民ノ便ヲ得セシメントス。然ルニ管下ノ人民固陋ノ習風未ダ脱セズ日新開明ノ旨趣淡治セザル處有カユヘニ今般從來ノ郡制ニ拘ラズ、全國ノ地勢山脈ヲ量リ、更ニ十二部ニ分班シ一部毎ニ便宜ノ地ヲ擇ヒ、會議所ヲ置キ、布令書ヲ頒ツノ便ヲ成シ將タ部内人民ノ諸願事モ其事柄ニヨリ受付遞達シ、村吏往復ノ費用ヲ始メ脚資ニイタルマデ冗費ヲ省キ且ツ上下ノ情狀ヲ徹底セシメンガタメ一月幾會ト日ヲ刻ミ上下ノ差等ナク有志ノ者ヲ集メ物産水利等總テ土地有益ノ事ヲ共議シ以テ全國一般隆盛ナラシムルノ基ヲ立ン事ヲ要ス

因ニ云近時府縣ニ於テ往々會議所ヲ設ケ、科條ヲ立吏民合議アルコト、實ニ千古ノ美事ニテ上下ノ情實貫徹冤枉ノ事ハナカルベシ、併シ上官ニ採擇公ナラズ取捨明ナラザレバ所謂執^レ中無^レ權猶執^レ一ヲ免レズ、且上下ト事ナレバ、官吏ハ飽迄温顔虚心ニ非ンバ、下自ラ良ク視テ阿合セザルコトヲ得ズ、遂ニ芻蕘ニ詢ル美意モ水泡トナル、是上下異^レ權ノ勢也然ルニ本縣ノ會議所ハ他ノ制トハ異ニシテ、第一御布令ノ速達ヲ旨トシ、二ツニハ諸

願屆等ヲ遞送シ都テ管下往復ノ冗費ヲ省クヲ本事トナシ、傍ラ土地利害ノ事ヲ公議スル由ナリ、ソノ方法ヲ聞ニ會議所ノ距離約略二里半可リニシテ本縣ヨリ布令至レバ附屬ノ各區ニ頒布ス、縣廳ヨリ出發ノ日ヲ併シテ二日目ニハ管内ニ周達ス、此御見込ノ如クナラバ爾來管内ニ一夫モ不教而殺謂之逆ノ弊ハナカルベシ且縣廳へ往返ノ勞ヲ省クコト勝テ言可ンヤ(明治五年十一月十日 發行日新新聞第十四號)

○千葉縣

夫レ舊木更津縣ニ於テ創始セル議會ハ一ノ集會談話場タルニ過ザレドモ、管内人民會議ヲ希望スルノ心ハ此ニ初テ胚胎セリト云可シ、當縣新置ノ後首ニ議事則テ裁定議會ノ權務ヲ明カニシ、僅カニ縣會ノ體ヲ具セシメ、且大區會議章程ヲ作り代議人ヲシテ之カ議長タラシメ、各大區ニ區會ヲ開キ、漸ク管内人民ニ議會ノ體用ヲ視聽了得セシメントセリ。是猶初生兒ノ成育ニ從ヒ匍匐行歩皆傳者ノ扶掖ヲ俟ツモノ、如シ、當時議會ニ内外議員ヲ並ベ置クモ亦此扶掖ノ一端ニ注意セシモノナリ。然レドモ議會ノ度ハ逐日進歩セシニヨリ昨年一月ニ至リ議會章程ヲ更定シ、代議人ヲ増選シテ内議員ナルモノハ全ク之ヲ廢停シ、同三月代議人ヲ召集シ、縣會ヲ開キシニ頗ル觀ルベキモノアルニ至ル。現ニ此會ニ議定シタル大區會議章程改正ノ如キハ實際施行ノ布達ヲ出スヤ各大區先ヲ爭フテ之ヲ開キ、而シテ其大區會ニ議定シタルトコロノ小區會議ヲ起シ、又其小區會ニ議定シタルトコロノ町村會議ヲ開カントスル有ルニ至リ、以テ議會ノ切用益人心ニ涵潤普及スルヲ觀ルニ足レリ、然ルニ當縣會々議員ハ區戶長學區取締等多キニ居ル大區會議員ノ如キモ、亦正副戶長ノ外ニ出ルモノ太タ少シトス、而シテ議員ハ皆公選ニシテ其公選ノ議員中ヨリ區戶長學區取締等ノ職ニ任ス。是用法ニ依リ二岐ナルモ並行ハレ相悖ラサルモノナリ。若シ區戶長ハ議員トナス

第四章 藩議院と地方民會

ベカラズ、議員ハ區戸長ヲ兼務セシムベカラズトセバ理論ニ於テハ當然ナルモ今日我地方人民ニ於テ漸乎行ハル可
 ラザルヲ知ルナリ。蓋シ當縣議會ハ縣官ノ誘掖ニ創マリ、大區會ハ區長ノ獎勵ニ成リ小區會ハ戸長ノ起ス所ニシ
 テ、町村會ハ各町村用掛等ノ設クル所ナレバ、區内役員ヲ除キテハ未ダ人民各自憤發會議ヲ起サント企ツルモノヲ
 見ズ、然レドモ縣官前ニ唱ヘテ區長後ニ應ジ漸次人民一般之ニ歸向スルヲ以テ縣會ノ運ハ駸々乎トシテ進歩スルノ
 兆ヲ觀ルニ足レバ、逐年役員ヲ除キ純然タル代議人ヲ以テ議會ヲ成立スルモ亦期スベキナリ。今姑ラク目下經驗ス
 ル所ヲ書シテ他日進歩ノ運ヲトセントス(千葉縣令柴原和
 編縣治實踐錄)
 千葉縣ノ如キハ前年以來二重選舉ノ法ヲ以テ人民ノ代議人ヲ擧ゲ、縣會ヲ開キタリ代議人ノ名アルヲ以テ公選會議
 ニ似タレドモ、議長ハ縣令コレニ任ジ、或ハ專決命令ナキ能ハズ、何ゾヤ其ノ初人民議事ノ何物タルヲ知ラザルノ
 ミナラズ、縣民ノ代議人ナル者ハ事務ヲ議スルニ慣レザルニ付キ決議スルコトヲ得ズ、故ニ各掛ノ縣吏十一等以下ノ
 者ヨリ一人宛ヲ出シ議事ノ法則等ヲ慣習セシム。然ルニ若シ此縣吏ニ能辯者アリテ一ノ奇辟ノ議ヲ發シ敷衍明辯ス
 レハ、衆員忽チ之ニ雷同シ復異議ヲ容ル、者ナシ、是ヲ以テ通常決議ノ外一種ノ命令決議ナル者ヲ並ビ行ヒ、以テ
 其弊ヲ拯ヒ僅ニ議事ノ體裁ヲ成セリ、故ニ議員ハ公選ニ係ルト雖、其實之ヲ名ケテ官民協同會議ト云フベキノミ、
 爾來歲月ヲ積ミ人々慣習ノ久シキヲ以テ今日ニ至リ初メテ代議人ナルモノ能ク痛言切論シテ其意見ヲ暢達スルコト
 ヲ得ルニ至レリ(明治八年地方官會議に於
 ける柴原和演說の一節)
 明治六年六月十五日印旛、木更津兩縣廢セラレ千葉縣置カル、柴原和縣令トナル。乃チ舊兩縣定ムル所ノ代議人ヲ
 用キ直ニ本縣會議ノ議員トス。大區ノ數十六、議員ノ數三十二人ナリ(千葉縣會議
 沿革略誌)

千葉縣議事則

- 第一條 夫縣廳ハ人民ヲ保護スル者ニシテ人民ヲ抑制スル者ニ非ス
- 第二條 故ニ縣廳ヨリ令スル所一モ人民ヲシテ其自由ヲ遂ケ其幸福利益ヲ享ケシメンカ爲ニ計ラサル者ナシ
- 第三條 然レ共上下ノ情相通セサル事アレハ其令ヲ發シ事ヲ施スノ際其趣旨或ハ貫徹セサル者アリ
- 第四條 是レ上ニテハ民益ト思ヒ施スヘキモ下ニテハ反テ民害ト心得ル者アルユヘナリ
- 第五條 然レ共管下百萬ノ人民一々相議ノ上施行ハントセハ其勢又行ハルヘカラス
- 第六條 依テ舊印旛木更津兩縣ノ議會規則ヲ斟酌更定シ此度更ニ議事所ヲ設ケ代議人ヲ撰ミ大ニ議事會ヲ興シ以テ民事ヲ議セントス
- 第七條 代議人ノ員數ハ千葉縣管下ノ十六大區ニ各二人ヲ置クモノトス
- 第八條 此代議人ノ可ト言フ事ハ即チ管下百萬人民ノ可トスル事其否ト言フ事ハ即チ管下百萬人民ノ否トスル事ト決スルナリ
- 第九條 如何トナレハ此代議人ハ管下百萬人民ノ選舉スル所ニシテ固ヨリ此人ノ議スル所ナレハ異論ナシト思フ者ヲ擧ケタレハナリ
- 第十條 凡土地ヲ開キ道路ヲ修メ水利ヲ通シ物産ヲ興シ工藝ヲ勸メ産業ヲ授ケ學校ヲ建テ病院ヲ設ケ其他教化ヲ贊ケ風俗ヲ勵ス等ノ事ハ議事ノ要務タルヘシ
- 第十一條 此等ノ事ヲ議スルニ當テハ各代議人其頭腦全部ノ智識ヲ出シテ十分論議スル事ヲ要ス

第十二條 然レ共代議人ハ事ヲ議スルノ權アリト雖事ヲ行フノ權ナキ者トス故ニ其議スル所ノ事ヲシテ必ス實地ニ施サント要スヘカラス

第十三條 議長ハ令若クハ參事コレニ充ツルモノトス

第十四條 議長此代議人ト親シク相議シ決案ノ上現地行不行ハ縣廳ノ處斷タルヘシ

第十五條 故ニ議長ハ令參事コレニ充ツルト雖モ其議長タルニ當リテハ唯議ノ可否ヲ判決スルヲ得テ直ニ其議ヲ行

政上ニ施ス事ヲ得サルモノトス故ニ議長ノ可ト決スル所ハ即チ令參事ノ許可スル所ナリト誤認スヘカラス

第十六條 國益ヲ長シ民利ヲ興スハ之ヲ衆人ニ問ハサルヲ得ス故ニ代議人ニ非サル者ト雖モ縣廳ノ保護ヲ受ケ其庇

蔭ニ因テ自由ノ權ヲ全フスル者又人民ノ爲ニ利害ヲ言ハサルヘカラス

第十七條 是ヲ以テ何人ニ限ラス其意見ヲ建言スヘシ縣廳之ヲ容レテ議事會ニ下シ可否ヲ決スヘシ

第十八條 建言書ニハ必ス大小區國郡村苗字名ヲ詳記シ實印ヲ押スヘシコレナキ者ハ採用セス

明治六年十月

十月千葉町光明寺ノ假議場ニ於テ始テ本縣第一回會議ヲ開ク十二月二十五日會議ノ期ヲ定メテ毎年三月六月九月十二月ノ四次トス

是時ニ當リ議員ハ専ラ人民公撰ノ代議人ヲ用フト雖モ其會議ニ練習セサルヲ以テ始終沈黙一ノ意見ヲ述ヘサルモノ多ク其意見アル者モ亦之ヲ辯明通暢スル能ハス且議員ノ數寡少ニシテ加フルニ缺員ノ者多ク或ハ會議ヲ爲サ、ル事アリ是ニ於テ一時議會ヲ振起スルカ爲メ七年一月從前ノ議事則ヲ廢シ議事條例大區會議章程ヲ制定シ始メテ内議員

ヲ置キ縣官各課長掛長ヲ以テ之ニ充テ代議人ト與ニ議場ニ上リ審論討議セシム此ノ時議事場ヲ縣廳内ニ新築シ八月落成ス同月十九日第二回ノ議事ヲ開キ始テ開場閉場ノ式ヲ行フ議事整肅其體面一變セリ 三月始テ各大區會議ヲ開ク 同年十二月第三回八年六月第四回ノ會議ヲ開ク (千葉縣會議沿革略誌)

此縣會の狀況は『千葉縣會議日誌』に詳細記載しあるを以て之を省略す。只だ其議事條例并に大區議事會章程と序

とを記せんに

(上略)夫議事ハ人民衆多ノ趣向ヲシテ一ニ歸セシムル所ニシテ其國家ニ益アル素ヨリ論ヲ竣タサルナリコレヲ以テ西洋開明ノ國ニハ議事ノ設アラサルハナシ我 朝廷維新以來首トシテ集議待詔兩院ヲ置カレ又左院ニ於テ衆庶ノ建白ヲ博採セラレ大藏省ニ於テ地方官ヲ集メ議事會ヲ興サル、モ皆 上意ヲシテ下達シ下情ヲシテ上達セシムルカ爲ナラサル者ナシ是當縣下議會ノ因テ起ルトコロナリ曩者代議人ノ撰既ニ成ル因テ議事則ヲ設ケ假リニ寺院ニ於テ議事會ヲ開ケリ今又新タニ議事場ヲ築キ益議會ヲ盛大ニシ一歲四次各代議人ヲ集合シ猶又縣會四次ノ月ヲ除キ一歲八次毎月大區議會ヲ興シ議會ノ議スル所ハ大區會ニテ流暢疏通セシメ大區會ノ論スル所ハ縣會ニテ開申洞達シ上下相須テ杆格沮絶ノ患ナカラシメンヲ要ス爰ニ前ノ議事則ヲ改定シ又大藏省議事章程ニ倣ヒ議事條例ト大區議會章程トヲ設ク庶幾ハ諸官員各代議人奮發務勵私心ヲ去リ公義ニ仗リ和ノ不肖ヲ助ケコノ議事會ノ旨趣ヲ擴張セハ豈特ニ千葉縣下百萬人ノ幸福而已ナランヤ或ハ以テ 聖朝開明ノ政化ヲ贊襄シ隆恩ノ萬一ニ報スルニ足ラン歟各員旃レヲ勉

明治七年一月

千葉縣令

柴原

和

千葉縣議事條例

議事ノ體裁

第一條

此縣廳議事會ハ一歲四次每次五六日乃至七八日限り集會ノ期ヲ定ムルモノトス

第二條

此議事會ハ素ヨリ千葉縣下人民ノ爲メニ公益ヲ謀ルモノナレハ西洋各國ノ事ハ勿論全國府縣政治ノ得失ヲ引據トシ或ハ過去將來無用ニ屬スル事ヲ論スヘカラス唯管下地勢民情ニ因リ現在實際ニ施行スヘキコトヲ議スヘキモノトス

第三條

太政官及諸省公布ノ制度條例ハ假令實際施行上ニ於テ不穩當ナルト思フモ此議會ニ於テ議スルヲ得ス何ントナレハ官省ノ公布スル所ハ素ヨリ縣廳ノ更正スルヲ得ヘキ者ニアラサレハナリ

但建白書等ニ致シ直チニ令參事ヘ差出スハ此限ニアラス

第四條

此議事會ハ獨公務ヲ議スヘクシテ私事ヲ議スヘカラサル者ナレハ議事上ニオイテ相互ニ褒貶黜陟毀譽侮慢等ノ舉動アルヘカラス萬一議事激切爭論ニ涉ル時ハ議長ノ裁決ニ任セ敢テ私怨ヲ挾ムヘカラス

議長ノ權務

第五條

議長ハ投名ノ多寡ニヨリ可否ヲ裁斷シ或ハ專決スルハ勿論格段ノ場合ニ於テ此ノ議事ヲ開會スルノ權ヲ有ス

第六條

議長ハ議事ノ可否ヲ裁決スルノ權アレ共事ヲ議スルノ權ナキモノトス故ニ議長己レノ論說ヲ出サントスレハ各議員ノ内ヨリ議長代ヲ命シ自ラ議員トナリ而シテ後其說ヲ出スヘシ

第七條

會議ノ時限至レハ柝ヲ擊チ各議員ヲ座ニ着カシム然ル後議長椅子ニ就ク其時各議員ヨリ立禮ヲナスヘシ

第八條

不紀律ノ事起リ發言ヲ妨害攪擾スルコトアレハ議長ノ權ヲ以テ議會ヲ一喝シ紀律ヲ整肅スヘシ若尙コレニ從ハサルモノアレハ議長ハ直チニ其者ノ番號姓名ヲ呼ビ議會ニ布達シ退場セシムヘシ

第九條

議長ハ記錄官二員宛其ノ傍ニ着席セシメ一事件ヲ議スル毎ニ其頭末ヲ記シ之ヲ日誌ニ編マシメ終會ノ節縣廳ニオイテ刷板シテ管下人民ヘ布達スヘシ

議員ノ制限

第十條

議員ハ分テ二種トナス一ヲ内議員一ヲ外議員ト云フ内議員ハ縣官三課中權中屬以上ノ官員各掛毎ニ一人宛此員ニ備

へ外議員ハ即チ代議人コレニ充ツルモノトス

第十一條

凡議員此議場ニ於テハ内外ヲ分ツト雖モ總テ同位同權ノ者ナレハ發會ノ節抽籤ヲ以テ席次ヲ定メ終會迄其席ニ着坐スヘシ且着席ノ上故ナク退席スヘカラス

但名代人ハ本人ノ席ニ着坐スヘシ

第十二條

凡議員論說ヲ出ス必ス容儀ヲ整頓シ音聲ヲ明朗ニシ肯テ雷同阿諛ノ言アルヘカラス又慢侮罵詈ノ事アルヘカラス

第十三條

決議ハ衆議員可否投名ノ多寡ニヨルト雖モ此議會ハ固ヨリ人民ノ爲ニ設クルモノナレハ外議員ノ投名内議員ノ投名ト可否參半スルアル時ハ時トシテ議長ノ特權ヲ以テ投名キ本擲外議員ノ議ヲ採テ決議スル事アルヘシ

第十四條

代議人此議事會ニ出ル時本人若病氣ナレハ共同區他ノ一名ヘ託スヘシ若シ兩名共病氣ナレハ其大區中區長或ハ戶長ノ中ヨリ名代人ヲ撰ミ委任狀ヲ與ヘテ出席セシムヘシ然ル時ハ此名代人ノ議スルトコロハ乃チ代議人ノ議スル事ト見做スナリ

第十五條

代議人事故アリテ三分ノ二ヲ闕ク事アレハ閉場スヘシ又三分ノ一ヲ闕キ三分ノ二ニテ決議スル事件ニ付闕員ノ者ヨ

リ異論スルヲ得ス

第十六條

各議員議席ニ於テ暴論非法ノ事ヲナシ或ハ睡眠其他驚愕スヘキ舉動アレハ議長之ヲ制シ速ニ議場ヲ去ラシムヘシ

第十七條

議員ハ議場ヲ去リ旅宿等ヘ歸ルノ後其日ノ議事ヲ討議辯論シ或ハ黨派ヲ樹テ數人中合セ明日ノ議場ニ出テ他人ノ論說ヲ貶議スル等ノ事アルヘカラス唯虚心平氣公義ヲ主トスヘシ毫モ私心ヲ挾メハ管下百萬人ノ公撰ニ辜負スルモノトスヘシ

發言ノ權利

第十八條

總テ議セントスル事件ハ豫シメ考察ヲ具シ書面ニ作り議事席ヲ開クノ前庶務課記錄掛ヘ出スヘシ記錄掛ハ其順序ヲ整ヘコレヲ議長ニ出スヘシ

第十九條

總テ議案ヲ出スハ自己ノ席號ト姓名トヲ記シ差出スヘシ議長ハ記錄掛ヨリ差出ス順序ニヨリ點檢シ急ナル事件ト延期スヘキ等ノ區分ヲ立議會ニ附シ讀上ルモノトス

第二十條

議員自己ノ議案ヲ出シ或ハコレヲ辯明シ又他人ノ議案ヲ賛成シ或ハ之ヲ討論セントスルニ當テハ其席ニ起立シ議長

ニ對シ〔發言〕ト聲ヲ發スヘシ議長ハ其〔發言〕ノ聲ヲ認ムレハ其議員席次ノ番號ヲ呼フ是ニ於テ議員初テ發議スルヲ得ヘシコレヲ發言ノ權利ト云フ

第二十一條

發言討論ヲナスニハ總テ議員ノ姓名ヲ直ニ呼ハス議長ニ對シ彼ノ何番ノ席ヨリ出ル論ト云ヒ或ハ唯今發言ノ論ト云フヘシ何ントナレハ姓名ヲ差附テ呼フトキハ同論ニテモ反論ニテモ自然愛憎ノ私心ヲ生シ易ケレハナリ

第二十二條

二人或ハ數人同時ニ起立シ議長ニ對シ〔發言〕ト聲ヲ發スル時ハ議長ハ先ツ第一ニ其聲ヲ認ムル議員ノ番號ヲ呼ビ發言ノ權利ヲ與フヘシ此時ニ當リ同時ニ起立スルノ議員敢テ一語ヲ發スルヲ得ス

第二十三條

席上議案ヲ作ルモノモ書面ニテ差出スヘシ先ツ議案ヲ差出サントスルモノハ前條ノ手續ヲ以テ發言ノ權利ヲ得直チニ議長ヘ出スヘシ議長之ヲ明瞭ニ展讀シ然ル後他人ノ賛成ト討議トヲ受ケ其委曲ヲ演說明辯スヘシ

第二十四條

議長議案ヲ明瞭ニ展讀スト雖モ若シ其旨趣ヲ了解シ兼ル時ハ再應聽問センヲ請フヘシ其議案ノ旨趣ヲ了解セスシテ叨リニ發言ヲ要スヘカラス

第二十五條

甲議員既ニ起立シ議長ヨリ其員ノ番號ヲ呼ビ發言ノ權利ヲ與フル上ハ其發言中ハ誰員ニテモ起立シ其發言ヲ停ムル

ヲ許サス其發言ノ終ルヲ俟テ起立シ更ニ議長ヨリ發言ノ權利ヲ得テ後チ討議スヘシ坐ヲモ起ス議長ヘモ告ケス議長ヨリ其員ノ名ヲモ呼ハサルニ發言スル等ノ事アル可ラス

第二十六條

他人ノ發言ヲ停ムルヲ許サスト雖モ或ハ其議論迂遠冗長ニ屬スル事アレハ直チニ議長ヲ呼ビ何番ノ論〔無用〕ト聲ヲ掛クヘシ議長ハ其聲ヲ聞ケハ彼ノ議論ヲ止メ無用ニ屬スルヤ否ヤヲ總議員ヘ布達シ無用ニ決スレハ其議ハ廢棄スヘシ

第二十七條

總テ賛成討論辯論スルハ議長ヘ對シ發議スルモノニテ甲議員ヨリ乙議員ヘ對シ發議討論スヘカラス何ントナレハ一人一己ノ私事ヲ議スルモノニ非ス此議事ハ管下一般ノ公益ヲ計リ滿場議員ト議スルモノナレハ訟廷上原告被告ノ辯論ト混淆スル事ナキヲ要スヘシ

議案ノ名義

第二十八條

議案ヲ議長ニ差出シ議長ニ於テ其趣意ヲ無益或ハ不便又ハ道理而已ヲ主張シ實際上行ハレサルト見做ス時ハ其議案ヲ抑停シ置記録官ヲシテ其行ハレサル所以ヲ辯セシメ翌日其草案ヲ本人ヘ返スヘシ是ヲ廢案ト云フ

第二十九條

或ハ其議案ヲ採用セント思ヘトモ事不急ニ屬スルカ或ハコレヲ熟考審察セント欲スル時ハ其書案ヲ議長ニ與カリ置

キコレヲ其翌日議スルカ又ハ後會ニ附スルカナルヘシ是ヲ延會案ト云フ

第三十條

或ハ議案ノ旨趣錯雜事理曲折多ク或ハ大事件ニシテ一時議員ノ決答辯說ナシ難キ事或ハ其事格段至當ノ旨理アリテ可ト決スルモ其方法着手ノ順序等其日ノ議會ニ結局ツキ難キト見做ス時ハコレヲ二日或ハ四五日後ノ議會ヲ期シ各議員ヨリ書面ヲ以テ議答ヲ出サシメ然ル後決案ス是ヲ課程案ト云フ

第三十一條

或ハ山林原野ヲ開墾シ海港ヲ闢キ河渠ヲ浚ヒ道路橋梁ヲ修築スル等ノ類ノ如キハ其議可ト決スルモ其地方ニヨリ施行ノ順序着手ノ緩急等異同ナシトセス此時ニ當テハ議長ヨリ議員ノ内數人ヲ特撰シ其緩急順序等ヲ整調セシムヘシコレヲ協議案ト云フ

第三十二條

甲議員ノ發スル議案ヲ乙議員之ヲ討議シ甲議員又コレヲ説明シ議長ニ於テ甲乙兩議各一議アルト思フトキハ特典ヲ與ヘ甲乙對論其義ヲ終ヘシメ然ル後衆議員ノ可否ヲ以テ其議ヲ決スルヲ是ヲ對論案ト云フ
但コノ對論案ハ議會ノ特典ニシテ偶々コノ權ヲ與フルモノトス

第三十三條

前條ノ如ク課程案ヲ立テ其議スル時ニ當リテハ何等ノ議案出ツルモ總テ差止メ此課程案ヲ決議スヘシ去リナカラ一
種格段ノ議案又ハ至急議定セサルヲ得サル事ト議長見認ムル時ハ其由ヲ議員ニ告ケ此課程案ヲ姑ラク差置キ其案ヲ

議スヘシ是ヲ特權案ト云フ

決案ノ方法

第三十四條

此議會ニ決議ト云フハ投名ノ多數ニテ決スル者ナレハ議長既ニ決案ヲ命シ其事ヲ縣廳ニテ布達シ實際之ヲ行フニ當リテハ嚮ニ其事ヲ否トセシモノモ其否說ヲナキモノトシ務メテ之ヲ遵奉スヘシ

第三十五條

投名ノ決案ヲ定ムルニハ預シメ席次番號ヲ認メタル可否ノ兩札ヲ衆議員ニ渡シ置キ議長衆員ニ向ヒ可否如何ト問フ時衆員可トスレハ可札否トスレハ否札ヲ差出シ記録官ニ於テ其多寡ヲ點檢シ議長ヘ呈スヘシ是ニ於テ議長其可否ヲ決スル者トス

但可否同數ナレハ其議ヲ決スルハ議長ノ特權ニ任スヘシ

第三十六條

議案ヲ出シ一旦議長讀上シ上ハ假令更ニ特別ノ意見アリテ増加セント欲スルモコレヲ取還ス事能ハサルヘシ尤別ニ議案ヲ構シ増補追加スルハ妨ナシトス

第三十七條

廢案以下總テ議長ノ專權ヲ以テ命スト雖モ議長議案ヲ展讀シ議員ヨリ其案ヲ無益トシ廢案ニ附スルト或ハ是ヲ延會案ト課程案ニ附セント思フ等總テ議員ヨリ其案ヲ發セハ議長コレニ發言ノ權ヲ與ヘ其廢スヘキカ延會ニスヘキカ課

程案ニスヘキカヲ尋問シ尙衆議ヲ諮ヒコレヲ決スルモノトス

第三十八條

一 議案ヲ議シ既ニ決セントスル際ニ當リ一種特別ノ議案出テ其議スル所前議ヨリ勝ルト議長認ムル時ハ最前ノ決議ヲ止メ後案ノ卓絶シタルカヲ衆議ニ附シ彌至當ト思フ人多キ時ハ前議ヲ廢シ後議ヲ以テ決案ヲ定ムル事アルヘシ

第三十九條

議事決案ニ二様アリ議長ノ專斷ヲ以テ判決スルヲ命令決議ト謂フ議員衆多ノ許可ニテ斷決スルヲ投名決議ト謂フ決案ノ後記録官ニ於テ此二様ノ區別ヲ立テ日誌ヲ編製スヘシ

議事ノ禁令

第四十條

議事席ニ於テハ總テ無禮誹謗ヲ爲スヲ禁ス故ニ議事會ニ於テ已ニ決議スヘキ事件ニ付別ニ處分方法ノ議案ヲ發スヘキ定説ナクシテ叨リニ此議ヲ廢棄スヘキコトヲ論スルヲ許サス

第四十一條

議事會ニ於テハ一議案ニ付一度已ノ論說ヲ發セシ上其事件ニ付中間其說ヲ變シ再度發言スル事ヲ許サス但其議論ノ旨趣ヲ貫徹發明スル爲メニ再ヒ發言スルハ妨ナントス唯議案ヲ改ムルヲ禁スルナリ

第四十二條

一 議員發言中ハ總員ヲシテ默聽セシムル議事會ノ通義ナレハ其發言中ハ必ス整正嚴肅其發聲ヲシテ滿場ニ調達セシ

ムヘシ且噓咳欠伸私話等ヲナシ或ハ煙ヲ喫シ湯茶ヲ飲ミ及ヒ議事席ヲ遮過スルヲ禁ス

第四十三條

發言ノ上議事會ノ同意ヲ得サル時ハ其議スル所ハ衆ノ否トスル所ナレハ何事ニヨラス一期會議中再ヒ其議ヲ發スルヲ得ス

第四十四條

他人發言中睡眠私語等總テ無禮ノ行ヒヲ爲シ禁令ヲ犯スモノアレハ議員ニテモ議長ヘ對シ其無禮ノ所業ヲ告クヘシ議長其禁令ヲ犯ス所以ヲ詰問シ議會ニ布達シ議場ヲ去ラシムヘシ

議事場

第四十五條

此ノ議事場ハ管下人民ヨリ經費ヲ出シテ築造スルモノナレハ一歲四次議事開會ノ外ハ凡ソ人民ノ爲ニ會議スル事アルトキハ此場ヲ開クヲ允ス然ル時ハ必議事該官員ノ許可ヲ得テ開クヘシ

明治七年一月

大區議事會章程

第一條 此大區議事會ハ縣廳議事會ノ月ヲ除キ毎月一次每會一日コレヲ開クモノトス

第二條 此議事會ハ專ラ其一大區中人民ノ安穩利益ヲ謀ル爲ニ設クルモノナレハ全國ノ利害 朝政ノ得失及ヒ縣廳公令ノ當否等ヲ議スルヲ得ス又一己ノ私心ヲ挾ミ他人ノ自由ヲ妨害スルノ說ヲ主張スル事ヲ得ヘカラス

第四章 藩議院と地方民會

- 第三條 此議事會ハ其大區代議人ヲ議長トシ各區區長及戶長ヲ議員トス
- 第四條 代議人ハ每大區ニ二名アルヲ以テ甲ノ代議人議長ナル時ハ乙ノ代議人ハ副議長トナリ又乙議長トナル時ハ甲ハ副議長トナリ一議案ヲ畢フル毎ニ甲乙互ニ正副タルヘシ
- 第五條 民事ニ就キ親シク其區ニ就テ議スル事アル時ハ掛リ官員時トシテ此議事會ニ出席スル事アルヘシ
- 第六條 此議事會ハ毎會一日ニ定ムルモ議案ノ決シ難キカ又ハ議スヘキ事多數アル時ハ翌日再ヒ開會決議スルハ妨ケナント雖モ決シテ三日ニ跨ルヘカラス蓋シ區戶長其職掌ニ支障アルヲ恐ルレハナリ
- 但兩日ニテモ決シ兼候節ハ後會ニ附スルカ縣廳議事會ニ出スカハ議長ノ特見ニ任スヘシ
- 第七條 此議事會ハ日ノ長短ニ拘ハラス午前第九時ヲ發會ノ時限ト定ム
- 第八條 定日刻限ニ至レハ總人員ノ半ヨリ多ク出席アラハ議事ヲ開クヘシ半ヨリ少キ時ハ延會スヘシ
- 但至急議ス可キノ事件アレハ議長ノ特見ヲ以テ開ク事アルヘシ
- 第九條 議員ハ自己ノ病及官廳ノ呼出等其他不得已事故アルニ非サレハ缺席スルヲ許サス
- 但シ缺席ノ節ハ其事故ヲ書面ニ認メ幹事ニ差出スヘシ
- 第十條 議員中抽籤法ヲ以テ毎月幹事二員乃至三員ヲ置キ議事所一切ノ雜事ヲ掌ラシムヘシ
- 第十一條 議事所ニ決議簿議案錄議員名簿ヲ製シ置クヘシ
- 第十二條 決議簿ハ始ニ議案ノ大意ヲ掲ケ次ニ投名ノ多寡ヲ算シ以テ可否ノ決議ヲ記載シ議案錄ハ始ニ議案ヲ載セ次ニ議員ノ答議ヲ綴リ決議簿ニ照シテ可否ノ主意瞭然タルヲ要シ議員名簿ハ議會ニ出席シタル議員ノ名ヲ記スル

モノトス

- 第十三條 以上ノ三簿冊ハ縣廳議事會ニ出シ檢閲ヲ受クルモノトス
- 第十四條 議事ノ要務トスル十一款ヲ左ニ舉ク
 - 第一 官令ノ趣旨ヲ暢達セシムル事
 - 第二 舊弊ヲ除キ開化ヲ進ムル事
 - 第三 區内取締ヲ注意スル事
 - 第四 荒蕪地ヲ開墾スル事
 - 第五 水路ヲ疏通シ隄防ヲ堅牢ニスル等ノ事
 - 第六 地誼ヲ測リ桑茶楮漆等物産ノ利ヲ起ス事
 - 第七 新ニ道路ヲ開或ハ之ヲ補理シ井ニ橋梁ヲ架スル等ノ事
 - 第八 學校ヲ設立シ又ハ盛大ニシ小民ノ子弟ヲシテ學ニ就カシメ及ヒ病院ヲ興ス等ノ事
 - 第九 金穀ヲ蓄積シテ非常ノ災害ニ備フル事
 - 第十 貧民救助并歸籍ノ者ニ産ヲ授ル事
 - 第十一 村驛費ヲ節スル事
- 第十五條 議員ハ議案ヲ作り議事ノ時尅ニ先タチコレヲ議長ニ出スヘシ議長ハコレヲ受テ順次取纏メ其最モ緊要ニシテ急務ナリト見込ミシ事件ヨリ議事ヲ始ムヘシ

- 第十六條 議案ハ議員ヨリ出スモノニ不限議長ヨリモ議案ヲ作リコレヲ議事ニ附スヘシ
- 第十七條 議案ハ議長讀上ル兩回了ツテ其大意ヲ述テ議員ノ意見ヲ問フヘシ
- 第十八條 議長議案ヲ讀ミ了レハ議員之ヲ可否シ或ハ別ニ意見ヲ陳ヘ尙ホ可否ヲ討論スヘシ
- 第十九條 意見ヲ陳ヘ可否ヲ論スルハ必ス一人ツ、順次ヲ以テ發言スヘシ衆人同時ニ發言スルヲ得ス若シ二人以上同時ニ發言スルコトアレハ議長其順次ヲ定メ一人ヲシテ發言セシムヘシ
- 第二十條 議事ハ總テ議長ニ對シテ發言スヘシ議員互ニ論辯スルヲ得ス
- 第二十一條 議事ハ私語スヘカラス怒罵戲謔侮謾不遜ノ言ヲ出スヘカラス欠伸シ或ハ坐睡シ怠惰ノ容ヲナスヘカラス如シコレヲ犯スアレハ議長〔無用〕ト一聲ヲカケコレヲ止ムヘシ
- 第二十二條 凡議スル所ノ事可ト決スルモノハ都テ縣廳議事會ニ出シ更ニ公議ヲ盡スヘシ
- 第二十三條 議スル所ノ事否トスル者五分ノ三以上ナレハ先ツ可否ヲ決セス縣廳議事會ニ出シ更ニ論議ヲ受クヘシ
- 第二十四條 右ノ如ク縣廳議事會ニ差出スヲ定則トスレ共至急關キ難キ事件ハ其決案ノ顛末ヲ詳記シ實際施行センコトヲ直チニ縣廳ニ請フヘシ
- 第二十五條 此會議ニ出ス所ノ議案其事重大ニシテ可否ヲ決スル克ハスンハ亦縣廳議事會ニ出スヘシ
- 第二十六條 議スル所ノ事ハ否ト決スルトモ議案ニ就キ別ニ述ル所ノ意見ヲ衆議可トスレハ之レヲ筆記シテ縣廳議事會ニ出スヘシ
- 第二十七條 以上縣廳議事會ニ出ス所ノ條々ニ議員ノ答辯アレハ之レヲ副テ出スヘシ

第二十八條 衆議員侮謾不遜其他無禮ノ舉動等ヲナシ議長コレヲ制スト雖モ尙用ヒサル者アレハ其始末ヲ詳記シ縣廳ニ上申スヘシ縣廳オヒテ查覈ノ上相當ノ處置ヲナスヘシ

第二十九條 此議事章程ハ謹テ遵守スヘシ若實際施行ノ上此章程ヲ變更シ或ハ條目ヲ増減セント欲セハ其考案ヲ具シテ縣廳ヘ申請スヘシ

明治七年一月

昨六年縣下ニ議事會ヲ設ケラレシ以來、益議事ヲ盛大ニシ、新ニ議場ヲ建築シ、更ニ議事則ヲ改定シ、一年四次三州ノ代議人ヲ召集シ大ニ民事ヲ議セシム。又一年八次大區議事會ヲ興シ、以テ縣會ノ議スル所ハ大區會ニ於テ之ヲ通暢セシメ、大區會ノ論スル處ハ縣會ニ出シテ之ヲ開達シ、上下相須テ扞格阻絶ノ患ナカラシメントス。然シテ今大區議事會ノ體裁タル正副區長及ヒ戶長議員トナリ、各代議人議長トナル。頃日大小區吏員御改正以來、一大區ノ議員僅ニ六七名ニ過キス、其中區戶長ニシテ代議人タルモノアリ、或ハ疾病事故アリ缺席スルモノアリ、其人員ノ寡少ニシテ大事ヲ議スルニ足ラサルヤ亦知ルヘキナリ。而シテ區戶長ナル者ハ官ノ命スルモノニシテ人民ノ選舉セシモノニアラス。其人民ニ代リテ可否ヲ議スル權ナキヤ固ヨリ言ヲ待タス。是レ名アリテ實ナキニ近シ。斯ノ如クシテ上下通暢ナラシメント欲スルモ亦得ヘカラサルナリ。依テ惟ミルニ大區會ノ如キモ亦縣會ノ例ニ倣ヒ毎小區二人ノ議員ヲ公撰セシム。尤モ代議人ト區長トヲ除クノ外、戶長ニシテ其撰ニ當ル者ハ相兼ルモ妨ケナシ。是ヲ以テ小區内人民ノ名代トナシ、區戶長ト共ニ論辯協議シ、上意下ニ徹底シ下情上ニ申通シ、扞格阻絶ノ患ナカラシムルヲ得ハ、此ニ於テ議事ノ眞理ヲ得ルト云フヘシ、衆議如何。(明治七年千葉縣會第二十號議案中山三郎提出)

大區會は第七の部丈け去る六月に始まり、區長（即ち議長）板倉胤臣の盡力にて體裁至て整齊なり。議員も不屈不撓に民益の議を起したり。○小區會も七大區内には近々はじまるとて、あちこちで議員方が議案を草する様子なり。民選議員の萌芽を發せしは決功（明治九年八月二十）
（二日東京日日新聞）

○木更津縣 明治六年二月公布の議事則の大意は左の如くである。

第一條 夫縣廳ハ人民ヲ保護スル者ニシテ人民ヲ抑制スル者ニ非ス

第二條 故ニ縣廳ヨリ令スル所一モ人民ヲシテ其自由ヲ遂ケ其幸福ヲ享ケシメンガ爲ニ計ラザル者ナシ

第三條 然レトモ上下ノ情相通セサルコトアレハ其令ヲ發シ事ヲ施スノ際其趣意或ハ貫徹セザル者アリ

第四條 (略)

第五條 然レトモ管下五十萬民ノ人民一ニ相議ノ上施行ハントセバ其勢又行ハルヘカラス

第六條 依テ此度新ニ議事所ヲ開キ精々代議人ヲ撰シ以テ大ニ民事ヲ議セシメントス

第七條 (略)

第八條 自今國益民利ヲ謀ルコトアルトキハ令參事以下各事務官員此代議人ト親シク相議シテ事ヲ施スヘシ

第九條 代議人ノ法既ニ定マル上ハ代議人ノ可ト言フ事ハ管下人民一般ノ可ト思フ事其不可ト言フ事ハ管下人民一

般ノ不可ト思フ事ト決スルナリ

第十條 如何トナレハ此代議人ハ管下人民一般ノ撰舉スル所ノ者ニシテ固ヨリ此人ノ議スル所ナレハ異論コレナシ

ト思フ者ヲ舉ゲタレバナリ

(中略)

第二十一條 然レドモ代議人ハ事ヲ議スルノ權アリト雖モ事ヲ行フノ權ナキ者トス。

初メ柴原和ガ舊木更津縣權令タルヤ首トシテ縣内ニ民會ヲ起サント欲シ明治五年五六月間先ツ縣廳輪番詰合戸長ヲ集合シテ議事ヲ爲ス然レ共一場ノ談話會タルニ過ギズ七月ニ至リ管内ヲ九區ニ分ケ先ヅ各町村ヨリ惣代人ヲ舉シメ之ヲシテ更ニ每區ニ二人ノ代議人ヲ公撰セシム六年二月十九日代議人初メテ定マル於是議事則ヲ頒布シ縣令或ハ參事議長トナリ専ラ管内ノ公益ニ關スルコトヲ議ス同年三月七日第一回ノ會議アリ四月十二日第二回ノ會議五月七日第三回ノ會議アリ(千葉縣會議沿革略誌)夫レ舊木更津縣ニ於テ創始セル議會ハ一ノ集會談話場タルニ過ギザレドモ管内人民會議ヲ希望スルノ心ハ此ニ初テ胚胎セリト云可シ(縣治實踐錄)

○印旛縣

河瀬秀治ガ舊印旛縣令タルトキ明治五年八月集會局假規則ヲ定メ大區集會小區集會規則ヲ設ケ各一月一回ノ會議ヲ開キ大區集會ハ縣令參事正權典事大屬ノ内會頭トナリ戸長頭取之ガ議員タリ小區集會ハ戸長頭取會頭トナリ戸長之ガ議員タリ之レヲ以テ舊印旛縣ニ於テモ議會ノ體面既ニ胚胎ス六年二月柴原和木更津縣ヨリ印旛縣權令ヲ兼任ス是ニ於テ一大區ニ二名ノ代議人ヲ撰舉セシムルノ令ヲ發ス(千葉縣會議沿革略誌)

集會局假規則

第一條

一、大區集會 一月一度

但

十六日	南局	印旛郡
廿六日	中局	我相佐馬倉郡
廿一日	北局	猿孫島郡
		杵掛郡

右定日會頭會員朝第十字入局候事

第二條

一、大區集會ハ令參典事正權大屬等ノ内出席會頭タリ各小區戶長頭取會員タルヘシ

第三條

一、大區會席ニ於テハ戶長頭取專ラ下情ヲ陳述 且

朝旨ヲ奉シ上下相親ミ言路洞開漸次舊來ノ陋習ヲ破リ人民一般ノ公利ヲ興スヲ要ス

第四條

一、小區集會 毎月一度ツ、

但每一小區一ヶ所ツ、會席ヲ設ケ定日集會スヘシ

第五條

一、小區集會ハ各區戶長頭取會頭タリ每區正副戶長會員タルヘシ

第六條

一、小區會席ニ於テハ正副戶長專ラ區内村驛ノ情實ヲ陳述且

朝旨ヲ奉シ漸次舊來ノ陋習ヲ破リ各村各區廣ク協力人民相互ニ其志ヲ遂ケシムルヲ要ス臨時本縣官員出席事情
傍聞スルコトアルヘシ

第七條

一、小區會席ニ於テ正副戶長陳述スル處ノ情實ヲ公評頭末條理ヲ詳ニシ戶長頭取粗可否ノ目途ヲ立テ大區會席ニ於テ更ニ之レヲ陳述スヘシ

第八條

一、小區會席ニ於テハ一切ノ事件之レヲ決スヘカラス

第九條

一、大區會席ニ於テハ紛議一決スヘクシテ一切之ヲ行フヘカラス

第十條

一、大區會席ニ於テ決議ノ條々之レヲ施行スルハ太政官諸省縣廳各事ノ大小輕重ニ依リ都テ御一定ノ制ニ隨フ

第十一條

一、大區會席ニ於テ議事ヲ起スモノハ更ニ小區會席ニ於テ熟議次會大區會席ニ於テ之レヲ評決スルヲ以テ平素ノ例トス

第十二條

一、集會正則例外

第一條

一、每村每驛一ヶ月限りノ費用明細帳ヲ仕立翌月小區會席ニ持參公席ニ於テ協力精算スヘシ

第二條

一、小區會席ニ於テ正副戸長相互ニ立會協力精算スル所ノ村驛費用帳戸長頭取ニ於テ入念檢査總計ノ廉々承知ノ證割印シ正副戸長ヘ費用帳ヲ渡スヘシ

第三條

一、正副戸長ニ於テ一般ノ人民ヨリ費用ヲ出サシムル必ス頭取ノ承印アルヲ要ス若シ承印ナキヲ以テスルモノハ其罪ヲ免ヌカレス

第四條

一、毎月小區會席ニ於テ戸長頭取每村每驛ノ費用ヲ檢査承印ノ廉々別紙雛形ニ倣ヒ之レヲ寫シ必ス大區會席ニ持參縣官ニ進達スヘシ

第五條

一、大區會席ニ於テ各區戸長頭取進達スル所ノ各小區每驛村ノ費用帳ヲ收メ縣廳ニ於テ之レヲ總計一月一歲民費ノ多少ヲ明辨保護ノ任ヲ盡スヲ要ス

第六條

一、每村每驛毎月小區會席ニ於テ精算セシ所ノ小前帳之レヲ一ケ年ニ積ミ明年三月迄ニ寫シ悉皆縣廳ヘ收ムヘシ
當分如此假定漸次更正スヘキ也

壬申八月

印 旌 縣 廳

村驛一月民費總計帳雛形

第何大區何小區 支チ何月

高金 何程
高米 何程

内

金	何程	何郡	何村
米	何程	何郡	何村
金	何程	何郡	何村
米	何程	何郡	何村
金	何程	何郡	何驛
米	何程	何郡	何驛
都合			

書面之通明細帳檢査證印仕候也

何月何日

右區 戶長頭取 何 某 印

印 旆 縣 御 廳

(是ハ戸長頭取村方明細費用總計ト割印ノ總形)

○山口縣

○兵庫縣

中國邊ヨリ報知スル處ニ據レバ、吾曹ガ希望シタル區議院縣議院ノ景狀ヲ爲シタル民會ハ、漸ク實際ニ行ハレ、其人民ハ民權ノ恢復スヘキヲ知り、就中、山口兵庫ノ二縣ニ於テハ既ニ嚴然タル民會ノ體ヲ備ヘ、其實務ヲ辯ジタリト。其證ヲ掲ケンニ、兵庫山口ノ兩縣ニハ(恰モ他ノ府縣ニ在ルカ如ク)其縣廳ニ於テハ如何ナル方法ニテ賦課スヘキヲ考定シ能ハサル所ノ民費アリ、縣官ハ是迄多年ノ苦心ヲ勞シタレトモ至當ナル方法ヲ得ザリシニ、一旦之ヲ民會ニ出シテ議セシメタルニ、數回ノ評議ニテ容易ニ至當ノ方法ヲ案シテ之ヲ協議シ、以テ實際ニ施行シテ多年ノ難事ヲ除キタリト云。又貢米石代納ノ平均相場ヲ定ムルニ於テ、避隔ノ地ハ上米ニテ低價ナリ、便宜ノ地ハ下米ニテ高價ナル有リテ其平ヲ得ザル、實ニ縣官ノ一難事タリシニ、是モ亦民會ニ於テ議セシメタルニ、寔ニ實地ニ適當シタル方法ヲ得タリト云。(明治八年二月二十(八日東京日日新聞))

○兵庫縣

現ニ兵庫縣ノ如キハ區戸長退々議事ノ體ニ慣レ目今ニテハ之ニ加フルニ一區ヨリ公選一人宛ヲ入レ漸ヲ以テ民會ニ

變移セント企テタリ(明治八年地方官會議ニ於ける神田孝平の言)

○名東縣

名東縣下大小區會議事章程

第一章

第一條

一、大區會ノ議員ハ每小區ノ戸長及ビ每小區議員ノ中入札最多カリシ兩名ヲ以テ之ニ充テ區長之ガ議長タルヘシ但シ大小區會場ニ於テハ區長タリトモ同等同權ノ者トス

第二條

一、小區會ハ該區ニ住居スル者第二章入札法ヲ以テ公選シ廿名ヲ舉ケテ議員トシ戸長之ガ議長タル可シ

第三條

一、大區會ハ奇月小區會ハ偶月ヲ以テ會月トシ共ニ定日ヲ期シ置可シ但定日ハ縣廳ヘ届置ベシ

第二章

入札規則

第四條

一、各小區内ニ住居スル滿廿年以下及ビ精神失常或ハ現今罪ヲ負ヒ如クバ責付内ニアル者ヲ除ク外盡ク其戸主ヲ

選舉人トシ各事務所ニ姓名簿ヲ設ケ置ク可シ

但選舉人増減ノ節帳簿ヲ改正スルハ戶長ノ任トス

第五條

一、各小區ニ於テ毎年一度選舉人互撰ノ法ヲ以テ廿人ノ議員ヲ選舉スヘシ

第六條

一、戶長ハ選舉ノ期日ヨリ十日以前ニ選舉ノ日時及ビ其場所ヲ布達シ區印ヲ押タル入札用紙ヲ選舉人ニ送ル可シ

第七條

一、入札ハ選舉ス可キ人名ヲ記シ次ニ自己ノ村名氏名等明了ニ記シ實印ヲ押シ封ジテ入札場ニ持來リ入札箱ニ投ス可シ

但シ其日缺席ノ者ハ其度限除名ノ事

第八條

一、入札ニ書載ル人名ハ公選スヘキ人員ヨリ或ハ多ク或ハ少キモ妨ナシ

第九條

一、開札ハ本日行フ可シト雖モ日間移リ行ヒ難キ時ハ選舉人ノ面前ニテ入札箱ニ區印ヲ押シ戶長及其掛リ役員連署シテ之ヲ閉鎖スベシ
但開札ハ翌日ヲ過ス可ラス

第十條

一、開札ノ節ハ選舉人ノ面前ニテ戶長其入札ヲ一枚ツ、高聲讀上筆生ヲシテ書留サス可シ
但區印ナキ入札カ或ハ區印アルモ人名並ニ實印ナキ等其他不都合ノ入札ハ正數ニ加フ可カラズ

第十一條

一、開札終リタル上ハ名前ノ多少ヲ取調誰ニ幾枚ト逐一呼上可シ而シテ枚數最多キヲ初筆トシ定額ノ通落札人ヲ算定シ其氏名ヲ更ニ呼上ケ其場及其區ヘ揭示シ且ツ縣廳並ニ區長ヘ届出可シ
但シ入札同數ナレハ年長ノ者ニ授任ス可シ若年齡同シキ時ハ圖ヲ探テ決ス可シ

第十二條

一、落札人ハ右落札姓名揭示スレハ其年議員ト心得ベシ撰ニ中リタル者ハ撰ニ其任ヲ受ザルヲ得ズト雖モ不得止事故アリテ受任セサル時ハ次ノ入札多キ者ニ受任スヘシ

第十三條

一、議員ハ受任一周年ト定ム一周年ノ後ハ更ニ入札ヲ以テ改撰ス可シ若事故アリテ本年中ニ關員アル時ハ次ノ入札多キ者ニ授任ス可シ故ニ入札ハ一年間備置可シ

第十四條

一、議員中抽簽法ヲ以テ毎月幹事二員乃至三員ヲ置キ議場ノ雜事ヲ掌ラシム可シ

第三章

第四章 藩議院と地方民會

議事要務略目

第十五條

- 一、官令ノ趣旨ヲ暢達スル事
- 一、區内ノ舊弊ヲ除キ開化ヲ進ル事
- 一、風俗ヲ正シ區内取締ヲ嚴ニスル事
- 一、區内費用ノ多寡ヲ定ムル事
- 一、租稅其外諸公費ノ帳簿ヲ檢査スル事
- 一、學校ヲ設立シ及ヒ維持ノ方法ヲ設ル事
- 一、病院ヲ興シ及ヒ醫道ヲ明ニスル事
- 一、荒蕪地ヲ開墾スル事
- 一、水路ヲ疏通シ隄防ヲ堅牢ニスル事
- 一、道路ヲ修補シ或ハ新ニ開ク事
- 一、橋梁ヲ堅固ニシ或ハ新ニ架スル事
- 一、究民救助ノ事
- 一、物産ヲ興ス事
- 一、勸業ノ事

- 一、工場ヲ興ス事
- 一、牧畜養蠶ノ事
- 一、社會及諸會社ヲ建ル事

第四章

議事心得

第十六條

一、期日刻限ニ至リ議員總人數ノ半ヨリ多ク出席アレハ議事ヲ開ク可シ總人數ノ半ヨリ少キ時ハ延會ス可シ

第十七條

一、議員ハ自己及父母ノ病或ハ官廳ノ呼出等其他不得止事故アルニ非レハ缺席スルヲ許サス

但缺席ノ節ハ其事故ヲ書面ニ認メ刻限前ニ幹事へ出ス可シ

第十八條

一、當日出席セザル時ハ當日ノ決議後日ニ至リ不同意申出ルト雖モ取上グ可カラズ

但議長其論ヲ確當トセバ後會衆議員ニ示シ採用ス可シ

第十九條

一、此議事會ハ専ラ大小區人民ノ公益ヲ謀ル者ナレハ其區々ノ地勢人情ニ因リ現在實際ニ施行スベキ事ヲ議ス可シ又一區ノ私心ヲ挾ミ他人ノ自由ヲ妨ル等ノ說ヲ主張ス可カラズ